

## VIII. 日本における調査のまとめ（実態調査から把握された内容の整理）

本章ではあらためて、日本における調査のなかから「子どもの声を聴くということ」、「保育者の想い」を整理した後、その後、日本においてインクルーシブ保育を推進する上の課題について、ミクロ・メゾ・マクロのレベルに分けて整理する。

### 1. 子どもの声を聴くということ（調査結果からの示唆）

子どもの声を聴くことは、インクルージョンを推進する上で不可欠な視点である。まず、子どもは大人に準備された環境の中でただ生活しているのではなく、自ら環境をよくするために考え、さまざまな意見を持っているという前提がある。松井（2024）においても、保育者の「ものさし」を疑うことが、保育者が子どもの声を聴く中で得る発見や学びと密接に関係していると説明している。大人が無自覚に用いる評価基準は、子どもの多様な表現をひとまとめにし、結果としてその声を单一化してしまう危険性を孕んでいる。子どもたち一人ひとりが持つ声は、保育の現場に新たな可能性を示すものであり、決して大人の都合で解釈されるものではない。また、子どもの声を聴くという行為自体に、上から目線の言葉の側面が内在している点にも留意する必要がある。すなわち、保育者が「子どものために」声を聴くのではなく、子ども自身が主体的に意見を表明する機会を保障することが、インクルージョンを実現するための前提となる。

子ども白書2023においても、子どもの呼びかけや訴えが十分に受け止められなかつた現状に対する省察がなされている。忙しさや効率化の名の下で、子どもの声が疎外されてしまう現実が指摘されている。ここにおいても、保育者や関係者が自らの「ものさし」を見直し、子どもたちが持つ多様な意見をありのままに受け入れる環境を整備することが、保育に広がりをもたらす一歩であると考えられる。また、そもそも保育者自身の声も聴かれているかの視点も重要であることを指摘している。

さらに、子どもの声に応えるためには、物的・人的環境の整備や地域資源の活用といった具体的な支援策が求められる。子どもの「ああしたい、こうしたい」という声は、ときに保育者が想定していた範囲を超えるものであり、そのために保育現場における対話や協働が不可欠となる。子どもと保育者、ひいては保護者との対話を通して、保育の在り方や支援体制を見直すプロセスは、インクルーシブ保育の深化に直結する。大人同士の対話が、子どもの多様な声を真正面から受け止めるための基盤を形成し、その基盤の上に、子どもが自らの権利を主体的に行使できる社会が築かれていくと考えられる。

このように、子どもの声を聴く実践は、単なる情報収集ではなく、保育者自身が自らの評価軸を問い合わせし、子どもの多様性を尊重するための大きな契機となる。その意味で、子どもの声が織りなす対話の場は、インクルーシブ保育の実現に向けた最も根本的な取り組みであると位置づけられる。

本研究の質問紙調査においては、各設問の統計的結果や自由意見などを通して保育現場が、子どもの自主性や意見表明の重要性について言及していることが読み取れる。また、ヒアリング調査でも、保育者自身が子どもの声に触れ、その声が従来の評価軸（いわゆる「ものさし」）に対する疑問や対話の契機となることを実感していることが読み取れる。実際、子どもの声が現場にもたらす葛藤や、保育者同士・保護者との対話を促す事例が挙げられており、これがインクルーシブな保育実践の深化に寄与している。

以下、子どもの声を聞くということを 5 つの視点で整理し、それらの視点をもとに質問紙調査結果やヒアリング調査結果から、子どもの声を聞く現場の取り組みを抜き出してみたい。

### 1. こども自身の主体性・意欲の表出

- ・子どもが自分で考え、環境や関わり方を少しずつ変えていくこうとする様子に目を向けること。その中には、言葉だけでなく、表情や動き、遊びの選び方など、さまざまな「伝えようとする力」があらわれている。

### 2. 大人の「ものさし」に対する問い合わせ

- ・保育者が自分の中の基準や価値観を一度立ち止まって見直すこと。それは、子どもたち一人ひとりの違いや思いに気づき、それを受けとめるための大切な姿勢となる。

### 3. こどもが自らの意見を表明する機会の保障

- ・「子どものために」ではなく、「子どもが自分で伝える」ことを大切にする見方。何気ない会話や遊びの中にも、子どもが自分の思いや希望を言葉にしたり、行動で示したりする瞬間がある。

### 4. 対話と協働の実践

- ・保育者や保護者、換気機関、そして子どもたちが、互いに話し合ったり、協力したりすることを大事にする見方。いろんな考え方があるからこそ、いっしょに考えることでよりよい環境や関係が生まれる。

### 5. 物的・人的環境や地域資源の活用

- ・子どもたちの声や願いに応えるために、部屋の使い方や遊び道具の置き方、人との関わり方、地域とのつながり方を工夫していこうとする姿勢。子どもとの日々のやりとりからヒントが見つかることもある。

## (1) こども自身の主体性・意欲の表出

質問紙調査の「日常の保育」に関する設問では「子どもの思いを確認し、意見や意思を尊重した保育を行っている」が「十分に行えている」「ある程度行えている」を合わせて 95.2%となっていた。また、同様に「すべての子どもが安心して楽しく参加できるように話し合っている」も「十分に行えている」「ある程度行えている」を合わせて 91.5%と高い割合で報告されており、子どもが自分の思いや意欲を表す機会を設けようとする姿勢を持っている園が多い。自由意見からも、「保育者が優しくわかりやすい声かけをしているのを、子どもがまねて『怒る前に相手の気持ちを確認する』ようになった」や、「自分の苦手を認められる環境があるため、困ったら助けてと言っていいと思えるようになった」など、“子どもが自らの気持ちや苦手を表明しやすい”ケースがあがっている。一方、子どもの主体性を引き出す取り組みが十分に機能しているかは園の人員体制や時間確保などに左右されがちである。

ヒアリング調査からは、多くの園で「子どもが『やりたくない』と言える環境」「自分で活動を選択できる環境」「失敗しても挑戦してみようと思える声かけ」が重視されており、子どもが自分の気持ちを自分の言葉で表し、それを大人が受け止める仕組みを育んでいると言える。

## ヒアリング調査からの内容

|           |   |
|-----------|---|
| 認定こども園まゆみ | 「やりたくない」という言葉を尊重し、別室への移動を受け入れることで、こどもが自分のペースや希望を表明できるようにする                    |
| 和歌山ひかり幼稚園 | 「失敗しても次の一步を一緒に考える」という姿勢が、こどもが自分で工夫したり意欲を出し直したりする場となっている。                      |
| 匿名園       | 「通常クラスに参加する／支援級に戻る」を子どもの状態に合わせて運用する柔軟性が、こども自身のペース・意欲を尊重する仕組みとなっている。           |
| しろきこども園   | 自由保育により「やりたいことを自分で選ぶ」「成功も失敗も経験する」ことが、子どもの意思表示・主体性を重視する形となっている。                |
| 興望館こども園   | 「どうしたいか」「どうすればいいか」を子どもに問うことで、こども自身のやり方・気持ちを引き出している。                           |
| 匿名園       | こどもが落ち着きやすい工夫（部屋の切り替えなど）」があることで、こどもたちが『やってみる／やめる』を自分のコンディションに合わせて選択しやすくなっている。 |

### （2）大人の「ものさし」に対する問い合わせ

保育者が評価基準を見直すきっかけとなる事例として、「障害のある子どもの『できない部分』だけを見ていたが、実際に個々の得意面や興味関心を踏まえた保育計画を立て直すことで、結果的にクラス全体が落ち着き、他の子どもが『自分の苦手も認められる』雰囲気につながった」や、「発達障害のある子どもへの対応を優先しすぎることで他児へのかかわりが手薄になるというジレンマを感じ、あらためて“全体を見る”意識に立ち返った」などの声が質問紙調査の自由意見で回答されている。ただし、「大人の想定していない行動が増え、混乱を招く場面」や「子どもの行動に対応しきれず、最終的には大人の都合で制限してしまう」といった課題を挙げる園もあり、従来の評価や指導基準を見直すかどうかで悩む様子がうかがえる。また、コーディネーターや保育所等訪問支援など外部専門家が関わることで、保育者自身のまなざしが変わり、「専門家による助言やチームでの振り返り」が評価軸を変える大きな要素になっていると側面も見られた。また、「インクルーシブ保育の捉え方」については、大半の園が「子ども一人ひとりの多様性を尊重」「障害の有無に関係なく受け入れる」と回答している。

ただし、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもの受け入れをきっかけに、保育者側が何をもって成長・発達と見るかを再検討する園は少なくない。ただし、それが実際に大人の「ものさし」の問い合わせまで行き着くかは「制度上の制約（人員配置など）」や「実務の多忙さ」により、じっくり振り返る時間が確保できるかなどに左右されやすいと考えられる。例えば質問紙調査の結果を見ると「日常の保育を振り返る時間を確保している」は 65.3%(369 件)だったが、34.3%(194 件)が「あまり行えていない」または「行えていない」と回答しており、振り返る時間をゆっくり設ける余裕がない園も多い。さらに個別の指導計画を作成している施設は 82.9%(428 件)と多いものの、「計画書を形として作るだけで精一杯で、実際の保育内容や評価を見直すところまで至らない」という意見や「障害や特性を把握しきれず、大人側の従来の指導や評価のまま進めてしまう」「園全体で保育の振り返りをする時間が不十分で、子ども理解

に差が出てしまう」といった声もあり、大人の「ものさし」を見直すことの大切さを実感しながら、時間的余裕のなさも見られる。

自由意見では、「障害の診断名に振り回されず、子どもの様子を丁寧に見ようと思った」「保育者同士で情報を共有し合い、子ども理解が深まった結果、“大人が当たり前と思っている活動”をあらためて疑う場面が増えた」といった前向きな変化が語られる。また、一方、「加配や専門家の指導がないと、従来のやり方から抜け出せない」「保育の現場に丸投げされている感じが強く、評価軸をどう変えればいいか分からぬ」といった苦悩も挙げられる。

ヒアリング調査からも、従来の「集団活動に参加できることが良い」「行事は全員で一斉に行うべき」という評価を見直し、子どものペースや不安に配慮したり、“特別扱い”ではなく「必要な子どもには必要な支援がある」という捉え方に変わろうとしていることがうかがわれる。また、どの園も毎日のミーティングや専門家とのカンファレンスを通じて「保育者が自分たちのやり方・判断基準を都度振り返る」仕組みが作られており、「障害の有無を問わず子どもが自然に過ごせるにはどうすればよいか」「子どもの気持ちをどう優先するか」を日常的に考え続けており、画一的評価ではなく「個別の支援と集団のバランスをどう取るか」に試行錯誤が見られる。

### ヒアリング調査からの内容

|           |  |
|-----------|--|
| 和歌山ひかり幼稚園 | 「失敗を許容して次の一步を応援する」文化そのものが、大人の一方的な評価（うまくできる・できない）を押し付けるのではなく、子どものプロセスを見守る方向へ変化しているといえる。                 |
| 匿名園       | 「今子どもが楽しめるか・負担にならないか」を都度検討する姿勢は、保育者の固定的な基準を見直し続ける事例である。  |
| しろきこども園   | 「特別なルールを設けず、子どもと保育者が互いに自然に連携する」「自由保育で子どもに任せる」ことは、大人が一方的に結果を求める従来型の評価ではなく、“主体的に動くこと”を重要視する姿勢への転換がうかがえる。 |
| 興望館こども園   | 「ずるい」「なぜ自分にはないのか」という子どもの声が出たとき、それをどう受け止めるかを保育者同士が話し合う過程自体が、大人側の基準を見直し、多様なニーズを説明し合う試みでもある。              |

### (3) こどもが自らの意見を表明する機会の保障

「子どもの意思表示にあわせて活動や環境を柔軟に変える」取り組みについては「すべての子どもが安心して遊びこめる環境を作る」(71.5%)、「個別に関わるための職員を配置する」(58.9%)といった回答が多く、子どもの側からの声を拾いやすくしようとする工夫が見られる。自由意見では、「一時的に別室に移動して落ち着いた後、本人の希望を聞いて合流のタイミングを決める」、「子どもが『行事の練習がつらい』と言った際、担任が保護者と相談しつつ段階的に関わりを調整した」など子どもの声をきっかけに環境や保育内容を調整した事例が複数見られる。

ヒアリング調査からも、活動に入りたくないときには無理をさせない、逆に入りたいときには自由に合流できる等、子どもの選択が尊重される具体的な事例が多くの園で確認され、日常の遊び・生活の中で子どもの声を尊重する文化がある。

### ヒアリング調査からの内容

|           |  |
|-----------|--|
| 認定こども園まゆみ | 子どもが集団の遊びに入りたくないときも、いつでも戻ってきてても良いという雰囲気があることで、子どもの「やりたい／やりたくない」の意思表明をしやすくしている。 |
| 和歌山ひかり幼稚園 | 子どもと「どうすればいいか一緒に考える」過程で子ども自身の意見が出せるようにしている。                                    |
| 匿名園       | 行事をどうするかを、子どもの状態や希望を優先して決め、子どもの声が反映されやすい運営をしている。                               |
| しろきこども園   | 自由保育が中心で、クラス移動も柔軟にできるため、子どもが「ここは嫌」「こっちがいい」という意思が発揮しやすい。                        |

### (4) 対話と協働の実践

質問紙調査では、保護者との連携や家族支援・保護者支援は大半の園で「十分に行えている」「ある程度行えている」と回答され、「日ごろから声をかけることや」「困りごとや悩みに寄り添う」という取り組みが多く行われている。外部機関との連携については、児童発達支援や巡回相談など外部機関を活用し、子どもや保護者を支えることや外部の専門職が園に訪問し助言を行うことが保育者の悩みが和らぐとい状況にある。一方、「支援者が来ても相談時間が足りず、保育者が十分に話し合いに参加できない」「訪問回数が少ない」など“形だけの連携”になりがちな現状も課題として挙げられている。

子ども・保護者同士の対話に関しては、インクルーシブ保育を続ける中で、保護者同士が支え合う姿が生まれたことや、他の保護者が障害や特別な配慮が必要な子を理解しようとする機会が増えたといった肯定的な効果が見られる一方、他の保護者からクレームや不満が出てしまうなど、摩擦が生じる事例も散見される。

ヒアリング調査からも、どの園も「保育者同士のミーティング」「外部専門家との情報共有」「保護者との懇談や面談」を積極的に行い、子どもの小さなサインを見逃さない工夫をしている。こうした協働体制によって、子どもの声を大人側が丁寧に拾いやすくなり、支援内容や環境改善につなげている。

### ヒアリング調査からの内容

|           |   |
|-----------|---|
| 認定こども園まゆみ | 児童発達支援の専門職と保育者が毎日ミーティングし、子どもの小さなサインを見逃さない工夫がされている。さらに、保護者と連携・相談体制などが「協働」を深めている。 |
| 和歌山ひかり幼稚園 | 児童発達支援と園が連携し、保護者も巻き込みながら「家でもやってみた」「園でもこうしてみる」と対話している。                           |

|           |   |
|-----------|---|
| 匿名園       | 心理士と保育者が連携しながら毎月アドバイスを得て、保護者とも一緒に園での生活を検討するなど、複数の視点でこどもを支える協働がある。 |
| 興望館こども園   | 特別支援教育コーディネーターが外部との連絡を“翻訳”して保育者へ伝え、職員が助け合いながら柔軟に対応している点が「協働」の好例。  |
| 匿名園       | 圏域の児童発達支援センターとの共同が密に行われ、保護者や専門家とも連携している。                          |
| 太田郷ひびき保育園 | 看護師、理学療法士、市の担当者などと連携しながら、保護者と丁寧な対話を重視している。                        |

## (5) 物的・人的環境や地域資源の活用

物的環境としては「クールダウンスペース」など「こどもが落ち着いて過ごせる場所を整備する」ことの重要性や、人的環境面では加配職員やコーディネーターの活用が挙げられ、「加配がいることで子どもの意見や思いを拾いやすくなる」「保育者を孤立させず、チームで保育ができるため、一人ひとりの声に向き合いやすい」などの肯定的な面が多く回答されている。一方で「保育者の専門性にばらつき」「人材確保の難しさ」「加配の制限」など制度上の問題も課題として指摘されていた。

地域資源との連携として、「児童発達支援（療育）との並行通園」「巡回相談や保育所等訪問支援による専門家の助言」が多くの園で活用されているが、児童発達支援との連携においては、「こどもが行事やクラス活動に参加しづらくなる」「送迎や通所費用の負担が大きい」「園と療育の方針が合わない場合、保護者が混乱する」といった課題があり、地域資源を活かしきれていないケースもある。

ヒアリング調査からも、視覚支援ツール、部屋の構造化、クールダウンスペースなど、「こどもが落ち着ける」「見通しを持てる」ための環境改善が具体的に取り入れられている。子どもの特性を起点としながら、結果的には「すべての子にとって分かりやすくなる」ユニバーサルデザインになっている園が多い。また、地域の児童発達支援や医療専門職の巡回訪問など、外部資源を活かすことで保育者一人では気づきにくい子どもの声をすくい上げている例も多い。

### ヒアリング調査からの内容

|           |   |
|-----------|---|
| 認定こども園まゆみ | 「特定の子だけでなくみんなに使える視覚的支援」に展開させたプロセス（子どものサインをもとに“ユニバーサルな”環境を整えようとした）ことは、子どもの“こうすれば安心できる”という小さな声を汲み取った結果といえる。                     |
| 匿名園       | 「遊びの部屋・生活の部屋」に分けるレイアウト、視覚的ツールで見通しをもたせるなど、こども自身も「今はこうする時間」と理解しやすい。これは“全員が理解しやすい”形に整備している点で、子どもの声（落ち着きにくい・切り替えに困るなど）を汲んだ事例と言える。 |

## (6) 全体まとめ

質問紙調査の回答を見ると、「子どもの声を聴く」姿勢 자체は非常に多くの園が肯定しており、実際に子どもの声を聴き、それをヒントに環境や保育活動を変えた自由意見も見られる、一方で、人員不足や時間的余裕の少なさ、評価基準や方針の共有不足などが原因で、子どもの主体的な意見を十分に活かしきれず「結局は大人の都合に合わせてしまう」ケースもあることがうかがえる。また、障害のある子どもを受け入れることや保育者同士のチーム連携を進める中で、大人側の価値観や判断基準が見直される契機が生まれやすいことも報告されている。

ヒアリング調査からも、各園とも「子どもの声を聴く」ための具体的な取り組みが随所に見られ、それにより、子どもが自己表現が行いやすくなり、保育者は大人の都合や固定観念を見直しながら、環境づくりや支援内容を改善していることがうかがえる。特に、視覚支援や構造化、チーム保育の体制、子ども同士の学びなどを支える保育実践は、多様な子どもの声を聴くうえで効果的に機能していると言える。

一方で、保護者とのコミュニケーションの難しさや、個別スペースや専門人材の不足といった課題もあり、「子どもの声を聴く」ために必要な環境と体制が、いまだ十分ではない現状もみえてくる。しかし、その中でも保育者たちは「どうすれば子どもの気持ちを実現できるか」を常に話し合い、互いに学び合う姿勢を継続し、インクルーシブな保育文化の醸成につながっている。

## 2. 保育者の思い（保育者の声）

ここでは改めて質問紙調査の各種の自由記述のなかから、子どもの育ちや人権について、語られている記述を紹介したい。なお、インクルーシブ保育について肯定的な意見だけではないことは質問紙調査の結果でも示しているが、決してそれらをないがしろにしているわけではなく、ここでは保育者の方への思いを紹介することで、子ども一人ひとりのことを見ている保育者が日本全国に多く存在していることを共有したい。

### （1）障害のある子どもの育ちへの思い

「身体的な障害の克服は難しいが、健常児の子どもと同じような経験ができるだけ積み重ねて、様々な人と出会う中で得意なことを伸ばして充実した人生を送ってほしい。」

「生活面などでは出来る事を増やしたり、自分でやってみようという意欲を育てたい。友だちや先生とのかかわりを通して、人と信頼関係を築くことや社会性の芽生えを大切にしている。」

「友だちと一緒に活動する楽しさ、自分も人に必要とされていることを知り、仲間と協力し合う楽しさを感じ時には我慢することも大事だという事を学んでほしい。」

「自分が安心できる居場所や人（大人でも友人でも）を見つけて一緒に成長できるように。」

「たくさんの愛情を注いできたので、特別支援学校に行っても変わらず愛情を注いでもらい、情緒を安定させた生活ができる事を望む。」

「養育困難家庭の子どもでもあるので、保育者が母親代わりとなり、愛着関係を築いてあげたい。少しずつ周りの子どもとの関わりが育ってきているので、就学までに少しでも出来ることが増えるように援助していきたい。」

「周りの理解を得ながら本人らしく、自己肯定感を持ちながら楽しく過ごすこと、相手の気持ちに気づき、ゆっくりでも双方向のやり取りができるようになってほしい。」

「とにかく元気に生活をしてほしい。」

「その子のペースや思いを大切にしながら、「できた！」「たのしい！」という経験を増やしたい。」

「その子が持っている力を引きだし、成長につなげたい。その子が心地よく生きていくように、その子自身が自分を好きでいられるように、幼児期の育ちを支えたい」

「自分のことを好きになり、自信を持って生きていく力を身に付けてほしい。」

「友だちと過ごすこと、協力し合うことの楽しさを味わって就学してほしい。」

上記の保育者の思いからは、日々の生活の中で子どもが一歩ずつ自分の力でできることを増やし、着実に生活習慣を身につけていくことや、子ども自身が「やってみよう」とする意欲や、人との関わりの中で芽生える社会性に注目し、そうした過程で育まれる小さな達成感を大切にしたいと感じていると読み取れる。さらに、集団生活や友達とのやりとりの中で、自分の気持ちを表現する力や、他者への理解を少し

ずつ育んでいくことにも重きを置いています。こども同士の遊びには、ときにぶつかり合いを伴うこともある。しかし、そうした経験こそが、子どもの育ちを後押しし、子どもが自分らしさを大切にしながら、安心して過ごせるための基礎になっていくという思いがあるのではないかだろうか。

また、不安や緊張を抱える場合にも、まずは子どもが安心して自分らしくいられる空間や人的環境を整えることを大切にしたい思いがある。そのうえで、子どもが少しずつ気持ちや行動を安定させていけるよう、保育者が子どもの困りや悩みを素早く、そして丁寧に受け止める姿勢が求められているのであろう。

そして、子どもの自己肯定感や主体性を育むこともまた、保育者が重視している点である。特に、子どもが「できた！」「たのしい！」と感じる経験を積み重ねることは、周囲との関係性を深めるとともに、一人ひとりの力を引き出すことにもつながっていくはずだ。このように、保育の場面にとどまらず、将来の社会生活や就学を見据えた視点から、日々の保育に取り組む姿勢が読み取れる。

このように、保育者は子どもの生活の基盤となる力を育むことから始まり、集団や仲間とのかかわりを通してコミュニケーション力や社会性を育てていきたい思いを抱いている。また、不安や困難を抱える子どもに対しては、安心できる関係性や環境を整える中で、その子の得意や強みを伸ばし、自己肯定感を高めていく。そして最終的には、子どもたちが自分らしく、社会の中でいきいきと活躍できるようになることを目指しているのではないかだろうか。子どもの笑顔や成長を心から願い、共に支え、見守り続けていきたい——そのような思いを抱いている。

## (2) 共に過ごすことの大切さ

「子どもたちは障害がある無しで友だちを判断しない。この子はこういう子なんだという受け入れ方をしてくれる。もちろん、受け入れがたいこともあるが、この子はこういう子だからと障害がある子どもの苦労しているところを純粋に受け入れてくれる。それは障害がある子にとって、何より大切なことだと思う。気にかけてあげたい子どもは家庭環境等を含め自己肯定感が低い子どもが多いと感じる。その中で自分のことを純粋に受け入れてくれる友だちの存在はとても貴重だと思う。」

「実際に0歳児クラスから一緒に特性のあるお子様と過ごしてきて、年長になった現在、そういったお子様に対する度量の広さが全く違います。10月で新しく入園し長けたお子様が特性をお持ちで、理不尽な行動や理解ができない行動、自身にされて嫌な事に対して、一定の理解を示し接しているのを見て、小さいころから一緒に過ごす事の大切さを感じました。」

「子ども一人ひとりに個性があるように、障がいの有無も含めて、いろんな子ども同士が交流して刺激し合うことは、幼児期から大切なことだと思う。それぞれの保護者にとっても必要な経験だと思う。」

「多様な人との関わりをとおして、自分とは異なる人の存在に気付き、互いに助け合い、認め合い、学び合い、共に生きていくために、この社会において何が必要で、その為に自分に何ができる、どんなことが必要なのかを考えるきっかけとなり、共生社会の実現に向けて、幼児期から必要な経験を積むことができる。」

「みんな違うこと。【違うこと】がだめなことではないこと。違うことで生じる困難をみんなで解決して生きていくことはとても大切。幼少期からそれを経験していくことはさらに大切だと感じています。」

「障害がある、ないで見た目の印象やできることに違いはあっても、幼児期から一緒に過ごすことで偏見

のない、認め合う社会が自然とつくられていく。また、共に障害がない子どももまた何かしらの学びが得られ、育ち合える場になると思うから。」

「高校生になったその時の子どもたちが『そうしていくものだと自然に思っていた』と言っていたのが印象的でした。」

「障がいの有無にかかわらず、それぞれに配慮が必要であることを普段の保育の中で実感しています。助け合いやお互いを尊重しあうことの大切さを学ぶいい機会につながるもの信じています。」

上記の保育者の思いからは共に過ごすことの大切さについて、子どもが小さいうちからさまざまな個性や違いに触れ、自然な形で経験を重ねていくことが、やがて社会性を支える重要な土台になるとを考えていることが読み取れる。日々の暮らしの中で生じる小さな違いや困りごとに対して、子ども同士が学び合い、助け合いながら乗り越えていくような環境を大切にしている。また、年齢とともに子どもたちの心に余裕が生まれ、柔軟性が育っていく様子も見られる。こうした成長は、互いを思いやる気持ちを育んではほしいという保育者たちの願いにつながっているのではないだろうか。

そして、障害のある子どもとそうでない子どもが一緒に過ごす中で、双方が学び合い、共に成長していくという視点は、共に育つことによって生まれる意味の大きさを物語っている。そこには、特別な配慮というよりも、「共にいること」が当たり前であるという感覚が育まれているようにも感じられる。さらに、幼児期のインクルーシブな体験が、大人になってからの社会参加や差別の解消につながるという声もある。幼少期の関わりが、将来的な偏見や分断を減らすための糸口となることは、大きな意味を持っているのではないだろうか。このように、障害の有無という枠を超えて「共に過ごすこと」が当たり前に受け止められる社会を願いは、日々の実践のなかで、子どもたちに確かに伝えられ続けている。

### (3) インクルーシブ保育への思い

「子どもの今を大切にして保育することが、必ずやその子の将来にとってよりよいことになると信じて保育にあたることを大切にしたい。」

「みんなで子どもを育てるという意識を社会全体で持ちたいと思えるようになること」

「全ての子どもが対等な関係を持ち、助け合えるクラスを作る。その為には、一人一人の育ってきた環境を理解する必要があり、子どもたち一人一人のニーズに合うように関わりを持っていく。その為には、個々のスキルアップが必要。インクルーシブ保育とは、障害のある子どもへの手だけではなく、全ての子どもへの優しい保育である。」

「どんな子も保育園で楽しく過ごし、成長してもらいたい。それをかなえられるような保育園の運営を考えていきたい。」

「長い間保育に携わっていますが、気が付けばインクルーシブ保育をやっているなあと思います。これからも、子どもたちの中に垣根のない社会で大きく成長してほしいです」

「それぞれ一人ひとりの育つ環境や障害は違っている。家庭の中での育ちと集団での育ちも違う。体も心も一人ひとり違うのだから、その違いを認め合い、理解しあうことが必要だと思う。人は生まれた時から人権を持っている。お互いが人権を大切にして生活していくようにしたい。」

「インクルーシブ保育はこれから社会を生きていくためには本当に大切なことだと思う。小さい頃からのこのような様々な人との出会いは貴重でそれが自然な生活になる事が一番だと考える。一人ひとりの個性に気づき、共に生きていくためのスキルをそれぞれが身に付けていければと思う。」

「インクルーシブ教育は、多様性や一人ひとりの異なる長所を認める力を育てると実感している。障害があるとかないとか意識しないで、互いを認め合いながら園の生活をするようにしている。」

「すべての子どもたちが、同じ場でともに学び合い、遊び合い、つながり合うことが大切と考えている。いちばん支援が必要な子どもが生き生きと活動できる場を創っていくこそインクルーシブ保育教育の根幹であるとも考えている。」

「主体的で対話的な深い学びの中で、子どもたちの想いに寄り添うと、それぞれの能力差はなくそれぞれの立ち位置で自己肯定を育てていくことができるのではないでしょうか。そして、たとえ障害を持っていてもクラスの一員であることを健常児も思いを持ち、特別な気持ちを持つことがなく、困っていることには手を貸してあげようと思うことが多いようです。」

「子どもたちが持つて生まれた特性や、家族的な背景、経済状況、など、幅が広く、普通の子、普通の家庭なんて定義できない状況である。だからこそ、いろいろな考え方を尊重し、それぞれの状況を受け入れて、みんなで楽しく過ごせる方法を模索して実現していく保育をしていきたいと思う。」

「どんな子もみんな一緒に、毎日生活を共にでき育ちあえる保育園は理想ではあるし、そのまま大きくなっても、そんな社会であってほしい。」

「生きていく中で、互いの違いを認め合い、互いに気持ちよく生活するための手段を身につけることが、大人も子どもも必要だと思うし、その経験の場となることが保育園の役割と感じている。」

上記の保育者の思いから読み取れることは、言葉に込められているのは、すべての子どもが安心して学び合い、互いを認め合う社会を実現したい、障害のある子どももない子どもも、分け隔てなく、伸び伸びと育つていける場をつくり続けたいという、強くあたたかな願いではないだろうか。その根幹には、保育者同士が連携し合いながら、障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもたちの活動を、いかに柔軟に組み立てていくかという姿勢がある。一人ひとりの子どもが「ここにいていい」と思える現在をつくることこそが、その子の将来へとつながる大切な道筋になる——そんな思いが感じられる。

また、インクルーシブ保育の本質は、決して障害のある子どもだけを対象とするものではない。すべての子どもにとって、配慮が行き届くような視点を持つことこそが重要なのではないだろうか。現場では、受け入れ体制の整備と並行して、誰にとっても自然で心地よい環境をつくることが求められている。なぜなら、障害の有無に関わらず、すべての子どもがかけがえのない存在だと自然に感じられること、それが多様性を当たり前のこととして受け止められる土台になるからである。こうした環境が、将来にわたって偏見や差別を減らす大きな力になると信じている保育者は少なくない。

日々の保育実践のなかで、子どもたちが自然な関係性の中でお互いを助け合いながら、多様性と共に生きる力を身につけていく——その姿には、保育者たちが描く「誰もが共に育ち合える未来」のかたちが映し出されているように思う。

### 3. 文献調査・質問紙調査・ヒアリング調査からの課題点の整理

---

ここまで「子どもの声を聞くということ」「保育者の思い」を整理した。保育現場には様々な課題がありつつも、子ども一人ひとりを大切にしようとする保育現場の実践や思いがあった。次に、重複する点もあるが、日本においてインクルーシブ保育を推進する上の課題や具体的な取り組みについて、ミクロ・メゾ・マクロのレベルに分けて整理する。

#### **(1) 保育現場・子ども・家族との直接的関係：ミクロレベル**

##### **① 支援の前提となる「子ども理解」と個別支援の難しさ**

担任や加配職員の人数が十分に確保できず、障害のある子どもとない子どもそれぞれに対してきめ細かい対応を行うことが難しいという声があった。特に、障害の診断はないが特別な配慮が必要な子どもが増加しており、現場ではそれが特性からくるものなのか、また本当に支援が必要なのかの判断がつきにくいという現状があり、計画的な個別対応を進めることが難しい状況にある。

##### **② 特性に応じた保育の専門性を得られる機会の不足**

保育者が特定の障害や特性に対する具体的な支援方法を体系的に学ぶ機会は非常に限られている。そのため、配慮を必要とする子どもへの適切な関わり方を学べず、対応に苦慮する保育者も多い。自治体による保育士研修や障害児保育に関するキャリアアップ研修はあるが、保育者自身が発達障害や医療的ケアに関する知識を体系的に習得する機会は限られており、また習得した知識を実践に活かすための仕組みや情報共有の場も十分に整備されているとは言えない。また、コーディネーターやスーパーバイザーを配置している施設は一部に限られており、障害特性への対応方法が保育者個人の経験や勘に依存している状況が残っている。このような背景から、配慮が必要な子どもの特性を適切に見極める専門性のある保育者や、障害特性に応じた支援ができる加配職員が不足しており、障害のある子どもや医療的ケア児の個別支援に限界が生じている。

##### **③ 遊びや生活の中での子ども同士の関係づくりの難しさ**

障害のある子どもが集団活動中に乱暴な行動をとったり、活動への参加が遅れたりすると、周囲の子どもたちには待つことや我慢を強いられることが増えるが、こうした状況は多様性の理解や協力を育む貴重な機会ともなる。そのため、こうした場面を子どもたちの前向きな学びにつなげるために、保育者の具体的な声掛けや態度のすべてがモデルとなることを自覚したうえで、具体的で効果的な取り組みの好実践を積み上げ、共有することが求められている。

##### **④ 保護者との連携と信頼関係の構築**

保護者が子どもの障害を受け入れられない場合や、保護者が園の提案する支援策を過干渉と捉える場合には、園と保護者の間で摩擦が生じることがある。また、保護者が「普通クラスで頑張ってほしい」と強く希望しても、修学支援委員会から特別支援学級の進学が適切と判断された場合にもギャップが生じ、さらなる摩擦を生む要因となることがある。また、子どもが保育現場において安定して過ごすことだけでなく、家庭や園外での生活や学びの継続性をどのように確保するかについて、保護者と園との間で情報共有し協力体制を深める必要があるが、面談の機会が十分に確保できていない園も少なくない。また、障害

のない子どもの保護者へのインクルーシブ保育に関する情報提供が十分でないことから、インクルーシブ保育に対する誤解が生じやすいという課題も指摘されている。

#### ⑤ 業務量が多く職員間連携が確保の難しさ（多忙による職員間連携の不足）

保育者一人あたりの業務量が多いため、短時間のミーティングや立ち話といった形式に頼った連携では、十分にきめ細かい支援を行き届かせることが難しい状況にある。このような状況を改善するためには、業務に集中できる業務の省力化など環境を整えることが求められている。

#### ⑥ 保育者の精神的負担が大きい（保育者のメンタルヘルスの課題）

保育者自身のケアやメンタルヘルス対策をどのように確保するかも重要な課題となっている。インクルーシブ保育は一人ひとりの丁寧な保育の形態であり、特に一人の保育者が多くの責任を担っている場合には、保育者の心身の負担が大きくなりやすい。そのため、園全体でチーム保育体制を整備すると同時に、メンタルヘルスなど保育者の精神面のサポート体制を整備し、保育者が安心して働く環境を整えることが求められる。

#### ⑦ こども観や保育観の変革の必要性

インクルーシブ保育を「障害のある子どもを健常児集団に“入れる”」ことであるといった発想から抜け出せず、障害のある子どもを集団に適応させようとしたり、また、インクルーシブ保育を「特別なもの」として個別対応だけしていれば良いといった誤解がある。そのため、こども一人ひとりに丁寧なアプローチができるいなかつたり、こどもや集団の成長に合わせて通年・恒常的な視点で取り組めていなかつたりすることが課題として挙げられる。障害のある子どもも同じこどもであり、障害は治すべき対象ではなく多様性の1つとして尊厳を持って受け入れるといった人権モデルに基づく新しいこども観のアップデートが必要である。インクルーシブ保育においては障害のある子どもへの特別な支援に重点が置かれがちだが、障害のない子どもたちに多様性を理解する機会になることも認識して、集団と個人の両方へ支援する視点が求められる。

### （2）保育施設・組織運営・地域との連携：メゾンレベル

#### ① 施設整備・物理環境の格差

障害のある子どもや特性をもつ子どもが安心して過ごせるように、バリアフリーやクールダウンスペースなどの施設環境の整備が進んでいる園と、そうでない園との格差が生じている。特に敷地面積や建物構造に制約がある場合、クールダウンスペースなどの確保が難しいとの声が挙がっている。空間や物的環境に課題がある場合、障害のある子どもを受け入れるために定員を下回っても環境整備を優先させざるを得ない園も存在する。医療的ケアに対応できる専用スペースやバリアフリー設備が十分に整っておらず、改修や備品導入も進まない現状では、保育者や子どもにとって過ごしづらい環境が残存している。

#### ② チーム保育と多職種連携の実践と限界

担任だけでなく、フリー保育士や補助員、看護師などが連携してチーム保育を実践している園がある。しかし、職員数や雇用形態が不安定であるため、職員確保ができずチーム保育を実践できていない現状がある。また、職員間で情報共有する時間が確保できなかつたり、加配職員が複数のクラスを兼務せざるを得なかつたりする状況では、計画的で継続的な連携を行うことが難しくなる。また、多職種の配置による

チーム保育を実施できる制度上の規定は整備されていない。

### ③ 就学移行における情報連携の難しさ

就学前のインクルーシブな取り組みの浸透度合いによって、就学前施設との連携のあり方は大きく異なる。保育所等でのインクルーシブ保育の取組を情報提供しても必ずしも活用してもらえない場合もあり、また、連携の方針や形態が幼保連携型認定こども園や私立保育所など運営主体の違いによって異なることもあるため、情報の引き継ぎがうまくいかないケースも見受けられる。

### ④ 職員の雇用の不安定さと人材確保の困難

法人や自治体の中で職員ローテーションが行われるため、担任や加配職員が毎年変わってしまうことがある、継続的なことも理解や専門性の蓄積を妨げている可能性がある。また、加配職員や看護師といった人材を組織的に確保する体制が十分に整っておらず年度ごとに人材が変わるなど専門性を継続的に積み上げることが難しい状況がある。

さらに、組織全体として人員不足や配置の不備が課題となっており、加配保育士が非正規雇用に偏ラザルを得ない状況が見られる。そのため、経験やノウハウが十分に蓄積されにくいだけでなく、法定配置の範囲内ではこども一人ひとりに十分な時間を割けず、障害のあるこどもへの個別対応が困難になるケースも見られる。

### ⑤ 家族支援とピアサポート、地域コミュニティの整備不足

保護者がこどもの障害受容に葛藤を抱える場合や、現場の支援方針と保護者の意向に違いが生じる場合には、丁寧な対話が必要である。保護者間の情報交換や、先輩保護者によるピアサポートの場が十分に確保されていないことも多く、孤立感や不安を抱えたままの家庭も少なくない。また、障害のないこどもの保護者への情報提供が十分でない場合には、インクルージョンに対する理解不足や誤解が生じやすい状況も指摘されている。

こうした状況を改善するためには、定期的な面談や交流会を設け、保護者同士の意見交換や専門家との情報共有を促進する仕組みを整えることが必要である。また、先輩保護者によるピアサポートグループを組織し、悩みや不安を率直に話し合える場を提供することも効果的である。さらに、保護者が気軽に集い、相談や情報交換ができる社会環境を整備するとともに、同じ悩みを抱える保護者や卒園保護者のピアサポートへの参加を促進することが求められる。これらの取り組みを通じて、保護者や地域コミュニティを巻き込んだ支援体制の強化が必要である。

### ⑥ 児童発達支援・保育所等訪問支援との連携、並行利用の課題

こどもが保育所等から児童発達支援に通う時間帯を事業所が一方的に決定すると、こどもの生活リズムが乱れたり、園内の保育計画に影響を及ぼしたりする可能性がある。こどものことや園の活動との兼ね合いから調整していくことが望まれる。また、通所支援先との程度情報を共有するかは園によって異なるため、送迎時の対応の負担や保育者の業務量を十分に考慮しないまま並行通所が増えると、インクルーシブ保育の実施に影響を及ぼす懸念がある。児童発達支援や特別支援学級が園内に併設されている場合は比較的連携が図られやすいが、園内で分断が生じやすくなることも指摘されており、積極的・計画的に連携の機会を作り深めていくことが重要である。

園と児童発達支援センターや事業所、保育所訪問支援とのネットワークが構築されておらず、自立支援

協議会こども部会があっても保育関係者が参加していないことも多いため、連携の困難さは大きな課題として挙げられる。

## ⑦ 保育所等訪問支援や巡回相談の頻度と質の不足

保育所等訪問支援の事業所による質のバラツキや、巡回相談については自治体によって専門家派遣の回数や内容に限りがあり、また、インクルーシブ保育の理念や実践に関して共有できているわけではないため、継続的に深めていくことが難しいという課題がある。

### (3) 行政・政策・社会的環境：マクロの視点

#### ① 社会的理解とインクルーシブ保育の意義の浸透不足

障害のある子どもの受け入れに際し、「他の子どもへの影響」のみが過度に注目され、インクルージョンの意義が十分に理解されていない現状がある。また、地域社会や企業といった保育所以外の関係者の理解や、社会全体においても「インクルーシブ保育」の意義について理解を深める場が限られており、その結果、支援や協力が進みにくい状況が課題となっている。

#### ② 少子化・ニーズの多様化と保育制度の対応

共働き家庭の増加や地域コミュニティの希薄化といった社会構造の変化に伴い、保育施設への期待や求められる役割がますます高度化・複雑化している。少子化の影響により入所児の確保が難しく施設運営も厳しくなっている地域がある一方で、障害のある子どもやその他特別な配慮を必要とする子どもの数は増加傾向にあり、これまでの保育の在り方を変化させていく必要があり、ますますインクルーシブ保育の推進が求められていくことが考えられる。

#### ③ 法制度におけるインクルーシブ保育の理念の曖昧さと

国はインクルーシブ保育に関する理念や定義について明示しておらず、関係法令や政策においても明確な位置づけはない。インクルーシブ保育の推進については重要だという認識はあるものの、障害児保育や統合保育との混同もあり、現場では独自の判断に基づいて運営せざるを得ない状況が続いている。また、インクルージョンの推進の考え方から障害児通所施策からのアプローチは増えているが、園と児童発達支援や保育所等訪問支援、特別支援教育などが有機的に連動するための包括的な具体的な方策は未確立であり、これらの連携を強化するための具体的な指針や制度・システムの創設が求められている。

さらに、子ども家庭庁が示すインクルーシブ保育の推進策についても、保育所等への児童発達支援の併設に限定されており、理念や実践を含めて現場に十分浸透するための具体的な取組が必要である。

#### ④ 複雑な制度・申請の煩雑さと支援の遅れ

子どもに関する法制度は複数にまたがるため（保育所保育、幼稚園教育、障害児支援施策、特別支援教育など）、報告書類の作成や補助金申請等の事務が煩雑化し、現場の負担は増大している。特に公立園の場合、自治体担当者の専門性が十分でない場合には、巡回相談や加配対応が後手に回り、結果として必要な支援が適切に提供されないケースも見られる。

#### ⑤ 加配・受け入れ制度的枠組みの柔軟性の不足

障害のある子どもの受入枠の設定や加配制度が実態にそぐわないケースが見受けられ（受入枠を越えて受入、加配が十分に配置されないなど）、保育での受け入れを断念せざるを得ない事例が発生していた

り、逆に無理をしてでも障害のあるこどもを受け入れている園もあり、結果として園間で受け入れ人数に差が生じている。このような状況は、障害のあるこどもやその家庭、受け入れ園にとって大きな負担となっており、現場の柔軟な対応を支える体制を確保できる制度設計が求められている。

#### ⑥ 財政・人材面での支援不足

現行の配置基準は、多様化する保育ニーズや診断のない特別な配慮が必要なこどもの増加に十分対応できているとは言い難い。また、加配職員や専門スタッフの配置を拡充するための財源が十分に確保されていないことも課題とされている。さらに、国や自治体による補助金の配分や申請手続きが複雑で、一部の園ではその恩恵を受けていないという問題もある。

財政的支援や制度的なバックアップが不足しているため、心理士や医療的ケアスタッフなどの専門人材の雇用を単独の園が抱え込むと、経営リスクが大きくなるという課題もある。

#### ⑦ 小学校等との制度接続・連携の不明確さ

小学校以降の教育制度や障害児者施策との連携が不十分であり、幼児期と学齢期で支援内容が大きく乖離しないようにするための政策が確立されていない。また、放課後児童クラブや学童支援との接続を含め、幼児期から学齢期にかけて連続した途切れない支援を提供する仕組みが未整備である。特に、教育と福祉の円滑な連携について検討され、厚生労働省（こども家庭庁）と文部科学省が連名で通知を発しているが、自治体の教育委員会や福祉部局が協働して取り組む体制がまだまだ不十分であり、各法人や施設が独自の判断で対応しているのが現状である。

#### ⑧ 保育士等専門職の処遇と研修制度の課題

保育士の社会的地位の向上や研修制度の整備が十分でないことが、長期的に働き続ける保育士の少なさにつながっている。特に、インクルーシブ保育においては高度な専門知識や柔軟な対応が求められるが、それに見合う報酬や研修の機会が不足している現状がある。このような状況を改善するためには、インクルーシブ保育に取り組む場合のインセンティブや専門研修を受けている保育士を配置している場合の加算など政策面での支援の拡充が強く望まれる。

#### ⑨ 児童発達支援に伴う分離の懸念と制度再設計の必要性

障害のあるこどもなど専門的な支援を要するこどもを、保護者やこどもの意に反して保育所等ではなく児童発達支援などに通所させることが「分離」と判断される場合があり、保育現場では戸惑いが生じている。こどもをどの場所で育むのが最善であるかの基準や政策方針が明確でないため、園ごとの判断や保護者の意向に依存する状況が続いている。

インクルーシブ保育の観点からは、児童発達支援の整備拡大が分離をさらに助長するのではないかという懸念もある。また、すべてのこどもを共に過ごし育ち合える総合的な支援体制を整えるためには、旧障害児通園施設の流れを汲む児童発達支援センターの日々通園（保育所との並行利用を認めていないセンターも存在している）については廃止もしくは障害のないこどもも過ごせる場として、「どれでも通園制度」の設計では児童発達センターや事業所で障害のないこどもの受入が可能であるように、サービスの改編も考えられる。また、現在、別立てとなっている保育施策と障害児支援施策の制度上の一元化を図るなど、制度設計や財源の確保、専門人材の育成について、リソースを有効に共有できるようにしていくことが望まれる。

## 4. 質問紙調査とヒアリング調査から見えた具体的取り組みや実践の工夫

### (1) 保育現場・こどもとの直接的関係：ミクロレベル

#### ① こどもの主体性を尊重した保育実践

- “やりたくない”を尊重し、無理強いしない保育

行事や集団活動において、参加が難しそうなこどもには、柔軟に“抜ける”選択肢を与えるよう配慮している。また、「戻りたくなったらおいで」といった緩やかな声かけを行うことで、本人のペースを尊重しながら集団に自然に合流できるよう支援が有効である。

- 他者に頼りにされる経験づくり（上の子が下の子を気遣うなど）

夕方や降園前といった疲れが出やすい時間帯に、年長児が下の子を手伝う時間をあえて取り入れる取り組みにより、年長児は「任される自信」を得ることができ、下の子は安心感を得られている。こうした活動を通じて、こども同士が自然に助け合う文化が育まれている。

- 長期プロジェクトや自然物遊びで“深い学び”を促す

稻作や生き物の飼育など、失敗も含めて試行錯誤を重ねられる長期にわたる活動を取り入れる。このような活動を通じて、年齢や特性に関わらず、こどもたちがそれぞれの関わり方で達成感や共同作業の喜びを味わえるよう工夫されている。

#### ② 多様性に対応した環境整備・物的環境の工夫

- 視覚支援の導入

写真やカード、シールを使って一日の流れや活動の選択肢を示すことで、障害のあるこどもだけでなくすべてのこどもが分かりやすい環境づくりを工夫している。もともと特性のあるこども向けの配慮として始まったが、結果として集団全体の見通しが良くなり、こどもたちが落ち着きやすくなる効果が大きい。個別の合理的配慮と基礎的環境整備（ユニバーサルな環境）との視点であり、後者をより広いこどもたちを射程にしている点がインクルージョンと言える。

- コーナー保育・クールダウンスペースの確保

保育室内やホールの一角に、少人数または1人で落ち着ける“隠れ家的”なスペースを設けている。このスペースは、集団活動が苦手になってきたこどもや興奮が高まっているこどもが自発的に一時的に整える場所として活用されており、無理に我慢を強いることなく再び集団へ合流できるよう配慮されている。

- 年齢縦割り・横割りを柔軟に使い分けて多様なこどもの交流を促進

午前中は縦割り（3～5歳が混ざる）で異年齢交流を行い、午後は年齢別の活動を取り入れるという組み合わせを採用している園があった。障害のあるなしという違いだけではなく、年齢の異なるこどもが自然に交流することで助け合う場面が生まれやすくなり、発達が遅れているこどもを上のこどもがさりげなくフォローする文化が育まれる。

#### ③ 保護者との連携・家族支援

- 日常的なコミュニケーション

保育者が積極的に声かけを行い、保護者の話を丁寧に聞く取り組みを通じて、信頼関係を築いている。また、保護者の気持ちや困りごとに寄り添いながら、精神的サポートを広く実施している。

- **保護者支援の充実**

保護者の不安を和らげるために、個別に対応した支援や地域の関係機関との連携を図り、包括的なサポートを提供している。

- **保護者が話しやすい面談・交流会の場づくり**

日中の保育に保護者が参加した後、個別面談を行い、園での写真やポートフォリオを見ながら話し合う仕組みを設けている。また、保護者がゆったりと集まれる場を提供している。また、保護者だけが集まつたときに自分のことを語ることを通じて関係性作りを行う取り組みも行われている。このような取り組みを通じて、「うちの子には障害があるかも…」と相談しにくい保護者でも気軽に話せる雰囲気を作り出している。

- **卒園保護者や先輩保護者が“ピアサポート”に関わる**

卒園保護者によるボランティアグループが、バザーや行事をサポートすることで、現役の保護者を支える仕組みが整えられている。特に、療育経験や障害のある子どもの育児を経験した先輩保護者が、悩みを抱える保護者の相談役となることで、園の職員だけでは届かない支援が可能となっている。

- **アプリやSNSによる日々の情報発信**

アプリを活用し、子どもの活動や成功事例を写真つきで共有することで、保護者が家庭での参考にできるよう工夫している。また、日々の関わりの中で率直に話し合うことも加えて、保護者が「家でも試してみよう」と思うきっかけとなり、園と家庭の連携がスムーズになっている。

#### ④ 保育者の専門性と学び合いの仕組み

- **毎日の事例共有で“ささいな成功・失敗”をみんなで学ぶ**

昼のミーティングや短い立ち話など情報共有の時間を確保して、「午前中にこんな対応をしたら落ち着いた」「こうしたら逆効果だった」といった具体的な事例を共有している。こうした小さな改善を積み重ねることで、園独自のノウハウが徐々に蓄積されている。

- **研修への参加・外部講師の招へいなどの園内研修による子どもの姿を理解する力の向上**

保育者の専門性向上を目指し、園内外での研修や巡回相談、オンライン講座を活用して、障害理解や個別支援スキルを高めている園が多かった。特に、時間的制約が多い保育現場では、オンライン研修や短時間動画を取り入れ、職員が学びやすいように配慮している。また、他職種の専門家や心理士などの外部講師を定期的に招き、実践的な勉強会を行う事例も見られる。これらの勉強会では、現場で実際に子どもと関わりながら助言を受ける形が効果的となっている。

- **“翻訳者”役の中堅・リーダー層を育てる**

他職種の専門家からの助言をそのまま採用するのではなく、「保育現場でどのように落とし込むか」「どのように伝えれば若手職員が理解しやすいか」を検討するリーダー的スタッフの育成に力を入れている。このリーダーが職員一人ひとりの困り感に寄り添い、相談を受けやすい体制を整えることで、離職の防止や現場力の向上につながっている。

- **個別の指導計画の活用**

保育者同士で情報を共有しながら、子どものニーズに応じた柔軟な対応を行うことで、保育の質の向上に取り組んでいる。

## (2) 保育施設・組織運営・地域との連携：メゾレベル

### ① 職員間の連携とチーム保育の工夫

#### ・ 朝・昼の定例ミーティングで素早い情報共有

朝の短い時間を活用して、その日の子どもの健康状態や留意点を共有し、誰がどの子をフォローするかを明確にしている。また、昼や夕方には 20~30 分程度の定例ミーティングを設け、午前中に起きたトラブルや気になる子どもの様子を振り返る。このように、短いスパンで実践と振り返りを繰り返すことで、個々の子どもへの対応を微調整しやすい体制を整えている。さらに、定期的なミーティングを通じて保育の振り返りや情報共有を行い、組織的な学び合いを推進している。

#### ・ “加配を特定の子専属にしない”考え方

個別支援が必要な子どもに対しても、1対1で担当職員を固定するのではなく、全員でフォローするチーム保育の文化を醸成している。この取り組みにより、保育者の負担を分散させ、質の高い保育を維持している。

### ② 外部機関・専門家との連携の工夫

#### ・ 他職種の専門家とのこまめな情報交換

児童発達支援に通う子どもの個別支援計画や児童発達支援の様子を共有することで、園の保育にも反映しやすく、担任と児童発達支援の職員が積極的に連絡を取り合っている。園側から積極的に働きかけていることもある。また、巡回相談や他職種の専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士）からのアドバイスを現場の保育者同士で共有し、保育実践に落とし込む取り組みも行っている。

#### ・ 他職種の専門家のアドバイスの“翻訳”と保育との一貫性の担保

他職種の専門家からの指摘が、実際の保育現場では「集団生活に合わない」と感じられる場合もある。そのため、コーディネーターや主任、リーダーが“翻訳者”として指摘内容を咀嚼し、無理なく日常の保育に導入できるよう工夫している。このような“翻訳”役となる人材を育成することが、保育の質を高めるうえで重要とされている。

### ③ 組織運営と地域連携の実践

#### ・ “一時保育”や“土曜保育”を活かした地域支援

保護者の多様な働き方に対応するため、一時保育や延長保育を積極的に取り入れている。また、土曜日には交流イベントを開催し、地域の子どもたちも巻き込みながら、インクルーシブな遊びの場を提供している。この取り組みにより、子どもと保護者が気軽に参加できる環境が整い、「悩みがあるなら園に相談していい」と感じてもらいやすい雰囲気も作られている。

#### ・ 行政への働きかけ・補助金制度の活用

巡回相談や加配制度の枠を拡大するよう行政に要望を行い、自治体の担当者を巻き込んでケータイ会議を開く取り組みが進められている。また、児童発達支援と保育所等訪問支援の併用を柔軟に認めてもらうため、市や区の保健師や担当者と粘り強く連絡を取り合う事例も見られる。

## IX. 総合考察（日本における実態調査と海外視察からの考察）

本研究では障害のあるこどもに着目しながら調査を行ってきた。調査を通じて見えてきた課題は、社会的養護や外国にルーツを持つこどもを含むすべての多様なこどもにも共通するものが多いことが改めて強調される。ここまで国内実態と海外事例を比較し、歴史的・制度的背景を踏まえ、わたしたちが目指すインクルーシブ保育像と現実との差を確認し、児童発達支援の再編も含めた政策・制度改善の方向性を示すために、インクルーシブ保育実現のための要件等について6つの論点で整理する。

### 1. 社会的理解と啓発（インクルーシブ保育の理念と意義の社会的共有と法的位置づけ）

社会全体でインクルーシブ保育を当たり前のものとしていくには、多様性と人権を尊重し合う文化の醸成が欠かせない。しかしながら、障害のあるこどもの受け入れに際して「他のこどもへの影響」を過度に懸念したり、障害のあるこどもを「特別な存在」として扱ったりする風潮が依然として残っている。インクルーシブ保育は新しい用語であり、概念・理念であり、実践である。それ故、国はインクルーシブ保育についての定義やその推進の方向性について明確に示してはいない。しかし、今回の実態調査やヒアリング調査で示されたように、保育所は元々インクルーシブな場であり、多くの好実践があることが明らかになった。インクルーシブ保育の理念をより広い範囲に浸透させるためには、まず障害のあるこどもとないこどもが共に育つ意義を好事例・実践を通して発信していく必要がある。また、インクルーシブ保育の定義化と就学前のこどもたちの生活の場はインクルージョンであることを原則化することなど、法的にも明示していくことが重要である。インクルーシブ保育は障害のあるこどものことだけでなく、今後課題となっていくであろう社会的養護のこどもに加え、外国ルーツのこどもも増えることが予測されていることから多文化・多言語教育を実践していくことも大切であり、一人ひとりがそれぞれの「違いを認め、活かし合う」文化を醸成することも極めて重要である。

### 2. 制度面や行政との連携（制度の一体化と自治体・医療との包括的連携強化）

インクルーシブ保育は、保育制度、教育制度、障害福祉制度といった複数の制度・法令にまたがるため、現場における煩雑な手続きや活用のしにくさ、連携の不足が生じやすい。また、加配制度が一般財源化されていることから、自治体ごとの運用が異なり、支援を必要とするこどもや園がスムーズに制度を活用できないケースも少なくない。医療機関との連携や診断から園での支援への接続なども十分ではなく、現制度では保育所等の現場が頑張らざるを得ない状況もある。インクルーシブ保育の理念が日本において確立しておらず、法的にも位置づけられていないことから、障害のあるこどもを保育所ではなく児童発達支援等の別施設に通園することを進めたりすることも生じている。市区町村が障害児福祉計画で児童発達支援の整備が進め、また、園内に児童発達支援を併設する保育所等が増加し、それがインクルージョンの推進の方向ではなく、逆に「分離」につながるのではないかという懸念も拭えない。

そのため、イタリアのように、インクルージョンを原則とし、また、行政が主導して障害や特性の把握（診断に限定されない）から個別教育計画（PEI）、支援スタッフ配置のプロセスを一本化することや、保護者や医療機関などの専門機関、保育現場と継続的に協議する仕組みが参考となる。日本でも、こども家庭庁や自治体が現場と対話を重ねて責任分担を明確化し、必要な支援を着実に届ける仕組みを構築することが求められる。また、インクルーシブ保育を法的枠組みに明確に位置づけ、保育の質の検討とも相まって、支援や職員配置の基準を改正することが求められる。また、現在分断している保育施策と障害児施策を統合し、また児童発達支援に障害のない子どもの受け入れを可能にすることや、インクルージョン推進の拠点としての機能の強化など制度の再編を含めたあり方を検討する必要がある。

### **3. 物的・人的環境の整備（ユニバーサルデザインと合理的配慮の施設・配置整備）**

---

多様な子どもを受け入れ、誰もが過ごしやすい基礎的環境（ユニバーサルデザインの環境）の整備を行うとともに、子ども一人ひとりの育ちを保障できるよう個に応じた遊びを充実させる環境やクールダウンスペースなど落ち着けるスペースなどといった個別ニーズに基づく合理的配慮（カームダウンスペースなどの個別対応の環境の整備）など設備面で環境整備を十分に進めが必要である。

また、職員の少なさや施設面積の制約から障害のある子どもの受け入れ人数を制限せざるを得ないケースがあったり、医療的ケアが必要な子どもを受け入れるための設備の整備ができなかったり、医療的ケアを行える看護師等職員が配置できなかったりすることは、インクルーシブ保育を進める上での阻害要因となる。さらに、保育者や加配職員の配置の不安定さは、職員間の連携を不活性化させ、結果として個々に応じたチーム保育の実践が難しくなる可能性がある。そのため、人的・物的な環境を整備・充実させることは、障害のある子どもはもちろん、障害のない子どもにとっても多様性や関わりを学ぶ機会を広げる要因となるため、整備手続きの簡素化を図ることも重要である。また、クールダウンスペースのように“少人数またはひとりで落ち着ける空間”を確保する取り組みや、加配職員の専門性の向上や適切な配置を保障するなど安心して過ごせる人的・物的環境を整える必要がある。さらには、複数スタッフによるチーム保育を実施しやすい空間設計や動線の見直しなど好事例を参考に周知していくことが必要である。イタリアやスウェーデンのように行政レベルでクラス編成やスタッフ配置を調整し、設備投資を支援する仕組みが参考になる。障害のある子どもに必要な物的・人的環境は、結果としてすべての子どもの育ちや多様性理解を促す土台となる。

### **4. 家族支援・保護者支援（家族・保護者がつながれる仕組みと相談体制の構築）**

---

保護者の障害受容に対する葛藤や「普通クラスへのこだわり」が、保育所等との支援方針との食い違いを生むことがある。こうした状況は、保護者が孤立感を抱える要因にもなりうるため、信頼関係の構築と十分な対話の機会が不可欠である。また、保護者間の情報交換や先輩保護者によるピアサポートの場が確保できていない園もあり、孤立感や不安を抱えたままの家族も少なくない。また、障害のない子どもの保

護者への情報提供が不足している結果、インクルージョンへの理解不足や誤解が生まれやすい状況も指摘されている。こうした状況に対しては、定期的な面談や交流会を設け、保護者同士の意見交換や専門家との情報共有を促進する仕組みを整えることが必要である。先輩保護者によるピアサポートグループを組織し、悩みや不安を率直に話せる場をつくることも効果的である。また、日々の保育の様子や支援方法をこまめに共有することで、保護者と保育者が互いに学び合える環境を作ることが望ましい。イタリアやスウェーデンのように、保育者が家族連携の調整役となる形が制度として確立している事例も参考にできる。ファミリーセンターやオープン保育園などを通じ、保護者が気軽に集い、相談や情報交換ができる社会環境が整備されている。また、個別支援計画作成に保護者が責任を持って参画しており、保育者と保護者、関係機関が対等性の中で協働することは意味がある。日本においても、保護者との連携を深めて、個別支援計画の作成に主体性を持って参画することのほか、同じ悩みを持つ保護者や卒園保護者によるピアサポートをさらに充実させ、保護者や地域コミュニティを巻き込んだ支援体制の強化が求められる。

## 5. 人材の確保と専門性向上（研修・人材配置・心理的支援による持続可能な人材体制）

---

現行ではこども一人ひとりのニーズに対して十分な職員を確保しにくい状況がある。また、障害のあるこどもへの障害や特性に関する（知的障害や発達障害・医療的ケアなど）や、障害や特性に応じた環境整備やかかわりなどに関する系統だった専門性向上のための研修の機会が不足しており、また、習得した知識を現場に活かしていくためのフォローバック体制が整っていないという課題がある。これらの課題は、保育士の離職や非正規雇用の増加といった人材の不安定化を招くことにつながり、結果として障害のあるこどもや特別な配慮を要するこどもへの対応が場当たり的になる要因となっている。

また、困難を抱えるこどもへの保育は保育者が負担を感じやすい環境であるにも関わらず、メンタルヘルスを支える仕組みが脆弱であること、保育現場における非正規雇用化の進行や年度単位で施設間の異動があることなど、こどもやその保護者との緊密な関係の構築や、専門性の継続的な蓄積を妨げているといった課題がある。これらの課題は保育の質を直接的に低下させ、こども一人ひとりのニーズに柔軟に対応するための基盤を脆弱化させる要因となっている。

こうした状況を改善するためには、報酬改善や研修制度の拡充といった制度的支援を強化するとともに、スウェーデンなどで実施されているような継続教育のプログラム整備が不可欠である。また、専門性向上のためには、障害のあるこどもへの配慮や保護者支援などを含む幅広い分野を扱う必要もあり、イタリアやスウェーデンのように、チーム保育の仕組みを導入し、特にイタリアで見られるようなエデュケーターや教育コーディネーターのようなコーディネーター的なスタッフを配置したチームアプローチを取り入れ、職員一人ひとりが孤立せず、また、特定の職員に負荷が集中しない仕組みづくりが重要である。そのためにはコーディネーター役を担う中堅・リーダー層の育成を行っていくことも重要である。併せて、保育者の精神的負担を軽減するためのメンタルヘルスやカウンセリング制度の導入やスーパーバイズ体制の構築、相談窓口の拡充などを通して安心して働き続けられる仕組みを創設していくことも不可欠である。

## 6. 就学前との連携や長期的な見通し（移行の連続性と制度横断的な支援体制の整備）

---

障害のある子どもだけではなく障害のない子どもにとっても、乳幼児期から学齢期に至る制度の連続性がないため、小学校に進学する際に支援が途切れたり情報が不十分なまま引き継がれたりするケースが見受けられる。小学校側の受け入れ体制や特別支援教育の実施状況が園ごとに共有されていないと、子どもの連続した学びや生活リズムが損なわれるおそれがある。イタリアでは、同じエデュケーターや支援教師が就学移行をサポートする仕組みがあり、スウェーデンでも6歳準備クラスを設けてプレスクールから義務教育への移行を円滑にしている。日本においても、自治体や教育委員会を中心となって就学前から学齢期までを見通した支援の連携体制を整備することが望まれる。児童発達支援などの障害児支援サービスを利用している場合は、相談支援専門員が障害児利用計画を作成し、ライフステージに渡って関わるシステムがあるが、保育施策と障害児施策が制度的に分断しているために、インクルーシブ保育のみの対象である場合には関わることがない。そのため、制度の分断を解消して同じ枠組みで様々なサービスやリソースを使えるようにしていくことも重要である。また、就学移行における支援の継続性を担保するためにも、前項で述べたような専門性のある人材の安定的な配置が前提となる。

以上6つの論点を通じて明らかになったのは、インクルーシブ保育の推進は一部の園や職員の努力に委ねるのではなく、制度・政策・人材育成・社会的認識といった多層的な支援が必要不可欠であるという点である。今後の保育政策においては、子ども一人ひとりの尊厳を基盤とする視点に立ち、制度横断的な包括的支援体制の構築が求められる。

また、本研究は、障害のある子どもに関する支援体制や実践の課題を起点としてインクルーシブ保育を検討した。しかし、調査を通して明らかになった制度・環境・保護者支援・人材育成等の課題は、外国ルーツの子どもや社会的養護にある子どもを含む、すべての子どもが主体的に育ち合うための基盤整備の重要性にも直結する。すなわち、障害の有無にかかわらず「多様な子ども」を分け隔てなく受け入れ合う場を整えることは、結果として社会全体のインクルージョンを推進する原動力となる。障害のある子どもたちへの配慮・環境整備は、個々の子どもの尊厳を守るのみならず、“誰もが安心して育ち合う場”的創出を促す。これこそが、インクルーシブ保育の本質であり、結果として社会的養護や外国ルーツなど、多様な背景をもつ子どもたちを含む“共生社会”的な基礎となる。

## X. 保育のインクルージョン推進に対する提言

### 1. はじめに

本報告書の冒頭で示したように、インクルージョンの推進は、児童の権利に関する条約や障害者の権利に関する条約、こども基本法などの国内外の理念や指針に基づき、社会全体で取り組むべき重要な課題として位置づけられている。そしてその一環として、本研究では就学前の段階におけるインクルージョンの具体的実践である「インクルーシブ保育」に焦点を当て、その理念やあり方を検討してきた。ここでは、こうした検討を踏まえ、現場の保育実践や制度設計においてインクルーシブ保育を推進するために必要な提言を行う。

人々、保育所等は障害のあるこどもを受け入れ、障害のないこどもと共に育ち合う場として機能しており、そもそもインクルーシブな環境である。しかし、保育政策においては、これまで「障害児保育」という名称で障害のあるこどもを受け入れるために保育士等の加配を行う制度として展開してきた歴史があり、障害のあるこどもを含む保育全体の有り様については論ぜられてこなかった。

こうした中、障害者権利条約の批准（平成 26 年）や近年の人権モデルの導入、こどもの権利条約の理念を反映したこども基本法の制定（令和 5 年）などの流れの中で、人権の尊重を真ん中に据えた「インクルーシブ保育」の理念が共有されるようになった。インクルーシブ保育は、こども一人ひとりの尊厳と多様性を認め、誰しもを地域・社会のなかで孤立させないことであり、誰しもが保育や教育にアクセスできる環境や仕組みを作ることである。これは、こどもの「育つ権利」を具現化するものであり、障害の有無に関係なく全てのこどもが共に育ち合う保育の形態である。

しかし現実には、現在の日本においては、障害のあるこどものみを対象とした通園機能（児童発達支援センター等で提供されている日々通園など）が存在し、また、保育所等においては障害の種別や程度、受け入れ体制が整わないことなどを理由に入所を拒否されるなど、さまざまな要因で「分離」が起こっている。こうした構造は、インクルージョンの理念を形だけにとどめ、実質的には差別や排除を助長する可能性をはらんでいる。また、能力主義（Ableism：エイブリズム）に基づく偏見や差別の意識は依然として根強い。

さらに、国が「インクルーシブ保育」の推進に向けた政策の方向性を明確に打ち出していないこともあり、各自治体や各園が独自に取り組まざるを得ない部分が大きい。その結果、地域や施設ごとに格差が生まれ、障害のあるこどもや保護者が望んでも近隣での保育所の受け入れが難しい場合もある。そのような状況では、インクルージョンが目指す「共生社会」の実現に向けた下地づくりが進まず、こどもたちが相互理解を深める場も奪われてしまいかねない。

しかしながら、ここ数年の制度改正によって、児童発達支援センターの役割や地域支援の機能強化が図られるなど、インクルーシブ保育を後押しする環境整備も少しずつ進みつつある。今後ますます「障害のあるこどももないこどもも、共に当たり前に暮らしあつ社会」を実現するための方策が求められる。

そこで本章では、日本がインクルーシブ保育を本格的に推進していくという大前提のもと、質問紙調査・ヒアリング調査・海外視察調査などから得られた知見を踏まえ、短期・中長期という時間軸やミクロ・メゾ・マクロといった各レベルで何をどう進めていけばよいのかを整理し、提言という形でまとめる。

# 提言：こどもたちの未来に向けて

## 共に育つ権利を剥奪しない共生社会の実現を目指すためのスタートアップとしての 「インクルーシブ保育」の実施

### すべてのこどもが同じ場所で共に育ち合うことを原則とする方針の明示

- ・共に育ち合うことの権利に基づく価値観、理念の確立、方針の決定
- ・障害のあるこどもの人権モデルに基づく価値観の定着
- ・「障害児保育」からすべてのこどもの Well-being のための「インクルーシブ保育」へ

### 障害児施策と子ども・子育て支援の制度分断を解消

- ・障害児支援と子ども・子育て支援との融合（制度の一元化）
- ・障害児支援における障害のあるこどもの生活の場の見直し

### 発達ニーズに的確に応える環境や支援を提供できる多様で柔軟な仕組みの整備

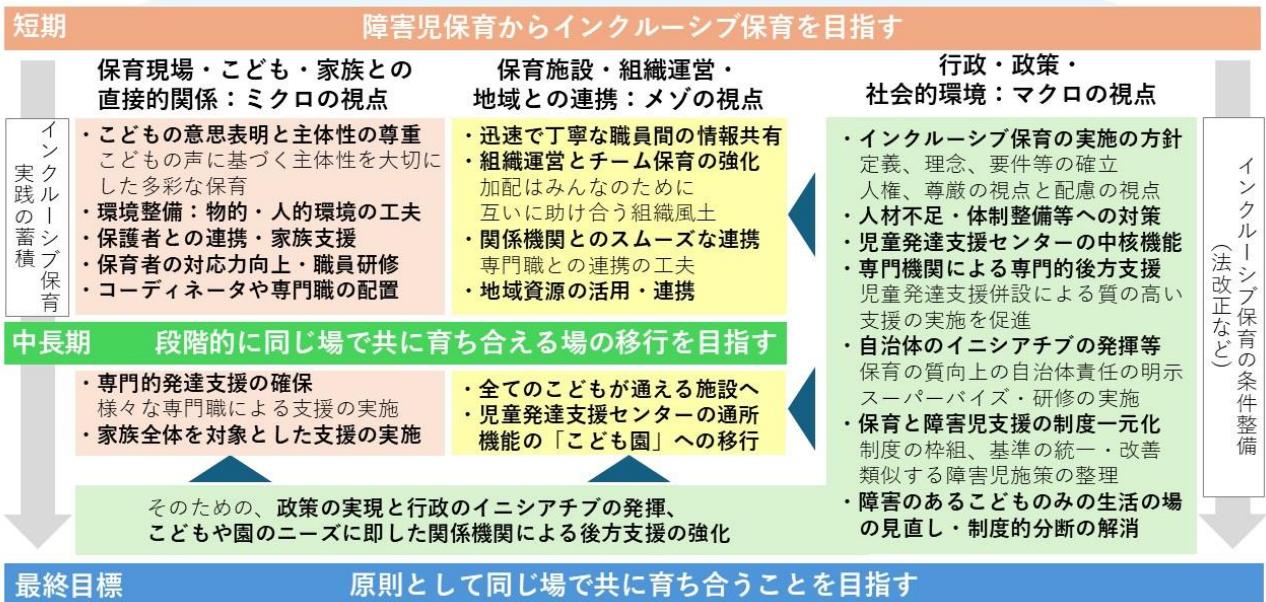
#### インクルーシブ保育の好事例の蓄積と後方支援の強化

- ・障害のあるこどもを含むすべてのこどもが楽しめる保育実践の収集・発信・後方支援
- ・障害のあるこどもを含む支援が必要なこどもの環境・配慮実践の収集・発信・後方支援

#### インクルーシブ保育など障害のあるこどもの共生生活を支える中核機関の創設

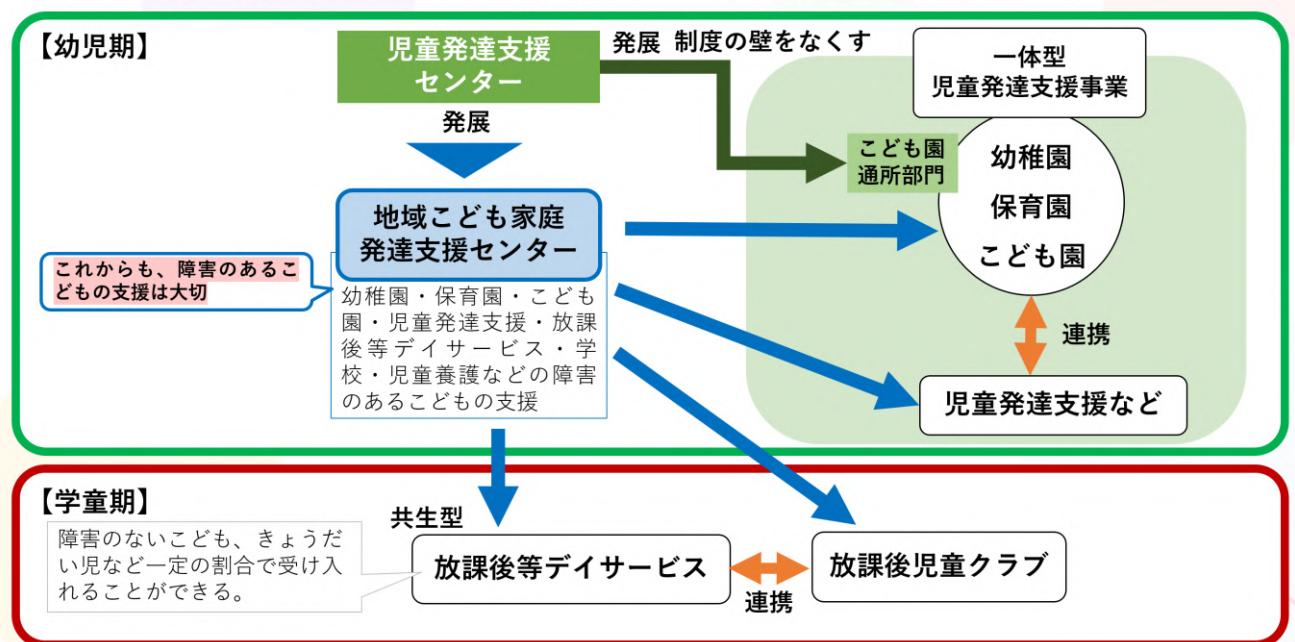
- ・(リ)ハビリテーションを中心とした特定領域に特化した発達支援（＝治療モデル）から保育・生活の中での総合的な発達支援（人権モデル）へ

## インクルーシブ保育の実現に向けたロードマップ



## 今後の在り方・体制整備・制度改革 未来予想図案

「障害のあるこどもと家族が安心して地域で暮らしていくために共生社会を目指して」



## 2. 時間軸での取り組み

### (1) 短期的取り組み

現在、インクルーシブ保育の公的な定義がないため、現場においてインクルーシブ保育のイメージが湧きにくかったり、障害児保育や統合保育と混同していたりする場合も少なくない。インクルーシブ保育を推進するためには、まず定義し、理念や価値観、ビジョンを共有することが重要である。

インクルーシブ保育の推進において、まずは国がインクルーシブ保育を定義し、就学前段階においてはインクルージョンを原則とする方針 (Vision) の明確な提示が必要である。併せて、啓発を行うことが急務であり、これにより、保育現場での実践を促進し、障害の有無にかかわらずすべての子どもが共に育ち合う保育のあり方を広く共有することが可能となる。同時に、保育の質を高めるための研修体制を整備し、保育士がインクルーシブ保育の理念と現場の保育指針を明確に結びつけることができると思われる。

障害のある子どもの特性や保護者のニーズに即した発達支援を保障するため、児童発達支援などの専門的機能を保育所内で柔軟に活用できる仕組みを整える必要がある。具体的には、令和5年にこども家庭庁が規制緩和した保育所等が児童発達支援事業所を併設し、柔軟に交流できる仕組みを広く周知とともに、既に地域で成果を上げている児童発達支援の運営法人等が保育所等と連携して一体的に事業展開できる仕組みを検討することが重要である。

また、保育所と療育施設・医療機関との連携を強化し、専門スタッフを継続的に派遣してもらう事業の導入も考えられる（モデル事業からスタート）。その中では、保育政策としての巡回相談と、障害児施策の児童発達支援センターが担う中核機能との機能整理や統合を行い、保育政策の枠組みの中で保育所等

の後方支援体制を構築・強化することが不可欠である。これにより、専門的支援が効率的に提供され、保育現場が直面する課題の可視化、それらに対して継続的かつ柔軟に対応できる体制を整えることが可能となる。地域ごとの特性や固有の課題が存在するため、インクルーシブ保育に関する支援ネットワークを形成することで、短期的な段階からで総合的な支援体制を構築することが可能となる。

人材育成に関しては、制度の枠組みを超えて、保育分野のスタッフと障害児支援分野のスタッフが共に学び合える環境や仕組みを構築し、互いの支援特徴、相違点を確認しながら、インクルーシブ保育について学び合うことが重要である。また、現場レベルでのインクルーシブ保育の好実践を収集し、体系化・理論化を図っていくことが必要であり、また、広く共有できるシステムを構築することが求められる。

加えて、研修の拡充にあたっては、障害の種別や特性に応じた対応だけでなく、重度の障害をもつこどもや医療的ケアが必要なこどもに対しても、個別的なかかわり方が学べるよう内容を充実させることが重要である。具体的には、過度な刺激を抑え、情緒の安定を図るための空間や時間調整、日常的な医療的処置が必要なこどもを安全・衛生的に受け入れるためのマニュアル整備などが挙げられる。これらは、障害のあるこどものみならず、すべてのこどもが安心して生活できる保育環境の整備にもつながる。そのため、該当するこどもの有無に限らず基礎的な研修として設ける必要性がある。

## (2) 中長期的取り組み

中長期的には、制度の構造的改革を図っていくことが必要である。具体的には、現在、別制度になっている保育施策と障害児施策を同じ「子ども・子育て支援制度」の中に位置づけ、双方の事業を円滑に活用できるようにしていくことが重要である。保育所等と児童発達支援との円滑な連携や、それぞれの職員の人才育成システムの一体化などにより、より効率的・効果的・質の高い支援が連続性を持って行うことが可能になると考えられる。

また、インクルーシブ保育を前提とした保育基準、具体的には、クラス単位の上限人数基準を引き下げることや保育士等の配置基準を引き上げること、現場と連携先、保護者をつなぐコーディネーター役の職員や心理士や作業療法士などの保育士以外の専門職の配置など、多様なこどもの育ちを支えるための人的環境を整備することが必要である。

現在、児童発達支援においては、生活をベースにした昼食の提供を含む日々通園スタイル（児童福祉施設としてのセンターの通園機能（旧障害児通園施設の流れを汲むものを含む）。）と、理学療法士等における特定領域に特化した個別または小集団での短時間支援スタイルに大別されるが、前者は障害のあるこどもしか通えない制度であり、インクルーシブな環境ではない。

このように現在の制度では、障害のあるこどもが通う児童発達支援と、障害のないこどもが通う保育所等とのあいだで制度的な分断が存在している。特に、児童発達支援における「日々通園」スタイルは、障害のあるこどものみが通う前提となっており、こども同士の自然な関わりやインクルーシブな環境が形成されにくいという課題が指摘される。こうした分離的な枠組みを見直し、保育所等との連携・統合を視野に入れた制度改革が必要である。

そのため、児童発達支援の日々通園スタイルの見直し、具体的には、「誰でも通園制度」のように児童発達支援でも障害のないこどもを一定数受け入れ可能とするなど、課題を整理しつつ将来的には特化型の認定こども園として制度の一体化を図ることも考えられる。これらは、短期的取組の中で掲げた、様々な法人が連携して保育所等と児童発達支援を一体的に進められる柔軟な基準の導入などと併せて検討することが望まれる。

インクルーシブ保育は未就学段階のインクルージョンである。就学段階ではインクルーシブ教育システムの整備が進められているが、多様な学びの場を用意することが前提となっており、就学に当たって地域の小学校に進学することが叶わないこどももいる。インクルーシブ教育システムと共に学ぶことを前提に障害の種別や程度にかかわらず地域の小学校で共に教育を受けることを原則とする、本当の意味での改正が期待される（原則や方向性は提示されている）。具体的には、就学前から学齢期への段階的な統合を図っていきながら、保育所等と小学校との連携を強化する仕組みを制度化し、こどもが安心して学びの移行を行える環境を途切れることなく整備につなげていくことが可能となる。さらに、高等教育や卒後も地域社会の様々なシチュエーションに参画していくようライフステージを通したインクルージョンの推進体制を構築し、障害の有無に関わらずすべてのこどもが継続的に支援を受けられる仕組みを確立することが求められる。

### 3. ミクロ・メゾ・マクロレベルでの取り組み

---

#### （1）保育現場・こども・家族との直接関係：ミクロレベル

保育所等の現場レベルでは、こどもの意見表明と主体性の尊重を基本とし、一人ひとりを大切にした質の高い保育を実践していくことが求められる。これは、保育の質の向上に関わる部分であると同時に、インクルーシブ保育の重要な視点であり、保育の質を高めていくことは多様性を重視するインクルーシブ保育の好実践につながるということを意味している。

併せて、障害や特性、社会的養護や外国ルーツなどこどもの多様性に応じた環境づくりをしていく必要がある。障害のあるこどもに限定した環境づくりではなく、障害のあるこどもを含む保育全体の環境、つまり基礎的環境整備（ユニバーサルデザインや視覚支援など）を充実させる視点が重要となる。併せて、特性等に合わせた個別の合理的配慮を行っていくことも重要であり、このような取組を通じて、一人ひとりのこどものニーズに応じた保育を行うことが可能となる。また、外国にルーツをもつ家庭に対しては、母語での情報提供や文化的背景への配慮が求められ、また、社会的養護を必要とするこどもには、安定した人間関係や丁寧な見守りが必要である。それぞれの家庭背景を理解し、日々の保育や支援の中で自然に配慮できるよう、職員同士の学び合いや地域資源との連携を深めることが望まれる。

なお、特に障害や特性合わせた対応については、専門的な知識や技術を伴うことも多いため、専門家との連携や園全体で検討していく体制が求められる。障害のあるこどもを含むすべてのこどもたちが安心して楽しめる環境や保育内容とはどのようなものなのかを探求し続けることが大切で、チーム保育や職員同士の学びの場の拡充を通して、保育者の専門性を高め、質の高いインクルーシブ保育を実現することが可能になると考えられる。

なお、重度の障害をもつこどもや医療的ケアが必要なこどもに対しては、集団保育の中で過度な刺激を受けることが情緒面・身体面に大きな負担をかける場合がある。そのため、保育者は常にこどもの状態を観察し、必要に応じて別室や静かな環境で個別的なかかわりを行うなど、「集団」の形を柔軟に捉え直す実践が求められる。たとえば、情緒の安定を優先しつつも周囲のこどもたちとも交流できるよう工夫する、保育室内に仕切りやパーテーションを用意して落ち着けるスペースを確保するなどの方法が考えられる。また、医療的ケアのこどもの場合、かかりつけ医や訪問看護ステーションなど医療機関との連携体制を整え、保護者の意向も踏まえつつ日々の保育活動を調整することが重要である。これにより、重度の障害・医療的ケアのこどもにとって「安心して参加できる集団」を実現し、同時にほかのこどもたちにとっても多様性を学ぶ機会となるような保育を展開することが期待される。

家族支援（保護者支援）においても、また、日常的な関りを通して、信頼関係を築き、保護者の気持ちや子育てに関する困りごとに寄り添いながら、精神的サポートを行うことが重要である。また、保護者同士のピアサポートグループの形成をサポートするなど、悩みや不安を抱える保護者が気軽に相談できる場を提供することが求められる。このような実践を行うに当たっては、インクルーシブ保育に関する他園の好実践を参考にすることも大切である。

## （2）保育施設・組織運営・地域との連携：メゾレベル

職員間がすばやくかつ丁寧に情報を共有するための仕組みづくりは、保育の質を左右する重要な要素である。きめ細やかなミーティングだけでなく、ICTを活用した記録や連絡ツールを整備し、こども一人ひとりの様子や保護者からの要望、保育者自身が感じた課題などを途切れなく共有できる環境を整えることが望ましい。また、情報が集約されることで、一人の保育者が抱え込む負担を分散し、複数の視点からこどもや家庭を見守ることが可能となる。こうしたチーム保育の基盤が機能することにより、組織の運営においても全員が共通の目的を持ちやすくなり、職員間の連携が生まれやすくなる。結果として、急なトラブルやこどもの変化にも的確に対応できる体制が整い、保育者同士が互いをリスペクトし合いながら、すべてのこどもにとって安心して育ち合う場を維持することにつながることが期待される。

地域の連携においては、保育所等においても地域の幼稚園や小学校との連携強化についても協議し、こどもや保護者が安心して就学に移行できる環境を整備していくことも重要である。地域にはインクルーシブ保育の素晴らしい好実践があるので、それらの事例を蓄積し、広く共有することで、地域全体のインクルーシブ保育に対する理解促進と実践を展開されることが期待される。

家族支援（保護者支援）においては、園での保護者同士のピアサポートの取り組みを支える児童発達支援や障害児相談支援などと連携しながら仕組みを作ることや、地域や基礎自治体レベルで保護者同士が意見交換や情報共有を行える交流会などを定期的に開催し、異なるバックグラウンドを持つ保護者間の理解と協力を促進していくことも考えられる。

### (3) 行政・政策・社会的環境：マクロレベル

自治体レベルでは、まず基礎自治体が保育の質の向上に積極的に関与していくことが重要である。他分野の機関・多職種が参加するインクルーシブ保育に関する協議の場を設置することが考えられる（自立支援協議会こども部会の中で議論することも考えられる）。加配職員の適切な人数の確保や質の向上を図ることや、巡回相談や保育所等訪問支援、児童発達支援センターの地域支援の中核的機能の発揮などを有機的な連携を確保、インクルーシブ保育の実施状況や評価を行うことで、地域全体でのインクルーシブ保育を含むインクルージョンの推進体制を整備・強化することにつながると考えられる。

国レベルでは、インクルーシブ保育の推進の方向性を明示し、定義化を図るとともに、法制度にもしっかりと位置づけていくことが望まれる。また、インクルーシブ保育が効果的に実施できるよう法令の改正を含め制度設計を進めることが求められる。具体的には、「こども基本法」や障害者関連法において、障害の有無を超えた共生社会の実現を支える目的で、就学前段階のインクルージョン推進に関する条文を創設するなども必要である。具体的には、「2.時間軸での取組」で記述したように、保育施策と障害児施策との制度的分断の解消（制度の一元化）を図ることが望まれる。

これにより、保育所等と児童発達支援の相互乗り入れ（共同運営を促進するさらなる基準緩和などを含む）や、児童発達支援においては障害のないこどもも通えるよう特化型の認定こども園としての統合すること、人材育成システムの統合・共有、家族支援システムの共有などを図っていくことが望まれる。

保育の質の向上を支える人材育成システムを構築し、インクルーシブ保育の好事例をデータベース化し、それらの事例を大学などの専門機関と協働して体系化・理論化していくこと、広く現場へ発信し、活用を促すことなど、インクルーシブ保育の全国的な理解と実践を促進することができる。

また、保育者の待遇改善を図ることや、クラス単位の規模や適正な職員配置、連携の要となるコーディネーターの配置を含む保育士以外の専門職の配置など、インクルーシブ保育のための制度や基準の改善を国が主導的に進めること（財源確保を含めて）が重要である。こども一人ひとりのことを考えられる余裕のある労働環境や魅力的で働きがいのある保育環境を創造することはインクルーシブ保育を実現していくうえで不可欠である。

また、国が早期評価・早期介入の手続きを簡素化・システム化することで、基礎自治体が地域事情に合わせて評価⇒個別支援計画⇒モニタリング・改善のシステムを構築することが可能となる。評価（診断を含む）や発達支援の利用をためらう保護者に対しては、園や支援機関が連携して療育への繋ぎも含めて家族支援を一体的に提供する体制を整えることも大切である。

現在、文部科学省を中心に高等教育終了後も学び続けられる社会教育の観点からの整備を行っているが、インクルージョン推進の視点から福祉分野も積極的に関与していくことが大切である。地域社会において幼児期からライフステージごとの移行、卒後の社会参画を視野に入れた包括的で一貫した支援の仕組みを構築していくことが、インクルーシブ保育から始まる共生社会実現につながるものと考えられる。

## 4. 具体的な取り組み

以下、提言に基づいて具体的な取り組みについて記述する。なお、ミクロ・メゾレベルの取り組みは各園の状況、自治体の状況によって異なる点もあるため、柔軟な取り組みや運用が求められる。

### 4-1. 時間軸での取り組み

#### (1) 短期の取組

##### ① インクルーシブ保育の定義化

～「障害児保育」から「インクルーシブ保育」へ、主語を「障害児」から「全てのこども」へ～

##### ・ 基本方針

- 本研究における定義を採用する
- これは、すべての子どもの尊厳と多様性を守るための第一歩として、障害のある子どものみならず、あらゆる背景を持つ子どもを対象とした保育の共生の理念を現場に浸透させることを目指すものである。

#### インクルーシブ保育の定義：

「インクルーシブ保育とは、障害の有無、国籍、性別、性的指向に関係なく、すべての子どもが一緒に過ごし、育ち合う環境を作る保育の形態であり、すべての人が共に生きる『共生社会』の実現に向けた基盤を築くもの」

#### インクルーシブ保育の構成要素：

- ①インクルーシブ保育の対象：障害のある子どもだけに限定せず「障害の有無、国籍、性別、性的指向に関係なく、すべての子ども」であること（すべての子どもが多様性がある存在という前提）
- ②インクルーシブの保育の目的：「すべての子どもが一緒に過ごし、育ち合う」こと<sup>68</sup>
- ③インクルーシブ保育の内容：②を達成するための「環境を作る保育の形態」であること
- ④インクルーシブ保育の将来像：「すべての人が共に生きる「共生社会」<sup>69</sup>の実現に向けた基盤を築くもの」であること

<sup>68</sup> 1日の生活の中でも個別に落ち着いた環境で過ごすことや数人の小集団、クラス全体、園全体の集団での生活など、子どもの状態に応じた柔軟な対応が必要である。そのためには、子どもの状態を丁寧に読み取る大人のまなざしが重要であり、一人ひとりの人権を尊重し、所属する園や地域で過ごせるようにすることが前提である。これは「③インクルーシブ保育の内容」につながるものである。

<sup>69</sup> 「共生社会」とは、すべての人々が互いに支え合い、尊重し合う社会を意味する。インクルーシブ保育は、この共生社会の基盤となる育ちを、乳幼児期から形成するための重要な取り組みである。

## • 留意事項

- こども一人ひとりの尊厳を守り、誰しもを地域・社会のなかで孤立させないことであり、誰しもが保育や教育にアクセスできる環境や仕組みを作ること
- 障害のあるこどもだけでなく、外国ルーツのこどもなど多様な背景を持つこどもを包摂すること
- 配慮が必要なこどもだけの保育ではなく、すべてのこどもが楽しめる保育であること
- インテグレーション（統合）ではなく、インクルージョン（包摂）の考え方<sup>70</sup>に基づき、一人ひとりに配慮された環境設定（基礎的環境整備及び合理的配慮<sup>71</sup>）を行うこと
- 「障害児保育」（障害のあるこどものことを考える保育）から「すべてのこどもを対象としたインクルーシブ保育」へ理念の変化を行うこと

## • 必要条件・要素

1. アセスメント : すべてのこどもの発達状況・特性・思いを理解する
2. 基礎的環境整備 : すべてのこどもにとって安心・満足感を得られる活動・空間（活動内容やルールの柔軟性など）
3. 合理的配慮 : 障害や特性を考慮した個別の環境調整
4. 園内外の発達支援 : 発達のニーズに基づく児童発達支援<sup>72</sup>を保障し、生活リズムをできるだけ分断しない工夫

## • 具体的なアクションの例

- 国や自治体が、インクルーシブ保育の理念や定義などについて、分かりやすいパンフレットや動画の作成し配布する
- 国が「(仮称) インクルーシブ保育ガイドライン」<sup>73</sup>を策定し、インクルーシブ保育の推進や実際の現場における取組に活かせる道標とする
- 現場の職員や保護者向けに「インクルーシブ保育とは何か」について研修や説明会のほか時に触れて啓発を行う

<sup>70</sup> 「インテグレーション」は、単に障害のあるこどもを「統合」する意味合いが強く、従来の分断された支援体制を示すことが多い。一方、「インクルージョン」は、すべてのこどもの多様性を尊重し、個々の特性に応じた合理的配慮を行いながら共に育つ環境を実現するという包摂的なアプローチを意味する。

<sup>71</sup> 合理的配慮とは、こども一人ひとりの特性やニーズに合わせた環境設定や支援を行うことで、すべてのこどもが安心して学び、成長できるようにするための具体的な措置を指す。例としては、視覚支援ツールの導入や、個別の学習プランの作成などが挙げられる。

<sup>72</sup> 児童発達支援とは、発達障害などの特性を持つこどもに対して、専門的な支援や療育を提供するための制度である。ここでは、保育所等においても児童発達支援の要素を取り入れることで、こどもがその生活リズムを崩さずに必要な支援を受けられるようにすることが狙いである。

<sup>73</sup> 現在、保育所・幼稚園・認定こども園では保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園 教育・保育要領、児童発達支援では児童発達支援ガイドラインが存在する。それぞれの在り方を俯瞰する形でインクルーシブ保育のガイドラインを策定することが考えられる。

- 各自治体に設置されている自立支援協議会などに「インクルーシブ保育推進ワーキング」を設置するなどして、自分たちの地域における具体的な目標と推進方法、研修計画をまとめる
- 保育所や認定こども園、児童発達支援事業所などの職員向けのハンドブックを作成する
- 保護者向けには、インクルーシブ保育の意義と実施状況について説明会を開催し、インクルーシブ保育の理念を浸透させる

## ② 保育の質の向上

### ・ 基本方針

- インクルーシブ保育の基本理念は、既存の保育所保育指針や認定こども園教育保育要領で目指す「こどもまんなか」の保育と合致している。そのため、保育の質の向上に取り組むことが、結果としてインクルーシブ保育の推進につながる。

### ・ 具体的な短期アクション例

#### ○ こどもまんなかの保育の追求

- こども一人ひとりの声に耳を傾け、また、こども一人ひとりの姿に合わせた環境を通して行うこども主体の質の高い保育を追求すること
- 特別に配慮を必要とするこどもへの保育だけでなく、こども同士の関係性の深まりを含めた集団への柔軟で丁寧な保育を追求すること

#### ○ チーム保育の実践

- 加配職員を配慮が必要なこども専用の職員にするのではなく、園またはクラス全体の保育を補助する職員に位置づけ、必要なときに全員で柔軟に支援できる体制を整えること
- 朝だけでなく昼や夕方に短時間のミーティングを設け、その日の生活や遊び、情緒などの移り変わり（過程）を、また保育者の対応と反応等を丁寧に情報共有すること

#### ○ 保育の実践研修・好事例の共有

- 園内研修において、園で過ごすこどもたちの思いや姿から、成長や発達の過程を丁寧に確認すること（幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿や育みたい能力や資質、保育の5領域などの視点でこどもたちの様子の確認や今後取り組んでいくべき保育活動の検討等）
- こどもの特性に応じた配慮・環境構成、遊びや生活の工夫の内容と、その結果としての「ささいな成功例」を共有し、ノウハウを含めて蓄積すること
- 支援困難ケース等について、スーパーバイザーを招聘しての事例検討を行うこと（外部講師を招けない場合は、グループスーパービジョンという手法もある）
- 保護者への支援についてもピアサポートやカウンセリングなど具体的な取り組みを行うとともに、専門研修や事例検討を行うこと
- 児童発達支援センターや事業所から専門職を受け入れ、現場で実践しながら学ぶ「オンライン研修」を導入すること

### ③ 人材育成

#### ・ 基本方針

- 障害の特性や対応について専門性を高めることに加え、保育の質の向上やインクルーシブ保育の理念と実践についても体系的に、そして継続的に学ぶ機会を増やす。

#### ・ 具体的な短期アクション例

##### ○ 都道府県または市区町村が主催の合同研修

- 行政や幼保小のほか障害児支援や医療機関等が連携して、それぞれの職員が同じ研修を受講できるようにするなど領域横断型の共通の学びの場を創設すること
- インクルーシブ保育の理念や実践について学ぶこと
- 共通の学びの場があることで、多機関・多職種のスタッフが顔の見える関係が構築され、日々のインクルーシブ保育で躊躇したときなどに相談したり支え合ったりできる

##### ○ インクルーシブ保育を理解している専門スタッフによる短期巡回・アドバイザーリスト制度

- 加配職員や新任保育者が困ったときに、隨時オンラインや出張で専門家に相談できる仕組みを整えること
- コーディネーター<sup>74</sup>の配置を進めるための人材育成システムの構築と財源確保・援助を行うこと
- インクルーシブ保育に関する知見がある講師による巡回相談やアドバイスを受けられるようにし、講師陣も複数であることが望まれる

##### ○ 保育所内のリーダー層育成

- 家庭や専門機関とつなぐコーディネーター的役割を担う職員を育成していくこと（コーディネーターの配置を義務化するなど制度で位置づけること、時間をかけて機能化していくこと）
- 障害特性の理解や合理的配慮のノウハウを重点的に学べる研修を提供し、職員全体でこどもを支える体制を作ること
- コーディネーター役の職員が困ったりした場合に、他機関コーディネーターと繋がり、支え合えるシステムを地域で構築していくこと
- コーディネーターは中長期的には配置義務化する方向で検討すること

<sup>74</sup> ここでのコーディネーターは、保育所と保護者、そして外部の支援機関との連携を円滑にするための窓口としての役割にとどまらず、保育所内の連携を促していく役割も含まれる。

#### ④ 発達支援の質の向上

##### ・ 基本方針

- 中長期で「分離保育の廃止」を目指しつつも、当面は子どもの発達ニーズや保護者の子育て不安に対応できる“専門性の高い発達支援”を保障する。

##### ・ 具体的な短期アクション例

###### ○ 保育所内に児童発達支援を行えるよう人的・物的環境を整備すること

- 数量規模の小部屋やコーナーの設定や、OT・ST・心理士などが短時間の発達支援を提供できる環境を整備すること
- こどもが外部の児童発達支援事業所等に移動せずに園内で専門支援を受けられるようにすること（保育所が児童発達支援を併設する際の基準緩和策の周知のほか、児童発達支援センターによる地域の中核機能との連携強化、保育所等訪問支援の充実・強化等）
- 保育所等訪問支援の積極的な利用・受け入れを行うこと

###### ○ 外部機関とのスケジュール調整・連携

- 外部の児童発達支援を並行利用するこどもについて、中抜けのタイミング（送迎の時刻）をこどもの最善の利益の視点で調整すること
- 連絡帳の様式を自治体が統一化し、保育者が混乱しないようにすること

#### ⑤ 関係機関との連携

##### ・ 基本方針

- 園が児童発達支援、保育所等訪問支援、相談支援などの多様な機関が、同じ目標に向かい連携することで、インクルーシブ保育の質を高める。

##### ・ 具体的な短期アクション例

###### ○ 自治体にインクルーシブ保育推進及び保育の質向上のためのコーディネーター役を設置

- 自治体に保育所等と児童発達支援、保護者を繋ぐコーディネーター職を配置し、利用計画・スケジュール・支援内容を一元的に調整すること

###### ○ 一時保育や巡回支援<sup>75</sup>の強化

- 保護者の多様なニーズに合わせ、障害児通所支援と結びついた専門職が園を巡回する仕組みを試行すること
- 教育委員会・小学校や医療機関、行政職員などのチームでインクルーシブ保育実現のためにチームを組んで園を巡回すること

<sup>75</sup> 巡回支援とは、専門職（OT、ST、心理士など）が複数の園を定期的に訪問し、現場の課題解決や研修、事例検討を行う仕組みである。

## (2) 中長期の取り組み

### ① インクルーシブ保育の実施のための制度改革

#### 1) クラス人数の縮小と手厚い保育士配置

- 丁寧にすべての子どもの育ちを保障するため、保育の質の向上の議論と相まって、クラス単位の子どもの数の縮小や保育士配置基準の引き上げを行うこと
- 国の補助や法定基準変更を見据え、自治体レベルでも段階的に予算化とモデル事業を実施・検証しながら制度化を図ること

#### 2) 児童発達支援における障害のある子どもを限定した通園機能部分の見直し（分離保育の廃止）

- 保育園等では、障害の種別や程度にかかわらず受け入れることを原則とすること（分離保育の廃止：そのための環境整備や職員配置にかかる経費等への補助の義務化を図ること）
- 現行の児童発達支援センター等の役割や機能をさらに見直し、具体的には、保育所や認定こども園と同質性を確保し、児童発達支援における障害のある子どものみを対象とした日々通園の形態を廃止し、障害のない子どもも受け入れられる事業形態とすること（障害児限定の生活の場の廃止⇒長期的には特化型の認定こども園とすることなどを検討）
- 障害のない子どもの児童発達支援への段階的受入プロセスを明示すること
- 長期的には「併設」ではなく、一つの制度体系で運営できる仕組みに移行を目指す

#### 3) 保育施策と障害児施策の制度的壁を撤廃し、子ども・子育て支援制度に一元化すること

- 障害児施策は、保育施策と同様に子ども・子育て支援制度に一元化すること
- 保育所等の現場レベルでインクルージョンを進めていくのはもちろん、障害児施策である児童発達支援の目標や役割を整理し、特にセンターについてはインクルーシブ保育を含むインクルージョン推進のセンター的役割を担うようにすること
- 保育施策と障害児支援施策が別々であることからの弊害、例えば、巡回相談と保育所等訪問支援や巡回支援員巡回事業、児童発達支援センター等の地域支援の中核的機能などの類似した事業やサービスが存在し、別々の手続きを踏まなくてはいけないなどといった使い勝手の悪さを解消すること
- 研修体系を一本化し、保育と幼児教育、児童発達支援、相談支援などが同じ研修を受けられるようすること

#### 4) 専門職種の配置（広域配置を含む）の法定化

- 巡回相談は頻回ではないため、園に常勤・非常勤の保育以外の専門職（OT、ST、心理士など）を配置できるようにし、そのための予算確保と法整備を行うこと
- 園に配置できない場合、園に設置するのが非効率である場合は、自治体または障害福祉県域などのレベルで専門職を配置し、専門チームを組んで園への後方支援を担うこと

## 5) 保育所等を支える専門支援の仕組みの整理・統合

- 巡回相談、児童発達支援センターの中核機能、地域特別支援教育コーディネーターなどが乱立している現状を整理し、発達やインクルージョンに関する総合相談窓口の設置を進め、障害のある子どもが保育所等入所後の支援内に関する助言も含め、一元的なコーディネーションシステムを構築すること

### ② ナショナルセンターの設置とインクルーシブ保育の好事例の収集と発信、専門支援

- インクルーシブ保育の収集は、地域展開を考慮し原則基礎自治体とすべきと考えるが、国レベルで好実践を収集し、それらを基に体系化・理論化していくとともに、広く周知すること、それらの知見を踏まえた研修体系の構築を図ること（国の指導者研修・専門コース別研修⇒地域で研修開催）

### ③ インクルーシブ教育システム構築の進捗状況に合わせて進むこと

- 文部科学省は、現在、国連からの勧告内容を踏まえ「同じ場所で共に学ぶ」を最終目標に掲げつつ、日本の現状に合わせて、就学支援委員会の仕組みも整えつつ、多様な学びの場を用意している
- 就学後もインクルーシブな環境で共に過ごし、学び合える場が用意されることが望まれる
- インクルーシブ教育システムの進捗状況に併せながら、就学前におけるインクルージョンの取組を質の高いものにしておく必要があること
- 就学前のインクルーシブな環境での育ち合いを経験している子どもにとって、小学校での教育環境で過ごすことは不安や負担も想定されるため、移行に際しての情報共有や入学前後のケース会議の開催を仕組みとして制度化すること

## 4-2. インクルーシブ保育の推進に向けたミクロ・メゾ・マクロレベルでの取り組み

短期・中長期の具体的方策は、主に国や自治体レベルで取り組むべきことを整理したものである。しかし、これらの方策を着実に進めていくためには、「保育現場・子ども・家族との直接的関係：ミクロレベル」「保育施設・組織運営・地域との連携：メゾレベル」「行政・政策・社会的環境：マクロレベル」の3層のレベルで、それぞれの役割と責任を果たしながら取り組むことが重要である。なお、各レベルでの取組を整理するに当たっては、海外視察調査の結果や国内の保育所等でのインクルーシブ保育の好実践・事例を参考にした。

イタリアやスウェーデンもインクルージョンの推進にあたっては長い歳月をかけながら、また、試行錯誤しながら進めてきた経緯がある。現場の園長先生からは「ここ10年ぐらいで急激に進んだ」といった言葉も聞かれ、カリキュラムの作成などと相まって、インクルージョンを含む保育・教育の質を高める試み（プロジェクトを含む）の成果であることが窺えた。日本においても、段階的な制度改革と現場での地道な実践が車の両輪となって進められることが重要である。

以下では、既存の検討内容に短期／中長期の視点や先進事例導入の観点を絡めて整理した。

## (1) 保育現場・こども・家族との直接的関係：ミクロレベル

### ① こどもの意見表明と主体性の尊重

- インクルーシブ保育は、すべてのこどもを対象としたすべてのこどもが楽しめる保育であり、相互の関係性の中で共に育ち合う保育である。その実現には、一人ひとりを大切にした保育、安全・安心の保育、強いられない保育、一人ひとりまたは多様なこどものいる集団に合わせた柔軟な保育を心がけることが重要である。
- インクルーシブ保育は、こどもの人権をまんなかに据えた保育である。具体的には、多様なこどもたちが共に過ごす保育は、こどもの「育つ権利」の保障する保育である。また、障害はそのこどもを構成する多様性の1つとして捉え、治すべきネガティブなものではなく、尊厳を持ってそのままを大切にされるべきものである（「人権モデル」）という認識のもと、保育を展開していくことが望まれる。
- こどもの声を聴き、こどもの声や今の姿に寄り添っていく主体性を尊重した保育を心がけること、つまりこどもの権利を守ることがインクルーシブ保育の出発点である。

### ② 環境整備

- こどもの声や姿に寄り添っていくインクルーシブ保育は、配慮が必要なこどもだけでなく、配慮が必要なこどもを含む全てのこども集団に対する保育である。そのため、全てのこどもが分かりやすく楽しめる環境（基礎的環境整備）にしていくことが求められる。基礎的環境整備はユニバーサルデザインの環境のことであり、誰もが自ら見通しを持ち動けるような環境づくりである。具体的には、視覚的スケジュールの提示や、動線を考慮した空間デザイン、コーナー保育などの設営などの環境面での工夫であり、基礎的環境整備の整備は合理的配慮の必要性を可能な限り抑えることができるとされる。
- 一方で、個別支援計画に基づく個別配慮（合理的配慮）が必要となるこどもや保育場面もあり、そのような場合には積極的に合理的配慮を行っていく必要がある。基礎的環境整備と個別の合理的配慮の両方の視点が必要であり、専門機関と適宜連携を取りながら、常に改善していく姿勢を持つことが大切である。
- 異年齢保育を実施するなど、障害の多様性だけでなく、異年齢のこども・集団に主体的に関わることもインクルーシブ保育の一形態であり、インクルージョンを進めるうえで有効である加法性がある。

### ③ 家族支援・保護者支援体制の強化

- 保護者がこどもの障害や特性を受容する過程においては、保護者の揺れ動く心情に寄り添ったきめ細やかな対応が求められる。保育者が全てを行えるわけではなく、専門支援機関やピアサポート（先輩保護者による支援）を仰ぎながら、進めていくことが大切である。

## (2) 保育施設・組織運営・地域との連携：メゾレベル・行政・政策・社会的環境：マクロレベル

メゾレベルとマクロレベルにおいては協働して行うことも多いため、同一項目で記載した。

### 保育施設・組織運営レベル

#### ① 保育の実施体制の強化

- 園内研修会・事例検討会を開催して園全体で認識の共有化を図り、加配職員やコーディネーターを含めた「チーム保育」（園内）を行うことが大切である
- 外部専門家からの定期的アドバイスを受けたり、一緒に取り組んだりできる仕組みを確立することが大切である（園外スタッフとの「チーム保育」）

### 保育施設・地域・自治体の共同レベル

#### ① 保育の質、インクルーシブ保育に関する協議体の設置

- 自治体が「（仮称）インクルーシブ保育推進会議」を開催し、園が地域内の巡回相談や保育所等訪問支援を活用できるように運用を円滑化すること

#### ② 地域の幼保小との連携

- 公開保育や相互学習の場を定期開催し、就学移行時の情報共有の円滑化を図ること

#### ③ 地域リソースの活用

- 社会資源・ボランティアの参加を促し、保育活動の豊かさを増すとともに、多様な地域の人たちとの交流や様々な体験を増やし、サポートを得ること

#### ④ 専門機関の計画的整備と地域

- 児童発達支援センターを計画的に整備し、専門性の高い発達支援を保障していくこと
- 児童発達支援センターの整備は「分断」を新たに生じさせてしまう可能性があるが、それを解消する手立てとして、センター等が地域支援の中核的役割を着実に進め、児童発達支援と保育所等との接点を増大させること

#### ⑤ 研修体系の再構築

- 幼保・障害児支援・小学校教諭が同じ内容を学べる研修を開発し、相互の共通理解を深められるようにすること

#### ⑥ 好事例の蓄積

- インクルーシブ保育の好実践（うまくいかなかった実践もその後のインクルーシブ保育を充実させることに役立つ）を収集し、大学等と連携して分析・理論化し、研修会の開催を含めて広く周知すること

## 国レベル

### ① インクルーシブ保育の方向性の明示と定義化

- 国が、インクルーシブ保育の理念や価値、内容について共通認識を持てるよう、インクルーシブ保育を定義すること
- 国が、就学前においては「共に育ち合う」インクルーシブ保育を原則とし、今後推進していく方針を明確に示すこと
- この中には、現在、障害のある子どもに限定した生活の場（児童発達センターの日々通園形態）の廃止を含み、児童発達支援にも誰でも通園制度のように障害のない子どもも受け入れられるように制度変更すること
- こども基本法や障害者基本法、保育所運営指針などにインクルーシブ保育について規定、記載すること
- （仮称）「インクルーシブ保育ガイドライン」を策定して、具体的にインクルーシブ保育を実行できるようにすること

### ② 制度改革

- 保育施策と障害児施策の分断を解消し、子ども・子育て制度に一元化すること
- 児童発達支援は、日々通園形態を廃止するとともに、新たに障害のない子どもの受け入れを可能とする形態（（仮称）「特化型認定こども園」）に改正すること
- 保育所等には必要に応じて専門的職員などを配置できるようにすること
- 自治体レベルにも、インクルーシブ保育の推進や保育の質向上を行う専門職を配置すること

### ③ 人材育成システムの構築

- 大学や専門機関と協働し、インクルーシブ保育の好実践をデータベース化するとともに、実践の分析・理論化、体系的な研修体系を構築し、広く周知を図ること

### ④ 保育者の待遇改善

- インクルーシブ保育を、職員も安全・安心して、誇りを持って行えるようにするために、給与等待遇改善のほか、クラス単位の縮小や職員配置基準の引き上げ等を主導的に行うこと

### ⑤ 海外先進事例との連携

- 我が国独自の背景に基づくインクルーシブ保育のあり方と追求することに加えて、イタリアやスウェーデンなど先行的にインクルージョンを実践している国の担当部署や研究機関とも提携して国際的な潮流や基準に合わせたインクルーシブ保育の在り方について継続的に検討していくこと

#### 4-3. まとめ

本章では、「提言」で示された理念や制度改革の方向性を、実際に現場や自治体レベルでどう実行に移すかを中心に具体的な事例・アクションを提示した。短期的には「定義化」「現場でのチーム保育や研修強化」「児童発達支援との柔軟な連携」「保護者支援の拡充」などを着実に実施し、中長期的には「分離保育からの完全移行」「専門人材の安定配置」「就学前後の連続性あるインクルージョン」へと進化させることが重要である。海外先進事例や国内の好事例を活かしながら、国・自治体・保育現場が連携し、多様なこどもを排除せず、共に育ち合う保育環境を共に育んでいくことが期待される。

## XI. 結語

本研究は、障害のあるこどもに焦点を当てつつ、最終的にはすべてのこどもを前提としたインクルーシブ保育の実現をめざして調査・考察を行ってきた。その過程で、保育の現場には既にインクルーシブな要素や取り組み、そしてすべてのこどもを受け入れようとする現場の思いが数多く存在することを再確認するに至った。一方、理念と実践の間に依然として課題があることも明らかとなった。とりわけ、保育者不足や加配制度の限界、児童発達支援との連携の難しさ、さらには保護者の不安やニーズに十分応えにくい状況など、解決すべき制度的・構造的課題が多く存在する。

しかしながら、これらの課題を克服し得る糸口も、国内外の先行事例や本研究の調査を通じて見えてきた。まずは、インクルーシブ保育の意義を明確に示し、こども一人ひとりの声に耳を傾ける「こどもまんなか」の保育をさらに追求すること。そして、チーム保育や、巡回相談を活用することで、保育の質を高めながら多様なニーズに対応することが要となる。

また、上記の仕組みづくりにあわせて、子ども・子育て施策と障害児施策の制度的分断を解消し、すべてのこどもが利用できる保育環境へ移行していく必要がある。加配基準や専門人材の配置を拡充するとともに、保育所等で児童発達支援を受けられる制度を整備することも喫緊の課題である。さらに、小学校以降の教育とも連携を図り、就学前から学齢期まで切れ目なく支援が行き届く一貫したインクルージョンの体制を構築することも重要である。また、本研究の提言には、国内外を通じて得られた多職種連携やピアサポートの事例も取り入れられている。

本研究が目指すインクルーシブ保育とは、障害のあるこどもだけではなく、一人ひとりの個性や背景を認め合いながら共に育ち合う保育を実践することである。障害の有無を問わず、すべてのこどもが「当たり前のように」共存する日常を実現するためには、政策面と実践面が両輪となり、国、自治体、保育現場、そして保護者や地域が互いに支え合うことが求められる。そして、日々の実践の小さな成功体験は、こどもの尊厳と育つ権利を守り、やがては社会全体のインクルージョンを促進する大きな力となり得る。

本研究の提言が具体化されることで、こどもたちが障害や違いを越えて対等に関わり合い、共に成長し合う光景がよりいっそう広がることを期待する。そうした保育環境を整え、真に多様性を認め合う社会を築くためにも、私たちも引き続き、様々な立場の人々と連携を深めながら実践を積み上げていきたい。すべてのこどもたちが生まれたときから当たり前のようにともに暮らし、遊び、学び合う未来を切り拓くことは、すべてのこどもの笑顔につながる。こどもは一人ひとりがかけがえのない存在である。そのために私たちは常にこどもの声を出発点にした実践を積み重ねていくことを忘れてはならない。

### 謝辞

本研究の実施にあたり、多くの方々よりご支援・ご協力を賜りました。まず、本研究の検討をともに進めてくださった研究会の委員の皆様に、深く感謝申し上げます。また、質問紙調査およびヒアリング調査にご協力いただいた各団体・各園の皆様には、日々のご多用のなか貴重なお時間とご意見を賜り、心より御礼申し上げます。さらに、海外視察において貴重なお話をお聞かせくださった行政関係者・園や学校関係者の皆様、ならびに通訳・翻訳等でご支援くださった皆様にも、あらためて感謝の意を表します。

本研究は、公益財団法人日本財団からの助成を受けて実施され、そして、一般社団法人共生社会推進プラットフォームのご協力により、FLEC フォーラムで貴重な発表の場を得ることができました。このご支援なしには、本研究をここまで進めることはできませんでした。ここに記して、心より感謝申し上げます。

## 付録 1：質問紙調査票

### インクルーシブ保育における現場の困り・ニーズ・外部支援に 求めるものに関する実態調査

#### 【調査へのご協力の依頼】

- ・当研究会では公益財団法人日本財団の助成を受け、「障害の有無にかかわらず全ての子どもがともに過ごし育ち合うインクルーシブ保育を実現する」ことを目的とした調査研究を進めており、現在、保育所及びこども園におけるインクルーシブ保育の実態を把握するための質問紙調査を実施しております。本調査では、保育において障害のある子どもや特別な支援や配慮が必要な子どもが集団の中で共に過ごすことの良さや、困難さ・課題などの実態を把握することを目的としております。
- ・ご多用の折、お手を煩わせること、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただければ幸いです。なお、本調査は任意調査であり、調査に協力いただかなくても不利益や罰則などはございません。
- ・回答は Google フォームを用いて行います。Google にログインしている場合は途中保存されますが、ログインしない場合は途中保存がされませんのでご留意ください。そのため、回答を開始する前に調査票をご覧いただき、回答内容を予め準備してから開始してください。
- ・回答には 30 分程度かかります。
- ・本調査は、**2024 年（令和 6 年）年 11 月 30 日（土）**にご回答をお願いいたします。
- ・ご回答いただいた結果は、報告書として取りまとめます。また、ご回答いただいた調査票は統計分析にのみ使用し、ご回答者の許可なく貴園が特定される情報が公開されることはありません。

#### 【ご回答方法】

■以下のリンクから回答フォームを開いて回答をお願いします。

※以下のいずれかの方法で回答フォームを開いてください。

まずはインターネットに接続したパソコンまたはスマートフォンを準備してください。

(パソコンの場合)

・上記回答フォームのリンク先（青文字、下線部分）をクリックしてください。

・クリックできない場合やクリックしても開かない場合には、リンク先「<https://forms.gle/LX8oKNAcZ4GV4ebr9>」を直接手入力で打ち込んでください。

(スマートフォンの場合)

・カメラより、QR コードを読み込んでください。



■本調査では、障害のある子ども及び特別な支援や配慮が必要な子ども（気になる子など）の範囲を以下のとおりといたします。

＜インクルーシブ保育（保育におけるインクルージョン）＞

- ・インクルーシブ保育とは、障害の有無、国籍、性別、性的指向に関係なく、すべての子どもが一緒に過ごし、育ち合う環境を作る保育の形態であり、すべての人が共に生きる「共生社会」の実現に向けた基盤を築くものだと考えています。

＜障害のある子ども＞

- ・以下の判定を受けた子ども
  - 一視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、内部障害、知的障害、病弱・難病
  - 自閉スペクトラム症（ASD）や注意欠如・多動症（ADHD）を含む発達障害、医療的ケア児
  - 一自治体において障害のある子ども、または同等の支援を必要とする子どもとして判定を受けている子ども（※保護者からの障害児保育の支援の申請を受けていない子を含む）

＜特別な支援や配慮が必要な子ども＞

- ・診断や判定、認定は受けていないが、園での生活において困難を抱えており、特別な支援や配慮が必要と考えられる子ども

【調査内容に関するお問い合わせ】

社会福祉法人麦の子会 PRD 室推進事業 事務局

担当：尾西・志智

E-MAIL：muginoko.inclusion@gmail.com

電話：080-7618-7771

（電話対応：火・水・木曜日 9：00-17：00）

【アンケート内容】

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1. 基礎情報.....                    | 1  |
| 2. 園の理念や方針など園運営や現場での課題について..... | 3  |
| 3. 日常の保育について.....               | 5  |
| 4. インクルーシブ保育について .....          | 6  |
| 5. 障害のある子どもの受入・在園状況 .....       | 7  |
| 6. 個別の指導計画について .....            | 9  |
| 7. 共に保育を行うことについて .....          | 10 |
| 8. 職員の専門性の向上・成長について .....       | 14 |
| 9. 外部機関との連携について .....           | 15 |
| 10. インクルーシブ保育への具体的な取り組み .....   | 21 |

## 1. 基礎情報

基礎情報は、特に支障がない場合には、2024年（令和6年）年8月1日現在でご記入下さい。

(1) 施設名 \_\_\_\_\_ ※園が特定される状態で使用されることはありません

(2) 施設所在地 都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_

(3) 施設の種類

公私の別 公立 公設民営 私立

施設種類 認可保育所 幼保連携型認定こども園 保育所型こども園  
幼稚園型こども園 その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

運営主体 自治体 社会福祉法人 株式会社 一般社団法人 NPO法人  
医療法人 学校法人 宗教法人 その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(4) 回答者

園長・施設長 副園長・副施設長 主任 担任 その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(5) 同一法人内で他の保育所、こども園、幼稚園や児童福祉や教育に関わる施設は運営していますか？ わかる範囲で教えてください。（複数回答可）

※運営主体が自治体の場合、回答の必要はありません。

保育所 こども園 幼稚園 児童発達支援センター 児童発達支援事業所  
子育て支援センター その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

また、貴園に併設している施設がありましたら教えてください。

児童発達支援センター 児童発達支援事業所 子育て支援センター  
その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

併設している施設は、園の設備や人員を共用・兼務していますか？

している していない その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(6) 園の設備を教えてください。（複数選択可）

- 園庭（敷地内のみ）
- 各年齢にあった遊具
- 講堂やホールなど、状況に応じて柔軟的に活動を行えるスペース
- 子どもがクールダウンできるスペース
- 該当するものはない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

## (7) 利用定員数・現員数

※実年齢の区分ではなく、クラス編成上の年齢で区分してお答えください。

| クラス | 利用定員数（人） | 現員数（人） | クラス | 利用定員数（人） | 現員数（人） |
|-----|----------|--------|-----|----------|--------|
| 0歳児 |          |        | 3歳児 |          |        |
| 1歳児 |          |        | 4歳児 |          |        |
| 2歳児 |          |        | 5歳児 |          |        |

## (8) 異年齢保育または縦割り保育を行っていますか？

行っている 行っていない その他（具体的に \_\_\_\_\_）

## (9) 以下に該当する子どもは在園していますか？

※「外国ルーツの子ども」とは、親のいずれかが外国籍であるか、家庭内で日本語以外の言語が使われている、または外国の文化に触れて育っている子どもを指します。

※「養育環境などの理由で家庭支援が必要な子ども」とは、要保護児童・要支援児童を含む、児童相談所やこども家庭センター等の機関と連携して支援を行う必要がある子どもを指します。

- 外国ルーツの子ども
- 養育環境などの理由で家庭支援が必要な子ども
- 該当する子どもは在園していない
- わからない

## (10) 職員構成

直接保育に関わる保育士・保育教諭 \_\_\_\_\_ 人（内加配職員 \_\_\_\_\_ 人）

※「加配職員」とは、自治体に申請を行い障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもにつく職員として加算または助成・補助を受けて雇用している職員のことを指します。

保健師・看護師 \_\_\_\_\_ 人

## (11) 加配職員が配置されることについて、どのような利点や課題がありますか？（複数選択可）

- 個別支援が行いやすくなる
- クラス全体の運営がスムーズになる
- 他の職員との連携が上手くいかないときがある
- 加配職員のスキルや専門性にばらつきがある
- 加配職員の雇用が不安定で、長期的な支援が難しい
- 子どもへの支援が個別化しすぎてクラス活動に影響がでる
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

## (12) 障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの対応について園内で意見をまとめることや、外部機関との連携を行うなど、特別な役割を持った園長や主任などの役職以外の職員はいますか？（コーディネーターや障害児保育担当など）

いる いない

行っている職務内容を教えてください。

- 子どもに対して直接支援を行っている
- 個別の指導計画など、個々の子どものニーズに合わせた支援策を提案している
- 他の職員から子どもの関わりについて相談を受けている
- 保護者からの相談を受けている
- 外部機関と支援について連携を行っている（アドバイスや支援を得ることなどのコンサルテーションを受ける）
- 障害のある子どもの対応について意見をまとめている
- 園内で研修を行っている
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

(13) 保育者に対する助言やサポートを行う専門的な職員（スーパーバイザー）を配置または依頼していますか？

- 配置・依頼している（外部）
- 配置・依頼している（内部）
- 配置・依頼していない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

(14) その他、上記以外で保育や教育、保護者支援などに関わる職員の職種と人数、よろしければ役割を教えてください。

例）子育て支援専門の職員 1名 公認心理師 1名 言語聴覚士 1名 など

自由記述

## 2. 園の理念や方針など園運営や現場での課題について

園の理念や方針や園の運営上の困難さや課題についてお聞きします。

(1) 園として目指すものや、具体的な活動や実践としての指針、どんな子どもに育ってほしいなど、「園の理念や方針など日常の保育で大切にしていること」は何ですか？

例）「子どもたちが自分に自信を持ち、自らの考えや気持ちを自由に表現できるように支援する」  
「子どもたちの感性を豊かにし、創造力を伸ばす多様な活動を提供する」  
「友達との関わりを通じて、思いやりや協力する心を育てる」

自由記述

(2) 「園の理念や方針など日常の保育で大切にしていること」の実現にあたって、現在の社会的環境の状況で影響があるものはありますか？（5個まで複数選択可）

- 地域の人口減少（少子高齢化など含む）
- 新型コロナウイルスの蔓延
- 大規模な自然災害などの精神的に負担が大きい出来事
- 地域の人同士の繋がりの減少（地域コミュニティの希薄化）
- 社会における寛容性の低下
- 経済的な困窮家庭の増加
- 保護者の労働状況の変化（共働き世帯の増加や長時間労働など）
- ひとり親家庭の増加
- 祖父母などの育児サポートの減少
- 保護者の子どもの発達に関する相談など専門的な支援の不足
- 子育て広場などの地域の子育て支援の減少
- 園の統廃合や閉園の増加
- 園への社会的な厳しい目の増加（園での虐待、不適切保育についてなど）
- 保育士や、保育教諭の社会的地位向上の必要性
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

(3) 園の運営での困難さや課題、配慮すべきことはありますか？（5個まで複数選択可）

- 職員の確保（採用と定着）が難しい
- 職員の配置基準が厳しい
- 保育環境の維持・改善や職員の雇用や待遇の改善のための財政的な制約
- 行政からの指導や規制への対応
- 保育所の役割についての地域の理解不足
- 園児数の増加
- 園児数の減少
- 障害の診断がない個別対応が必要な子どもの増加
- 外国にルーツを持つ家庭や子どもの増加
- 保護者の精神的な健康問題の増加
- 職員の精神的な健康問題の増加
- 日々の業務が多忙であり、超過勤務が発生することが多い
- 保育者の研修の機会が限られている
- 保育者間での技術継承が上手くいかない
- 園の理念や方針、目標がすべての職員に浸透しない
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

### 3. 日常の保育について

#### (1) 保育の計画を立てるとき（話し合いを含む）に行っていることはありますか？

※この設問での「保育の計画」とは、各クラスの年間指導計画や月案、週案などの指導計画を指し、個別に作成している指導計画は含みません。

- 担任だけではなくクラスに関わる職員で話し合っている  
十分に行えている ある程度行えている あまり行えていない 行えていない  
わからない 該当しない
- すべての子どもが安心して楽しく参加できるように話し合っている  
十分に行えている ある程度行えている あまり行えていない 行えていない  
わからない 該当しない
- 障害のある子どもが、共に成長できるように話し合っている  
十分に行えている ある程度行えている あまり行えていない 行えていない  
わからない 該当しない

#### (2) 保育を行うときに気を付けている点はありますか？

- 子どもの思いを確認し、意見や意思を尊重した保育を行っている  
十分に行えている ある程度行えている あまり行えていない 行えていない  
わからない 該当しない
- 子どもたちが互いに助け合い、尊重し合えるようにしている  
十分に行えている ある程度行えている あまり行えていない 行えていない  
わからない 該当しない

#### (3) 保育を振り返るときに行っていることは何ですか？

- 振り返られるように時間を確保している  
十分に行えている ある程度行えている あまり行えていない 行えていない  
わからない 該当しない
- 保育者同士で助けあう雰囲気や職員の失敗を受入れる雰囲気を作っている  
十分に行えている ある程度行えている あまり行えていない 行えていない  
わからない 該当しない

#### (4) 家族支援（保護者支援）で行っていることは何ですか？

- 個々の家族の状況（仕事やきょうだい児など）やニーズを踏まえた上で対応する  
十分に行えている ある程度行えている あまり行えていない 行えていない  
わからない 該当しない
- 保護者の気持ちや子育て困りに寄り添い、話を聞くようにしている  
十分に行えている ある程度行えている あまり行えていない 行えていない  
わからない 該当しない

## 4. インクルーシブ保育について

(1) 本研究においてはインクルーシブ保育とは、障害の有無、国籍、性別などに関係なく、子どもの多様性を尊重して、すべての子どもが共に育ち合う環境を作る保育の形態であり、すべての人が共に生きる「共生社会」の実現に向けた基盤を築くものだと考えています。貴園において、インクルーシブ保育を、どのようなものとお考えですか？（3つまで複数選択可）

- 子どもの年齢、国籍、障害の有無に関係なく、全ての子どもを受け入れる
- 子ども一人一人の多様性を尊重すること
- すべての子どもが自分のペースで成長できる環境の提供
- 障害のある子どもとない子どもが共に園で過ごすこと
- 互いの違いを尊重し合い、共生できる保育環境の実現
- 地域で保育や教育を受ける権利を保障すること
- 地域社会との連携を強化し、地域で子どもの成長のための具体策を講じること
- 共生社会の一員としての経験を幼児期から積むこと
- 障害のある子どもに適切な支援を提供し、学習の機会を広げる
- 障害のある子どもが活動できる・参加できる支援や工夫を行うこと
- 個別のニーズに応じた支援をすること
- 障害のある子どもの一人一人の発達過程や障害の状態を把握すること
- 子どもを含め家族全体を支えること
- わからない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

(2) インクルーシブ保育を進めていくことは重要だと思いますか？

- とても重要
- ある程度重要
- どちらともいえない
- あまり重要ではない
- 重要ではない

(3) (2)で「とても重要」また「ある程度重要」だと回答された方にお聞きします。インクルーシブ保育を進めていくことは、どのような点で重要だと思いますか？（3個まで複数選択可）

- 一人一人に合わせた保育を考えるきっかけとなる
- 保育者の専門性が向上する
- 全体的に保育の質が向上する
- 障害のある子どもとない子どもが共に成長する機会が増える
- 同じ悩みを持った保護者同士がつながりやすくなる
- 共生社会の実現のために必要な経験を幼児期から積むことができる
- 異なる背景を持つ子どもを受け入れることで、差別意識を軽減することができる
- 社会の多様性の理解を深める
- 地域の繋がりが深まる
- わからない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

5.～10.は障害のある子どもまたは特別な配慮が必要な子どもが在園している場合のみご回答ください。

## 5. 障害のある子どもの受入・在園状況

- (1) 障害のある子どもの人数をご記入ください。障害が重複している場合はそれぞれの該当箇所に計上してください。

※「障害のある子ども」とは、障害判定を受けているまたは、自治体において障害のある子どもまたは同等の支援を必要とする子どもとして判定を受けている子どもを指します。

視覚障害 \_\_\_\_\_人 聴覚・言語の障害 \_\_\_\_\_人 肢体不自由 \_\_\_\_\_人  
内部障害 \_\_\_\_\_人 知的障害 \_\_\_\_\_人 病弱・難病 \_\_\_\_\_人  
自閉症（ASD）・ADHD を含む発達障害 \_\_\_\_\_人 医療的ケア \_\_\_\_\_人  
計（実人数） \_\_\_\_\_人

その他、上記に該当しないものがありましたらご記入ください。

例) 学習障害 1名 発達性協調運動障害 1名)

自由記述

- (2) 定員の空きがないこと以外の理由で受け入れができなかったことはありますか？（複数選択可）

- 障害種別や障害の重さにより受け入れできなかった
- 障害に合わせた設備不足により受け入れできなかった
- 職員数が足りないなど体制不足により受け入れできなかった
- 職員の専門的な知識・技術の不足により受け入れできなかった
- 現在行っている加配の申請に加えて、さらに申請ができなかった
- 受け入れできなかったことはない
- わからない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

- (3) 障害のある子どもの受け入れ決定後から入園までに行ったことや行えなかったことを教えてください。

| 項目                            | 行ったこと                    | 行えなかつたこと                 | 該当しない                    |
|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 子どもの発達や特性、障害の程度の把握            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 職員の研修や障害理解の向上                 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 専門職や加配保育士などの保育体制の確保           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 物理的な環境の改善（感覚過敏への対応やバリアフリー化など） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 保護者との情報共有、緊急時の対応の取り決め         | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 他の支援施設との情報共有などの連携             | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 個別のニーズに合わせた生活や活動の検討           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

|                                |                          |                          |                          |
|--------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 障害のない子どもとその保護者を含む、障害への理解促進     | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 入園までの準備時間の確保（環境設定、保育計画、保育体制など） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 十分な助成や補助金の獲得                   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

(4) 障害のある子ども以外の特別な配慮を必要とする子どもはいますか？ いる場合、子どもの状況はどれが該当しますか？（複数選択可）

※「特別な配慮が必要な子ども」とは、本人が生活上の困難を感じていることや、園で特に個別な配慮や支援が必要だと思われる子どもを指します。

- 特別な支援や配慮を必要とする子どもはいない
- 言葉の理解が実年齢よりも遅れている
- 保育者が対応しにくいくらい感情の起伏が激しい
- 友達と協力や競争ができず、集団活動や遊びに参加しにくいくらい
- 新しい活動や流れの変更で癪や不安を強く示す
- 友達に興味を示さず、関わりが乏しい
- 興味を持ったことから離れられず、次の活動などに移行できない
- 常に動き回り、じっとしていられない
- 重篤なアレルギーがある
- 友達や物に乱暴な行動や言葉がある
- 特定の刺激に過敏性がある（音や触覚など）
- 指示を聞かず、ぼーっとしている
- 偏食や食事へのこだわりがある
- 姿勢を保てず運動が苦手
- 指先の動きが苦手で絵や制作が上手くできない
- 大人に過剰に愛着を求め、注目を欲しがる
- 同年代と興味が合わず、孤立しがち
- 日本語でのやりとりが難しく、文化や習慣が異なる
- 理由はわからないが気になる
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

(5) 障害のある子ども以外の特別な支援や配慮を必要とする子どもの人数を教えてください。

※年齢ごとに分ける必要はありません。

\_\_\_\_\_ 人（実人数）

(6) 現在、障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもに対する保育体制はどの程度整っていると感じますか？

- 十分に整っている
- ある程度整っている
- どちらともいえない
- あまり整っていない
- まったく整っていない

## 6. 個別の指導計画について

(1) 障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもの個別の指導計画またはそれに準ずるものを作成していますか？

※「個別の指導計画」とは、個々の子どもの実態を把握し、具体的な目標や保育者の関わり内容などを記載したものです。

- 作成している
- 個別に作成していないが、指導計画（年間指導計画や月案、週案など）の中に位置づけている
- 個別に作成しておらず、指導計画（年間指導計画や月案、週案など）の中にも位置付けていない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(2) 個別の指導計画を作成している場合、利点や困難さ、課題はありますか？（複数選択可）

- 子どもを総合的に見ることができる
- 保育の計画を立てるときに参考になる
- 子どもの成長を振り返るための参考になる
- 効果的な支援を考えることができる
- 保育者間で共通理解が得られやすくなる
- 子どもの発達の状況やニーズの把握が難しい
- 効果的な支援方法を考えるのが難しい
- 作成する時間が確保しにくい
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(3) 保護者が個別の指導計画の作成に関わる場合、どのような利点や困難さ、課題がありますか？

（複数選択可）

- 子どもの姿を保護者と共有しやすくなる
- 子どもや保護者のニーズに合った支援計画が立てやすくなる
- 保護者の園の理念や方針の理解が深まる
- 目標や支援方法で保護者と意見が異なることがある
- 保護者と話す時間を確保しにくい
- 子どもの発達や支援の話し合いが、保護者にとって精神的・感情的な負担になることがある
- 保護者は作成に関わっていないが、作成した個別の指導計画を共有している
- 保護者と個別支援計画を共有していない
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(4) 個別の指導計画の中に家族支援（保護者支援）の内容は含まれていますか？

- 含まれている
- 含まれていない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

## 7. 共に保育を行うことについて

(1)～(6)は障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもにおいて、現在、貴園で対応が困難である子ども1名について具体的にお答えください。

※対応が難しい事例や、多くの工夫をしている事例を教えてください。

### (1) 対象の子どもの状態・背景

#### 障害等の状況

- 視覚障害
- 聴覚・言語の障害
- 肢体不自由
- 内部障害
- 知的障害
- 病弱・難病
- 自閉スペクトラム症（ASD）・注意欠如・多動症（ADHD）を含む発達障害
- 医療的ケア
- その他の障害
- 障害の判定は受けていないが発達上、特別な支援や配慮が必要な子ども
- 外国ルーツ
- 養育環境などの理由で家庭支援が必要な子ども

#### 対象の子どもの年齢（クラス）

※実年齢の区分ではなく、クラス編成上の年齢で区分してお答えください

- 0歳児
- 1歳児
- 2歳児
- 3歳児
- 4歳児
- 5歳児

#### 対象の子どもの状態

- 言葉の理解が実年齢よりも遅れている
- 保育者が対応しにくいほど感情の起伏が激しい
- 友達と協力や競争ができず、集団活動や遊びに参加しにくい
- 新しい活動や流れの変更で癪癪や不安を示す
- 友達に興味を示さず、関わりが乏しい
- 興味を持ったことから離れられず、次の活動などに移行できない
- 常に動き回り、じっとしていられない
- 重篤なアレルギーがある
- 友達や物に乱暴な行動や言葉がある
- 特定の刺激に過敏性がある（音や触覚など）
- 指示を聞かず、ぼーっとしている
- 偏食や食事へのこだわりがある
- 姿勢を保てず運動が苦手
- 指先の動きが苦手で絵や制作が上手くできない
- 大人に過剰に愛着を求め、注目を欲しがる
- 同年代と興味が合わず、孤立しがち
- 日本語でのやりとりが難しく、文化や習慣が異なる
- 理由はわからないが気になる
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(2) 対象の子どもが園で生活する中で、どのような工夫を行っていますか？（複数選択可）

- 集中しやすいように、壁面をシンプルにしている
- 理解しやすい言葉かけをしている
- 感情が高ぶったときに、落ち着ける場所で休めるようにしている
- 絵カードや写真で活動やルールを視覚的に伝えている
- 本人が絵カードなどでコミュニケーションを取れるようにしている
- 活動の部分的な参加やルールの柔軟な変更をしている
- 感覚過敏さへの配慮をしている
- 発達段階に応じた遊びや活動を提供している
- 発達年齢に合わせたクラスで過ごせるようにしている
- 本人の日々の流れを変えないようにしている
- 個別に保育者（加配職員など）を付けている
- 友達との関わりで保育者が仲立ちをしている
- 特別なことは行っていない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(3) 対象の子どもにとって他の子どもたちと共に過ごすことで、良かったと感じたことは何ですか？（複数選択可）

- 友達の気持ちを理解し共感する力が育った
- 順番を待つことやルールを守ることなど、生活に必要な習慣が身に付いた
- 自分の気持ちや考えを友達に伝える機会が増え、意思表現が上手くなった
- 友達に褒められたり認められたりすることで、自己肯定感が高まった
- 身体を動かす機会が増え、身体を動かすことを楽しむようになった
- 共同での遊びや学びを通じて、考える力が養われた
- 自立心が育ち、自分でやってみようとするが増えた
- 多様性がある中で生活する経験を得られた
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(4) 対象の子どもの成長や発達に対して、どのような期待や希望をもっていますか？

自由記述

障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの保育全般についてお聞きします。

(5) 障害のある子や特別な配慮が必要な子ども以外の子どもにとって、共に過ごすことで良かったと感じたことはありますか？（5個まで複数選択可）

- 友達が泣いているときなどに、共感的な言葉をかける姿が増えた
- 順番やルールを守れない友達がいてもやさしく声をかける姿が増えた

- 友達の話を聞く姿が増えた
- 友達の頑張りを褒めたり、認めたりする姿が増えた
- 友達の挑戦を応援したり、手助けしたりする姿が増えた
- 友達を遊びに誘う姿が増えた
- 共同での遊びや学びを通じて、考える力が養われている
- 多様性がある中で生活する経験を得られた
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

(6) 障害のある子や特別な配慮が必要な子ども以外の子どもにとって、共に過ごすことの困難さや課題を感じたことはありますか？（複数選択可）

- 亂暴な行動や言葉で登園を嫌がる子が出た
- 他の子どもが遊びに集中したいのに、邪魔されたと感じる場面が増えた
- 他の子どもが次の活動に移る前に、待たなければいけないことが増えた
- 他の子どもが個別の関わりを求めるときに我慢することが多くなかった
- 友達を馬鹿にしたり、差別したりするような行動が増えた
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

(7) 園や保育者にとって、子どもが共に過ごせるように保育を行うことでの困難さや課題を感じたことはありますか？（複数選択可）

- 保育者の他の子どもへの関わりが不十分になることがある
- 障害の特性に対する知識やスキルの不足から、対応が難しいと感じることがある
- クラス全体の雰囲気が落ち着かなくなることがある
- 子どもやクラスの安全確保に集中して、他の保育が不十分になることがある
- 外部機関との連携が難しく、必要な支援を十分に受けられないことがある
- 設備や教材などに限りがあり、環境を整えることが難しい
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

(8) 子どもたちが共に過ごせるように保育を行う中で、どのような工夫を行っていますか？（複数選択可）

- すべての子どもが安心して生活でき、遊びこめる環境を作る
- 保育者の関わりが、他の子どもの見本となるようにする
- どの子どもにも関わりが不十分にならないようにする
- 個別に関わる職員を配置する
- 子ども同士が互いを知る機会を設ける
- 保育者を孤立させないように、チームで保育する
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

- (9) 子どもたちが共に過ごせるように保育を行うことで、障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの保護者や他の保護者にとって良かったと感じたことはありますか？（複数選択可）
- 子どもが園での生活を楽しんでいる姿を見て、保護者が安心した（不安や心配が軽減された）
  - 保護者の子育てへの不安が和らいだ
  - 他の保護者の障害や特別な配慮が必要な子どもの理解が深まり、保育に協力的な姿が増えた
  - 他の保護者が自分の子どもの相談をすることが増えた
  - 保護者同士の関係性が深まり、支え合う姿が増えた
  - 特にない
  - その他（具体的に \_\_\_\_\_）
- (10) 子どもたちが共に過ごせるように保育を行うことで、障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの保護者や他の保護者にとって、困ったことや課題と感じたことはありますか？（複数選択可）
- 保護者から支援が不十分だと指摘があるなど不満が生じることがある
  - 他の子どもとの違いが目立ち、保護者が不安を感じてしまうことがある
  - 保護者が他の保護者と適切な関係を築けず、結果として孤立してしまうことがある
  - 他の保護者から、共に過ごすための保育方針について理解が得られないことがある
  - 他の保護者から、配慮が必要な子どもの言動に対して不満が生じることがある
  - 他の保護者から、自分の子どもへの配慮や注意が不足していると不満が生じことがある
  - その他（具体的に \_\_\_\_\_）

#### 家族支援（保護者支援）についてお聞きします。

- (11) 家族支援（保護者支援）を行う際、どのような取り組みや工夫を行っていますか？（複数選択可）
- 日ごろから保育者から声をかけるなど、コミュニケーションをとるようにしている
  - 保護者の話をよく聞き、困りごとや悩みに寄り添う
  - 障害や困難さではなく、子どもの育ちや得意なことを伝える
  - 園での工夫や配慮していることを伝える
  - 子どもの姿を伝えるタイミングを見計らう
  - 状況に応じて個室で話を聞く
  - 園内で保護者の困りごとや悩みを共有して支援する
  - 子どものことだけではなく、保護者自身の困りごとや悩みを聞くようにしている
  - きょうだい児など家族全体を考えて、保護者のニーズを捉える
  - 同じクラスや同じ悩みを持つ保護者同士がつながる取り組みを行う
  - 要望に応じて保育参観・参加できるようにしている
  - 必要に応じて地域の関係機関と連携し、必要な子育て支援を受けられるようにする
  - 特にない
  - その他（具体的に \_\_\_\_\_）

(12) 家族支援（保護者支援）を行う際、どのような困難さや課題がありますか？（複数選択可）

- 保護者と子どもの姿を共有し、共通認識を持つことが難しい
- 子どもの姿を共有する時間や、保護者の悩みなどを聞く時間をとれないことがある
- 発達が心配な子どもの保護者に子どもの様子や支援の必要性の伝え方がわからない
- きょうだい児など家族全体を考えて、保護者のニーズを捉えることが難しい
- 同じ悩みを持つ保護者同士のつながりを作ることが難しい
- 家族のニーズの捉え方が保育者間で異なる
- 園内で保護者の困りごとや悩みを共有する時間がとれないことがある
- 家族支援（保護者支援）のアプローチが保育者間で異なり、保護者が混乱することがある
- 関係機関と連携して支援することが難しい
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

就学時的小学校との連携についてお聞きします。

(13) 就学の際、小学校との連携において、どのような困難さや課題がありますか？（複数選択可）

- 情報共有が不十分で、保育園での取り組みや子どもの特性が小学校に伝わらない
- 園と小学校での支援に一貫性が保たれず、子どもが混乱することがある
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

## 8. 職員の専門性の向上・成長について

(1) 保育者の専門性の向上や成長のために、必要と感じる取り組みは何ですか？（複数選択可）

- 園内での研修の実施
- 園外での研修への参加
- 園全体での保育の振り返り
- 専門職を含めた保育の振り返り
- 保育に関わる資格取得の奨励
- 他の保育施設との交流
- 現場での実践的な指導
- 専門機関での専門的・実践的な研修
- 巡回相談や保育所等訪問支援などの園への訪問による支援
- 外部専門家等によるケース会議やスーパービジョン
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(2) 過去1年間で、園内研修で行ったものや、行う予定のものを教えてください。（複数選択可）

- 園の理念や方針の共有

- 保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領について
- 不適切保育や虐待について
- 子どもの人権について
- 障害のある子どもの関わりについて
- インクルーシブ保育について
- 家族支援（保護者支援）について
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(3) 共に過ごすための取組を通じて、保育者が成長したと感じることはありますか？（複数選択可）

- 個々の子どものニーズに応じた柔軟な対応ができるようになった
- 保育者同士で協力し合って保育に取り組む姿が増えた
- 保護者と協力しながら保育に取り組む姿が増えた
- 保育者が子どもから影響を受けて人間的に成長した
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

## 9. 外部機関との連携について

(1) 障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもが、共に過ごすために、専門機関や施設（児童発達支援（療育）など）に求めることは何ですか？（複数選択可）

- 子どもの発達や姿について相談したい
- 障害の特性と支援方法について相談したい
- 子どもの困りごとに合わせた関わり方を相談したい
- 医療的ケアへの適切な関わり方を相談したい
- 家族支援（保護者支援）について相談したい
- 発達が心配な子どもの保護者に子ども様子や支援の必要性の伝え方を相談したい
- 具体的な保育の組み立て方（自由遊びや設定遊び）を相談したい
- 月案や週案などの保育の計画について相談したい
- 個別の指導計画について相談したい
- 就学について相談したい
- 研修や実習、講義を行ってもらいたい
- 直接子どもと関わりながら、専門的な支援をしてもらいたい
- 保育を振り返る際の話し合いのまとめ役になってもらいたい
- 保育者に対するスーパーバイズを行ってほしい
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(2) 障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの育ちを支えるために、園への通園と並行して児童発達支援（療育）への通所は必要だと思いますか？

必要がある 必要がない わからない その他（具体的に \_\_\_\_\_）

(3) 子どもを児童発達支援（療育）につなげようとしたことがある場合、その理由を教えてください。（複数選択可）

- 子どもに障害や特性があるかをみてもらいたいため
- 子どもの障害や特性の軽減のため（リハビリなど）
- 子どもの二次的な問題への発展を防ぐため
- 園での集団生活の困りを軽減させるため
- 子どもの自信や自己肯定感を高めるため
- 日常生活に必要な動作（身の回りのこと）などの習得を促すため
- 園に対して関わり方等の助言をもらいたいため
- 園での対応には限界があるため
- 家庭などでの保護者の困りを軽減させるため
- 保護者に対して気づきを促し、関わり方等を助言してもらいたいため
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

つなげられなかった又はつながらなかったことがある場合、その理由を教えてください。

（複数選択可）

- 障害や特性なのかどうかまだわからず様子を見ているため
- 保護者との信頼関係がまだ十分でないもしくは悪化する恐れがあるため
- 保護者がまだ子どもの障害や特性に気づいていないため
- 保護者に児童発達支援（療育）を勧める理由をしっかり説明できなかっただめ
- 児童発達支援（療育）までの流れや仕組みについてわからないため
- 地域につなげられる又は相談ができる施設や相談窓口がないため
- 施設が通うことが難しい距離だったため
- 空きがなく入ることができなかっただめ
- 保護者が相談や通所することを選択しなかったため
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

(4) 現在、児童発達支援（療育）を受けている子どもはいますか？（複数選択可）

- 1日の途中で受けに行き、再登園する子どもがいる
- 遅刻または早退をして受けている子どもがいる
- 週に1~2日程度休んで受けている子どもがいる
- 週の大半を休んで受けている子どもがいる（週に1日程度は登園している）
- 月の大半を他施設で過ごしている子どもがいる
- 土日や祝日に受けている子どもがいる
- 併設・同一施設内で受けている子どもがいる

- 訪問による支援を受けている子どもがいる  
 児童発達支援（療育）を受けている子どもはいない  
 その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

**(5)～(9)は現在、児童発達支援（療育）を受けている子どもが在園している場合のみお答えください。**

**(5) 児童発達支援（療育）を受けている子どもで、以下に該当する子どもはいますか？（複数選択可）**

- 個別の支援を受けている子どもがいる  
 集団での支援を受けている子どもがいる  
 2施設以上の複数施設に通っている子どもがいる  
 児童発達支援（療育）が送迎してくれている子どもがいる  
 わからない  
 その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

**(6) 児童発達支援（療育）を受けることで、子どもの園での生活や集団参加の困難さの軽減が図られるなど、療育に対する満足度を教えてください。**

※児童発達支援（療育）を受けている子どもが複数人いる場合、全体的な満足度をお答えください。

**児童発達支援（療育）など施設に並行して通っている場合**

- とても満足  ある程度満足  どちらともいえない  不満  とても不満  
 該当する子どもはいない

**園に訪問してもらい、園内で支援を受けている場合（保育所等訪問支援など）**

- とても満足  ある程度満足  どちらともいえない  不満  とても不満  
 該当する子どもはいない

**(7) 児童発達支援（療育）を受けることで、子どもにとって良かったと思う点はありますか？（5個まで複数回答可）**

- 子どもの実態把握、効果的な支援につながる  
 子どもの障害や特性が軽減した  
 子どもの様子が安定し、二次的な問題への発展が防げた  
 順番を待つことやルールを守ることなど、生活に必要な習慣が身についた  
 友達との関り方が身についた  
 自信や自己肯定感が高まった  
 日常生活に必要な動作（身の回りのこと）が身についた  
 児童発達支援（療育）でも様々な経験ができる  
 児童発達支援（療育）の小集団で安心して過ごせている  
 卒園後も継続した支援につながる場合がある  
 特にない  
 その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(8) 児童発達支援（療育）を受けることで、子どもにとって困難さや課題はありますか？（複数選択可）

- 園を休んで児童発達支援（療育）に行くと生活リズムが乱れる
- 登園前や登園中に児童発達支援（療育）に行くと（療育による保育の中抜け）、子どもが不安定になる
- 児童発達支援（療育）が子どもの負担になっている
- 児童発達支援（療育）に通うことが保護者の負担になっている
- 園で友達と共に過ごす機会が減る
- 児童発達支援（療育）と方針が合わない
- 児童発達支援（療育）と子どもの姿の共通理解が難しい
- 児童発達支援（療育）との連携にかける人員や時間が不足している
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(9) (8) の困難さや課題を防ぐために必要だと思う取り組みは何ですか？（複数選択可）

- 地域全体で子どもの育ちを支えられるために連携を強化する
- 児童発達支援（療育）と積極的に情報共有を行い、子どもが安心して過ごせるようにする
- 児童発達支援（療育）に通わなくても園での困りを減らす（保育者の専門性を向上、職員増員など）
- 園での支援を充実させる（専門職を雇用や外部の専門職の訪問など）
- 職員数を確保するための法律や財政面でのサポート（配置基準の見直しなど）
- 児童発達支援（療育）の利用を控えてもらう
- 児童発達支援（療育）の施設を併設する
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(10) 障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの発達や保護者支援に関して、園が相談したいときに相談できる機関を教えてください。（複数回答可）

- 他の保育所等の保育施設や幼稚園  医療機関  保健所  保健センター
- 子ども家庭センター  児童発達支援センターなどの児童発達支援（療育）を行っている施設
- 小学校  特別支援学校  教育委員会  発達障害者支援センター
- 市区町村内の障害担当部署  市区町村内の母子保健部署  児童相談所
- 児童館などの施設（児童厚生施設）  民生委員・児童委員
- 町内会などの地域の自治会  わからない  該当するものはない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

(11)～(14)は園に訪問して助言をもらうなどの巡回相談や保育所等訪問支援などを受けている場合のみお答えください。

(11) 園に訪問して助言をもらうなどの巡回相談の頻度を教えてください。

自治体もしくは自治体と契約している機関による巡回相談(自治体の制度による) (年 \_\_\_\_\_ 回程度)  
医療機関による巡回相談 (年 \_\_\_\_\_ 回程度)  
教育機関による巡回相談 (特別支援学校や教育支援センターなど) (年 \_\_\_\_\_ 回程度)  
在園児が通う児童発達支援(療育)による保育所等訪問支援など (年 \_\_\_\_\_ 回程度)  
民間の機関による巡回相談 (在園児が通う施設の訪問を除く) (年 \_\_\_\_\_ 回程度)

(12) 園に訪問して助言をしてもらうなどの巡回相談の満足度を教えてください。

自治体もしくは自治体と契約している機関による巡回相談 (自治体の制度による)

とても満足 ある程度満足 どちらともいえない 不満 とても不満

医療機関による巡回相談

とても満足 ある程度満足 どちらともいえない 不満 とても不満

教育機関による巡回相談 (特別支援学校や教育支援センターなど)

とても満足 ある程度満足 どちらともいえない 不満 とても不満

在園児が通う児童発達支援(療育)施設による保育所等訪問支援など

とても満足 ある程度満足 どちらともいえない 不満 とても不満

民間の機関による巡回相談 (在園児が通う施設の訪問を除く)

とても満足 ある程度満足 どちらともいえない 不満 とても不満

(13) 巡回相談や保育所等訪問支援などは、どのような利点がありますか? (複数選択可)

- 日々の保育を振り返り、子どもへの関わりを確認したり見直したりできる
- 子どもの困りごとの理由が明確になり保育に活かせる
- 保護者の困りごとへの支援に活かせる
- 悩みや困りごとを相談することで職員のケアにつながる
- 保護者に子どもの姿を説明しやすくなる
- 保育者の児童発達支援(療育)についての理解が深まる
- 児童発達支援の施設と子どもの姿や支援方法の共通理解ができる
- 児童発達支援の施設と連携して子どもへの支援の質が高まる
- 特にない
- その他 (具体的に \_\_\_\_\_)

(14) 巡回相談や保育所等訪問支援などの困難さや課題はありますか? (複数選択可)

- 訪問の日程調整が難しい
- 1年間の訪問の回数が少ない
- 職員が話し合いに参加すると、クラス運営に負担がかかる
- 助言が園やクラスの状況と合わない

- 助言が子どもの発達や障害の特性に合わなく子ども理解につながらない
- 一方的な助言で実践が批判される
- 時間が短く園での生活全般を見てもらえない
- 園での関わりと児童発達支援（療育）の関わりの違いが理解されにくいことがある
- 複数の施設からの助言が一致せず混乱する
- 保育所等訪問支援の目的や支援計画などが共有されない
- 保育計画や個別の指導計画などの保育内容についての助言が得られない
- 特にない
- その他（具体的に \_\_\_\_\_）

外部機関や施設における家族支援（保護者支援）についてお聞きします。

- (15) 児童発達支援（療育）、巡回相談や保育所等訪問支援などで家族支援（保護者支援）が行われている場合、その利点を教えてください。 (複数選択可)
- 保護者が相談できるきっかけになる
  - 保護者の継続的に相談できる場になる
  - 保護者の安心感や心の安定につながる
  - 保護者が子どもの姿を受け入れられやすくなる
  - 保護者の子育てに関する不安や悩みを軽減できる
  - 保護者と子育ての悩みを共有し、子どもとの関わりを一緒に考えることができる
  - 保護者に子どもに合わせた助言があることで、保護者の子育てに関する負担が軽減される
  - 保護者が安定することで、子どもも安定する
  - 子どもが児童発達支援（療育）につながりやすくなる
  - 保護者が地域の支援につながりやすくなる（子育て支援など）
  - 同じ悩みをもつ保護者同士のつながりができやすくなる
  - 特にない
  - その他（具体的に \_\_\_\_\_）
- (16) 児童発達支援（療育）、巡回相談や保育所等訪問支援などで家族支援（保護者支援）が行われている場合、その困難さや課題があれば教えてください。 (複数選択可)
- 家族のニーズの捉え方が園とかみあわない
  - 保護者のニーズに合っていない助言がある
  - 助言が保護者の負担となり、園でその後のフォローが必要となる
  - 家族支援を必要とする家庭の状況に合わせた支援ではない
  - 園で大切にしている保育と合わない支援を家族に伝える場合がある
  - 保護者への伝える内容が、園の考えと違いがあり、結果、混乱を招くことがある
  - 個別での支援が多く、同じ悩みを持つ保護者同士の繋がりを作るのが難しい
  - 特にない
  - その他（具体的に \_\_\_\_\_）

## 10. インクルーシブ保育への具体的な取り組み

(1) 障害のある子どもと、ない子どもが共に過ごすことは必要だと思いますか？

とても必要 ある程度必要 どちらともいえない あまり必要ではない 必要ではない  
よろしければ理由をお書きください。

自由記述

(2) 障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもと、ない子どもが共に過ごすことの困難さや課題を解決するのに、貴園で必要だと感じることは何ですか？

|                                       | とても重要                    | ある程度重要                   | あまり重要ではない                | 現在は該当しない                 |
|---------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 保育士の確保                                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 保育の専門性の向上                             | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 保育の専門性以外の専門性の向上                       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 施設・設備など保育環境の改善                        | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 補助金などの財源の確保（財政的制約の解消）                 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| クラスの規模の見直し                            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 園全体で子どもの育ちや個別の配慮について理解して取り組む          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 園の保育・教育や子どもの育ちに関する価値観を転換する            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| すべての子どもが楽しめる保育の在り方の見直し                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 専門機関や児童発達支援（療育）施設との連携強化               | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 入園前の親子へ支援をつなげる取り組み（園庭開放や誰でも通園制度の利用など） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 保育以外の子育て支援の実施（一時保育や病後児保育など）           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| インクルーシブ保育について全保護者に説明し、理解を求める          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 園全体で家族支援（保護者支援）について理解して取り組む           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 地域とのつながりを深める                          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

|                       |                          |                          |                          |                          |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 職員同士で意見交換や相談しやすい環境づくり | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 行政との連携強化              | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

- (3) その他、インクルーシブ保育を行うにあたって具体的に必要な取り組みはどのようなものがありますか？ よろしければご回答ください。

例：クラスの規模（1クラスあたりの人数）、職員体制、職員一人当たりの子どもの人数など

自由記述

- (4) これまでのアンケートの内容に関係なく、インクルーシブ保育についてのご意見をご自由にご記入ください。

※今後の保育についての子どもの育ちに関わる将来的な希望や思い、地域との連携、園での保育の見直しなど

自由記述

## ヒアリング調査へのご協力のお願い

今回の調査に基づき、ヒアリング調査を検討しております。ヒアリング先として選定された場合、ご協力いただけますでしょうか。可能であれば、以下にご連絡先をご記入ください。日程調整や詳細はご連絡時に相談いたします。なお、提供いただいた情報はヒアリング調査の依頼以外に使用いたしません。

施設・園名

\_\_\_\_\_

住所

\_\_\_\_\_

連絡先（電話番号）

\_\_\_\_\_

連絡先（メールアドレス）

\_\_\_\_\_

担当部署、担当者名

\_\_\_\_\_

その他お気づきの点や補足、連絡事項等がございましたらご記載ください。

自由記述

お忙しい中、調査へのご協力を誠にありがとうございました。

## 付録 2：質問紙調査単純集計結果

### 1. 基礎情報

| 項目                   | 全体    |
|----------------------|-------|
| 障害児割合                | 4.13% |
| 障害児及び特別な配慮が必要な子どもの割合 | 11.0% |

### 回答園の自治体の子ども人口比率

| 項目          | 回答数 | 割合    |
|-------------|-----|-------|
| 1.5%以上～2%未満 | 1   | 0.2%  |
| 2%以上～2.5%未満 | 3   | 0.5%  |
| 2.5%以上～3%未満 | 9   | 1.6%  |
| 3%以上～3.5%未満 | 31  | 5.5%  |
| 3.5%以上～4%未満 | 95  | 16.8% |
| 4%以上～4.5%未満 | 213 | 37.7% |
| 4.5%以上～5%未満 | 123 | 21.8% |
| 5%以上～5.5%未満 | 59  | 10.4% |
| 5.5%以上～6%未満 | 7   | 1.2%  |
| 6%以上～6.5%未満 | 10  | 1.8%  |
| 6.5%以上～7%未満 | 8   | 1.4%  |
| 7%以上～7.5%未満 | 2   | 0.4%  |

### 回答園の自治体の児童発達支援のカバー率

| 項目         | 回答数 | 割合    |
|------------|-----|-------|
| 10%未満      | 80  | 14.2% |
| 10%以上20%未満 | 202 | 35.8% |
| 20%以上30%未満 | 121 | 21.4% |
| 30%以上      | 158 | 28.0% |

### 設問（3）：施設の種類 公私の別

| 項目   | 回答数 | 割合    |
|------|-----|-------|
| 公立   | 96  | 17.0% |
| 公設民営 | 31  | 5.5%  |
| 私立   | 438 | 77.5% |

設問（3）：施設の種類 施設種類

| 項目          | 回答数 | 割合    |
|-------------|-----|-------|
| 認可保育所       | 358 | 63.4% |
| 幼保連携型認定こども園 | 159 | 28.1% |
| 保育所型認定こども園  | 32  | 5.7%  |
| 幼稚園型認定こども園  | 8   | 1.4%  |
| その他         | 8   | 1.4%  |

設問（3）：施設の種類 運営主体

| 項目     | 回答数 | 割合    |
|--------|-----|-------|
| 自治体    | 93  | 16.5% |
| 社会福祉法人 | 236 | 41.8% |
| 株式会社   | 160 | 28.3% |
| 一般社団法人 | 1   | 0.2%  |
| NPO法人  | 3   | 0.5%  |
| 医療法人   | 0   | 0.0%  |
| 学校法人   | 63  | 11.2% |
| 宗教法人   | 2   | 0.4%  |
| その他    | 5   | 0.9%  |

設問（4）：回答者

| 項目       | 回答数 | 割合    |
|----------|-----|-------|
| 園長・施設長   | 476 | 84.2% |
| 副園長・副施設長 | 23  | 4.1%  |
| 主任       | 37  | 6.5%  |
| 担任       | 10  | 1.8%  |
| その他      | 21  | 3.7%  |

設問（5）：同一法人内で運営している施設

| 項目         | 回答数 | 割合    |
|------------|-----|-------|
| 保育所        | 273 | 48.3% |
| こども園       | 120 | 21.2% |
| 幼稚園        | 11  | 1.9%  |
| 児童発達支援センター | 15  | 2.7%  |
| 児童発達支援事業所  | 34  | 6.0%  |
| 子育て支援センター  | 53  | 9.4%  |
| その他        | 85  | 15.0% |

設問（5）：園に併設している施設

| 項目         | 回答数 | 割合   |
|------------|-----|------|
| 児童発達支援センター | 2   | 0.4% |
| 児童発達支援事業所  | 11  | 1.9% |
| 子育て支援センター  | 41  | 7.3% |
| その他        | 28  | 5.0% |

設問（5）：併設施設との設備の共用や人員の兼務

| 項目    | 回答数 | 割合   |
|-------|-----|------|
| している  | 55  | 9.7% |
| していない | 16  | 2.8% |
| その他   | 3   | 0.5% |

設問（6）：園の設備

| 項目                            | 回答数 | 割合    |
|-------------------------------|-----|-------|
| 園庭（敷地内のみ）                     | 522 | 92.4% |
| 各年齢にあった遊具                     | 473 | 83.7% |
| 講堂やホールなど、状況に応じて柔軟的に活動を行えるスペース | 387 | 68.5% |
| 子どもがクールダウンできるスペース             | 264 | 46.7% |
| 該当するものはない                     | 11  | 1.9%  |
| その他                           | 18  | 3.2%  |

設問（7）：定員数

| 項目     | 回答数 | 割合    |
|--------|-----|-------|
| 50人未満  | 62  | 11.0% |
| 100人未満 | 277 | 49.0% |
| 150人未満 | 163 | 28.8% |
| 200人未満 | 41  | 7.3%  |

設問（7）：現員数

| 項目     | 回答数 | 割合    |
|--------|-----|-------|
| 50人未満  | 81  | 14.3% |
| 100人未満 | 272 | 48.1% |
| 150人未満 | 164 | 29.0% |
| 200人未満 | 39  | 6.9%  |
| 250人未満 | 9   | 1.6%  |

設問（7）：定員充足率

| 項目     | 回答数 | 割合    |
|--------|-----|-------|
| 50%未満  | 4   | 0.7%  |
| 60%未満  | 10  | 1.8%  |
| 70%未満  | 19  | 3.4%  |
| 80%未満  | 29  | 5.1%  |
| 90%未満  | 73  | 12.9% |
| 100%未満 | 171 | 30.3% |
| 100%以上 | 225 | 39.8% |

設問（8）：異年齢保育の有無

| 項目     | 回答数 | 割合    |
|--------|-----|-------|
| 行っている  | 374 | 66.2% |
| 行っていない | 136 | 24.1% |
| その他    | 71  | 12.6% |

設問（9）：外国ルーツまたは、養育環境などの理由で家庭支援が必要な子どもの有無

| 項目                    | 回答数 | 割合    |
|-----------------------|-----|-------|
| 外国ルーツの子ども             | 349 | 61.8% |
| 養育環境などの理由で家庭支援が必要な子ども | 291 | 51.5% |
| 該当する子どもは在園していない       | 123 | 21.8% |
| わからない                 | 9   | 1.6%  |

設問（10）：職員構成 職員一人当たりの子どもの人数

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 1人未満      | 9   | 1.6%  |
| 1人以上2人未満  | 9   | 1.6%  |
| 2人以上3人未満  | 46  | 8.1%  |
| 3人以上4人未満  | 123 | 21.8% |
| 4人以上5人未満  | 175 | 31.0% |
| 5人以上6人未満  | 116 | 20.5% |
| 6人以上7人未満  | 47  | 8.3%  |
| 7人以上8人未満  | 20  | 3.5%  |
| 8人以上9人未満  | 6   | 1.1%  |
| 9人以上10人未満 | 0   | 0.0%  |
| 10人以上     | 14  | 2.5%  |

設問（10）：職員構成 職員一人当たりの子どもの人数

| 項目     | 回答数 | 割合    |
|--------|-----|-------|
| 4.5人未満 | 285 | 50.4% |
| 4.5人以上 | 280 | 49.6% |

設問（10）：職員構成 加配職員の割合

| 項目      | 回答数 | 割合    |
|---------|-----|-------|
| 0%（いない） | 143 | 25.3% |
| 10%未満   | 206 | 36.5% |
| 10%以上   | 216 | 38.2% |

設問（10）：職員構成 看護師・保健師の有無

| 項目  | 回答数 | 割合    |
|-----|-----|-------|
| いる  | 236 | 41.8% |
| いない | 329 | 58.2% |

設問（11）：加配職員の利点や課題

| 項目                         | 回答数 | 割合    |
|----------------------------|-----|-------|
| 個別支援が行いやすくなる               | 387 | 68.5% |
| クラス全体の運営がスムーズになる           | 358 | 63.4% |
| 他の職員との連携が上手くいかないときがある      | 68  | 12.0% |
| 加配職員のスキルや専門性にばらつきがある       | 212 | 37.5% |
| 加配職員の雇用が不安定で、長期的な支援が難しい    | 103 | 18.2% |
| 子どもへの支援が個別化しすぎてクラス活動に影響がでる | 51  | 9.0%  |
| その他                        | 23  | 4.1%  |

設問（12）：障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの対応について園内で意見をまとめることや、外部機関との連携を行うなど、特別な役割を持った園長や主任などの役職以外の職員の有無（コーディネーターや障害児保育担当など）

| 項目  | 回答数 | 割合    |
|-----|-----|-------|
| いる  | 234 | 41.4% |
| いない | 331 | 58.6% |

設問（12）：コーディネーターや障害児保育担当などの職務内容

| 項目   | 回答数 | 割合    |
|--|-----|-------|
| 子どもに対して直接支援を行っている                                  | 151 | 64.5% |
| 個別の指導計画など、個々の子どものニーズに合わせた支援策を提案している                | 171 | 73.1% |
| 他の職員から子どもの関わりについて相談を受けている                          | 152 | 65.0% |
| 保護者からの相談を受けている                                     | 166 | 70.9% |
| 外部機関と支援について連携を行っている（アドバイスや支援を得ることなどのコンサルテーションを受ける） | 163 | 69.7% |
| 障害のある子どもの対応について意見をまとめている                           | 123 | 52.6% |
| 園内で研修を行っている  | 103 | 44.0% |
| その他  | 10  | 4.3%  |

設問（13）：保育者に対する助言やサポートを行う専門的な職員（スーパーバイザー）を配置または依頼の有無

| 項目            | 回答数 | 割合    |
|---------------|-----|-------|
| 配置・依頼している（外部） | 187 | 33.1% |
| 配置・依頼している（内部） | 67  | 11.9% |
| 配置・依頼していない    | 328 | 58.1% |

2. 園の理念や方針など園運営や現場での課題について

設問（2）：「園の理念や方針など日常の保育で大切にしていること」の実現にあたって、現在の社会的環境の状況で影響があるもの

| 項目                                | 回答数 | 割合    |
|-----------------------------------|-----|-------|
| 地域の人口減少（少子高齢化など含む）                | 203 | 35.9% |
| 新型コロナウイルスの蔓延                      | 37  | 6.5%  |
| 大規模な自然災害などの精神的に負担が大きい出来事          | 46  | 8.1%  |
| 地域の人同士の繋がりの減少（地域コミュニティの希薄化）       | 242 | 42.8% |
| 社会における寛容性の低下                      | 209 | 37.0% |
| 経済的な困窮家庭の増加                       | 42  | 7.4%  |
| 保護者の労働状況の変化（共働き世帯の増加や長時間労働など）     | 318 | 56.3% |
| ひとり親家庭の増加                         | 75  | 13.3% |
| 祖父母などの育児サポートの減少                   | 177 | 31.3% |
| 保護者の子どもの発達に関する相談など専門的な支援の不足       | 178 | 31.5% |
| 子育て広場などの地域の子育て支援の減少               | 41  | 7.3%  |
| 園の統廃合や閉園の増加                       | 28  | 5.0%  |
| 園への社会的な厳しい目の増加（園での虐待、不適切保育についてなど） | 193 | 34.2% |
| 保育士や、保育教諭の社会的地位向上の必要性             | 321 | 56.8% |
| 特はない                              | 19  | 3.4%  |
| その他                               | 41  | 7.3%  |

設問（3）：園の運営での困難さや課題、配慮すべきこと

| 項目                               | 回答数 | 割合    |
|----------------------------------|-----|-------|
| 職員の確保（採用と定着）が難しい                 | 362 | 64.1% |
| 職員の配置基準が厳しい                      | 204 | 36.1% |
| 保育環境の維持・改善や職員の雇用や待遇の改善のための財政的な制約 | 277 | 49.0% |
| 行政からの指導や規制への対応                   | 37  | 6.5%  |
| 保育所の役割についての地域の理解不足               | 32  | 5.7%  |
| 園児数の増加                           | 14  | 2.5%  |
| 園児数の減少                           | 176 | 31.2% |
| 障害の診断がない個別対応が必要な子どもの増加           | 440 | 77.9% |
| 外国にルーツを持つ家庭や子どもの増加               | 75  | 13.3% |
| 保護者の精神的な健康問題の増加                  | 131 | 23.2% |
| 職員の精神的な健康問題の増加                   | 119 | 21.1% |
| 日々の業務が多忙であり、超過勤務が発生することが多い       | 179 | 31.7% |
| 保育者の研修の機会が限られている                 | 68  | 12.0% |
| 保育者間での技術継承が上手くいかない               | 151 | 26.7% |
| 園の理念や方針、目標がすべての職員に浸透しない          | 69  | 12.2% |
| 特はない                             | 2   | 0.4%  |
| その他                              | 31  | 5.5%  |

3. 日常の保育について

設問（1）：保育の計画を立てるとき（話し合いを含む）について行っていること

担任だけではなくクラスに関わる職員で話しあっている

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 十分に行えている  | 70  | 12.4% |
| ある程度行えている | 352 | 62.3% |
| あまり行えていない | 108 | 19.1% |
| 行えていない    | 31  | 5.5%  |
| わからない     | 3   | 0.5%  |
| 該当しない     | 1   | 0.2%  |

すべての子どもが安心して楽しく参加できるように話し合っている

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 十分に行えている  | 128 | 22.7% |
| ある程度行えている | 389 | 68.8% |
| あまり行えていない | 39  | 6.9%  |
| 行えていない    | 4   | 0.7%  |
| わからない     | 4   | 0.7%  |
| 該当しない     | 1   | 0.2%  |

障害のある子どもが、共に成長できるように話し合っている

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 十分に行えている  | 126 | 22.3% |
| ある程度行えている | 371 | 65.7% |
| あまり行えていない | 55  | 9.7%  |
| 行えていない    | 3   | 0.5%  |
| わからない     | 5   | 0.9%  |
| 該当しない     | 5   | 0.9%  |

設問（2）：保育を行うときに気を付けている点

子どもの思いを確認し、意見や意思を尊重した保育を行っている

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 十分に行えている  | 156 | 27.6% |
| ある程度行えている | 382 | 67.6% |
| あまり行えていない | 24  | 4.2%  |
| 行えていない    | 0   | 0.0%  |
| わからない     | 3   | 0.5%  |
| 該当しない     | 0   | 0.0%  |

子どもたちが互いに助け合い、尊重し合えるようにしている

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 十分に行えている  | 122 | 21.6% |
| ある程度行えている | 412 | 72.9% |
| あまり行えていない | 27  | 4.8%  |
| 行えていない    | 1   | 0.2%  |
| わからない     | 2   | 0.4%  |
| 該当しない     | 1   | 0.2%  |

設問（3）：保育を振り返るときに行っていること

振り返られるように時間を確保している

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 十分に行えている  | 50  | 8.8%  |
| ある程度行えている | 319 | 56.5% |
| あまり行えていない | 185 | 32.7% |
| 行えていない    | 9   | 1.6%  |
| わからない     | 2   | 0.4%  |
| 該当しない     | 0   | 0.0%  |

保育者同士で助けあう雰囲気や職員の失敗を受入れる雰囲気を作っている

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 十分に行えている  | 140 | 24.8% |
| ある程度行えている | 372 | 65.8% |
| あまり行えていない | 46  | 8.1%  |
| 行えていない    | 5   | 0.9%  |
| わからない     | 2   | 0.4%  |
| 該当しない     | 0   | 0.0%  |

設問（4）：家族支援（保護者支援）で行っていること

個々の家族の状況（仕事やきょうだい児など）やニーズを踏まえた上で対応する

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 十分に行えている  | 115 | 20.4% |
| ある程度行えている | 426 | 75.4% |
| あまり行えていない | 23  | 4.1%  |
| 行えていない    | 0   | 0.0%  |
| わからない     | 1   | 0.2%  |
| 該当しない     | 0   | 0.0%  |

保護者の気持ちや子育て困りに寄り添い、話を聞くようにしている

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 十分に行えている  | 154 | 27.3% |
| ある程度行えている | 391 | 69.2% |
| あまり行えていない | 19  | 3.4%  |
| 行えていない    | 0   | 0.0%  |
| わからない     | 1   | 0.2%  |
| 該当しない     | 0   | 0.0%  |

#### 4. インクルーシブ保育について

設問（1）：本研究においてはインクルーシブ保育とは、障害の有無、国籍、性別などに関係なく、子どもの多様性を尊重して、すべての子どもが共に育ち合う環境を作る保育の形態であり、すべての人が共に生きる「共生社会」の実現に向けた基盤を築くものだと考えています。貴園において、インクルーシブ保育を、どのようなものとお考えですか？（3つまで複数選択可）

| 項目                                  | 回答数 | 割合    |
|-------------------------------------|-----|-------|
| 子どもの年齢、国籍、障害の有無に関係なく、全ての子どもを受け入れる   | 206 | 36.5% |
| 子ども一人一人の多様性を尊重すること                  | 360 | 63.7% |
| すべての子どもが自分のペースで成長できる環境の提供           | 160 | 28.3% |
| 障害のある子どもとない子どもが共に園で過ごすこと            | 161 | 28.5% |
| 互いの違いを尊重し合い、共生できる保育環境の実現            | 307 | 54.3% |
| 地域で保育や教育を受ける権利を保障すること               | 15  | 2.7%  |
| 地域社会との連携を強化し、地域で子どもの成長のための具体策を講じること | 34  | 6.0%  |
| 共生社会の一員としての経験を幼稚期から積むこと             | 70  | 12.4% |
| 障害のある子どもに適切な支援を提供し、学習の機会を広げる        | 19  | 3.4%  |
| 障害のある子どもが活動できる・参加できる支援や工夫を行うこと      | 77  | 13.6% |
| 個別のニーズに応じた支援をすること                   | 104 | 18.4% |
| 障害のある子どもの一人一人の発達過程や障害の状態を把握すること     | 52  | 9.2%  |
| 子どもを含め家族全体を支えること                    | 71  | 12.6% |
| わからない                               | 1   | 0.2%  |
| その他                                 | 4   | 0.7%  |

設問（2）：インクルーシブ保育を進めていくことは重要だと思いますか？

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 345 | 61.1% |
| ある程度重要    | 200 | 35.4% |
| どちらでもない   | 18  | 3.2%  |
| あまり重要ではない | 1   | 0.2%  |
| 重要ではない    | 1   | 0.2%  |

設問(3)：(2)で「とても重要」また「ある程度重要」と回答された方にお聞きします。インクルーシブ保育を進めていくことは、どのような点で重要なと思いますか？（3個まで複数選択可）

| 項目                                   | 回答数 | 割合    |
|--------------------------------------|-----|-------|
| 一人一人に合わせた保育を考えるきっかけとなる               | 338 | 62.0% |
| 保育者の専門性が向上する                         | 161 | 29.5% |
| 全体的に保育の質が向上する                        | 141 | 25.9% |
| 障害のある子どもとない子どもが共に成長する機会が増える          | 273 | 50.1% |
| 同じ悩みを持った保護者同士がつながりやすくなる              | 35  | 6.4%  |
| 共生社会の実現のために必要な経験を幼児期から積むことができる       | 228 | 41.8% |
| 異なる背景を持つ子どもを受け入れることで、差別意識を軽減することができる | 137 | 25.1% |
| 社会の多様性の理解を深める                        | 207 | 38.0% |
| 地域の繋がりが深まる                           | 18  | 3.3%  |
| わからない                                | 0   | 0.0%  |
| その他                                  | 6   | 1.1%  |

設問：障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの在園の有無

| 項目      | 回答数 | 割合    |
|---------|-----|-------|
| 在園している  | 516 | 91.3% |
| 在園していない | 49  | 8.7%  |

5.～10.は障害のある子どもまたは特別な配慮が必要な子どもが在園している場合のみ回答

#### 5. 障害のある子どもの受入・在園状況

設問(1)：障害のある子どもの人数をご記入ください。障害が重複している場合はそれぞれの該当箇所に計上してください。

| 項目                   | 回答数 | 割合    |
|----------------------|-----|-------|
| 視覚障害                 | 22  | 4.3%  |
| 聴覚・言語の障害             | 138 | 26.7% |
| 肢体不自由                | 74  | 14.3% |
| 内部障害                 | 28  | 5.4%  |
| 知的障害                 | 268 | 51.9% |
| 病弱・難病                | 46  | 8.9%  |
| 自閉症（ASD）・ADHDを含む発達障害 | 408 | 79.1% |
| 医療的ケア                | 35  | 6.8%  |

障害のある子どもの割合（障害のある子どもの人数を園の現員数で割った値）

| 項目          | 回答数 | 割合    |
|-------------|-----|-------|
| 0%を超え2.5%未満 | 129 | 22.8% |
| 2.5%以上5%未満  | 167 | 29.6% |
| 5%以上7.5%未満  | 83  | 14.7% |
| 7.5%以上      | 101 | 17.9% |

設問（2）：定員の空きがないこと以外の理由で受け入れができなかったこと

| 項目                            | 回答数 | 割合    |
|-------------------------------|-----|-------|
| 障害種別や障害の重さにより受け入れできなかった       | 110 | 21.3% |
| 障害に合わせた設備不足により受け入れできなかった      | 54  | 10.5% |
| 職員数が足りないなど体制不足により受け入れできなかった   | 173 | 33.5% |
| 職員の専門的な知識・技術の不足により受け入れできなかった  | 42  | 8.1%  |
| 現在行っている加配の申請に加えて、さらに申請ができなかった | 17  | 3.3%  |
| 受け入れできなかったことはない               | 228 | 44.2% |
| わからない                         | 50  | 9.7%  |
| その他                           | 29  | 5.6%  |

設問（3）：障害のある子どもの受け入れ決定後から入園までに行ったことや行えなかったこと

子どもの発達や特性、障害の程度の把握

| 項目       | 回答数 | 割合    |
|----------|-----|-------|
| 行ったこと    | 409 | 79.3% |
| 行えなかったこと | 60  | 11.6% |
| 該当しない    | 47  | 9.1%  |

職員の研修や障害理解の向上

| 項目       | 回答数 | 割合    |
|----------|-----|-------|
| 行ったこと    | 337 | 65.3% |
| 行えなかったこと | 122 | 23.6% |
| 該当しない    | 57  | 11.0% |

専門職や加配保育士などの保育体制の確保

| 項目       | 回答数 | 割合    |
|----------|-----|-------|
| 行ったこと    | 330 | 64.0% |
| 行えなかったこと | 124 | 24.0% |
| 該当しない    | 62  | 12.0% |

物理的な環境の改善（感覚過敏への対応やバリアフリー化など）

| 項目       | 回答数 | 割合    |
|----------|-----|-------|
| 行ったこと    | 146 | 28.3% |
| 行えなかったこと | 155 | 30.0% |
| 該当しない    | 215 | 41.7% |

保護者との情報共有、緊急時の対応の取り決め

| 項目       | 回答数 | 割合    |
|----------|-----|-------|
| 行ったこと    | 426 | 82.6% |
| 行えなかったこと | 41  | 7.9%  |
| 該当しない    | 49  | 9.5%  |

他の支援施設との情報共有などの連携

| 項目       | 回答数 | 割合    |
|----------|-----|-------|
| 行ったこと    | 364 | 70.5% |
| 行えなかったこと | 89  | 17.2% |
| 該当しない    | 63  | 12.2% |

個別のニーズに合わせた生活や活動の検討

| 項目       | 回答数 | 割合    |
|----------|-----|-------|
| 行ったこと    | 389 | 75.4% |
| 行えなかったこと | 81  | 15.7% |
| 該当しない    | 46  | 8.9%  |

障害のない子どもとその保護者を含む、障害への理解促進

| 項目       | 回答数 | 割合    |
|----------|-----|-------|
| 行ったこと    | 175 | 33.9% |
| 行えなかったこと | 258 | 50.0% |
| 該当しない    | 83  | 16.1% |

入園までの準備時間の確保（環境設定、保育計画、保育体制など）

| 項目       | 回答数 | 割合    |
|----------|-----|-------|
| 行ったこと    | 265 | 51.4% |
| 行えなかったこと | 153 | 29.7% |
| 該当しない    | 98  | 19.0% |

十分な助成や補助金の獲得

| 項目       | 回答数 | 割合    |
|----------|-----|-------|
| 行ったこと    | 136 | 26.4% |
| 行えなかったこと | 229 | 44.4% |
| 該当しない    | 151 | 29.3% |

設問（4）：障害のある子ども以外の特別な配慮を必要とする子どもの特徴

| 項目                            | 回答数 | 割合    |
|-------------------------------|-----|-------|
| 特別な支援や配慮を必要とする子どもはない          | 10  | 1.9%  |
| 言葉の理解が実年齢よりも遅れている             | 401 | 77.7% |
| 保育者が対応しにくいほど感情の起伏が激しい         | 291 | 56.4% |
| 友達と協力や競争ができず、集団活動や遊びに参加しにくい   | 322 | 62.4% |
| 新しい活動や流れの変更で癪癪や不安を強く示す        | 342 | 66.3% |
| 友達に興味を示さず、関わりが乏しい             | 192 | 37.2% |
| 興味を持ったことから離れられず、次の活動などに移行できない | 307 | 59.5% |
| 常に動き回り、じっとしていられない             | 306 | 59.3% |
| 重篤なアレルギーがある                   | 54  | 10.5% |
| 友達や物に乱暴な行動や言葉がある              | 250 | 48.4% |
| 特定の刺激に過敏性がある（音や触覚など）          | 189 | 36.6% |
| 指示を聞かず、ぼーっとしている               | 228 | 44.2% |
| 偏食や食事へのこだわりがある                | 293 | 56.8% |
| 姿勢を保てず運動が苦手                   | 206 | 39.9% |
| 指先の動きが苦手で絵や制作が上手くできない         | 154 | 29.8% |
| 大人に過剰に愛着を求める、注目を欲しがる          | 225 | 43.6% |
| 同年代と興味が合わず、孤立しがち              | 120 | 23.3% |
| 日本語でのやりとりが難しく、文化や習慣が異なる       | 89  | 17.2% |
| 理由はわからないが気になる                 | 36  | 7.0%  |
| その他                           | 20  | 3.9%  |

設問（6）：障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもに対する保育体制

| 項目         | 回答数 | 割合    |
|------------|-----|-------|
| 十分に整っている   | 26  | 5.0%  |
| ある程度整っている  | 202 | 39.1% |
| どちらともいえない  | 153 | 29.7% |
| あまり整っていない  | 118 | 22.9% |
| まったく整っていない | 17  | 3.3%  |

## 6. 個別の指導計画について

### 設問（1）：障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもの個別の指導計画またはそれに準ずるものを作成の有無

| 項目  | 回答数 | 割合    |
|---|-----|-------|
| 作成している                                      | 428 | 82.9% |
| 個別に作成していないが、指導計画（年間指導計画や月案、週案など）の中に位置づけている  | 64  | 12.4% |
| 個別に作成しておらず、指導計画（年間指導計画や月案、週案など）の中にも位置付けていない | 17  | 3.3%  |
| その他   | 13  | 2.5%  |

### 設問（2）：個別の指導計画の利点や課題

| 項目                   | 回答数 | 割合    |
|----------------------|-----|-------|
| 子どもを総合的に見ることができる     | 205 | 47.9% |
| 保育の計画を立てるときに参考になる    | 142 | 33.2% |
| 子どもの成長を振り返るための参考になる  | 334 | 78.0% |
| 効果的な支援を考えることができる     | 228 | 53.3% |
| 保育者間で共通理解が得られやすくなる   | 262 | 61.2% |
| 子どもの発達の状況やニーズの把握が難しい | 42  | 9.8%  |
| 効果的な支援方法を考えるのが難しい    | 107 | 25.0% |
| 作成する時間が確保しにくい        | 186 | 43.5% |
| 特はない                 | 1   | 0.2%  |
| その他                  | 6   | 1.4%  |

### 設問（3）：保護者が個別の指導計画の作成に関わる場合の利点や課題

| 項目  | 回答数 | 割合    |
|---|-----|-------|
| 子どもの姿を保護者と共有しやすくなる                        | 170 | 72.6% |
| 子どもや保護者のニーズに合った支援計画が立てやすくなる               | 115 | 49.1% |
| 保護者の園の理念や方針の理解が深まる                        | 56  | 23.9% |
| 目標や支援方法で保護者と意見が異なることがある                   | 49  | 20.9% |
| 保護者と話す時間を確保しにくい                           | 60  | 25.6% |
| 子どもの発達や支援の話し合いが、保護者にとって精神的・感情的な負担になることがある | 54  | 23.1% |
| 保護者は作成に関わっていないが、作成した個別の指導計画を共有している        | 74  | 17.3% |
| 保護者と個別の指導計画を共有していない                       | 194 | 45.3% |
| 特はない                                      | 12  | 2.8%  |
| その他                                       | 6   | 1.4%  |

### 設問（4）：個別の指導計画の家族支援（保護者支援）の内容の有無

| 項目      | 回答数 | 割合    |
|---------|-----|-------|
| 含まれている  | 192 | 44.9% |
| 含まれていない | 231 | 54.0% |
| その他     | 14  | 3.3%  |

## 7. 共に保育を行うことについて

(1) ~ (4) は障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもにおいて、園で対応が困難である子ども1名について回答

### 設問（1）：対象の子どもの状態・背景 障害等の状況

| 項目                                   | 回答数 | 割合    |
|--------------------------------------|-----|-------|
| 視覚障害                                 | 5   | 1.0%  |
| 聴覚・言語の障害                             | 37  | 7.2%  |
| 肢体不自由                                | 17  | 3.3%  |
| 内部障害                                 | 5   | 1.0%  |
| 知的障害                                 | 125 | 24.2% |
| 病弱・併病                                | 0   | 0.0%  |
| 自閉スペクトラム症（ASD）・注意欠如・多動症（ADHD）を含む発達障害 | 270 | 52.3% |
| 医療的ケア                                | 9   | 1.7%  |
| その他の障害                               | 9   | 1.7%  |
| 障害の判定は受けていないが発達上、特別な支援や配慮が必要な子ども     | 130 | 25.2% |
| 外国ルーツ                                | 19  | 3.7%  |
| 養育環境などの理由で家庭支援が必要な子ども                | 24  | 4.7%  |

### 設問（1）：対象の子どもの状態・背景 対象の子どもの年齢（クラス）

| 項目  | 回答数 | 割合    |
|-----|-----|-------|
| 0歳児 | 3   | 0.6%  |
| 1歳児 | 11  | 2.1%  |
| 2歳児 | 49  | 9.5%  |
| 3歳児 | 120 | 23.3% |
| 4歳児 | 165 | 32.0% |
| 5歳児 | 164 | 31.8% |

設問（1）：対象の子どもの状態・背景 対象の子どもの状態

| 項目                            | 回答数 | 割合    |
|-------------------------------|-----|-------|
| 言葉の理解が実年齢よりも遅れている             | 284 | 55.0% |
| 保育者が対応しにくいほど感情の起伏が激しい         | 200 | 38.8% |
| 友達と協力や競争ができず、集団活動や遊びに参加しにくい   | 313 | 60.7% |
| 新しい活動や流れの変更で癪癪や不安を示す          | 238 | 46.1% |
| 友達に興味を示さず、関わりが乏しい             | 157 | 30.4% |
| 興味を持ったことから離れられず、次の活動などに移行できない | 227 | 44.0% |
| 常に動き回り、じっとしていられない             | 235 | 45.5% |
| 重篤なアレルギーがある                   | 6   | 1.2%  |
| 友達や物に乱暴な行動や言葉がある              | 161 | 31.2% |
| 特定の刺激に過敏性がある（音や触覚など）          | 111 | 21.5% |
| 指示を聞かず、ぼーっとしている               | 66  | 12.8% |
| 偏食や食事へのこだわりがある                | 170 | 32.9% |
| 姿勢を保てず運動が苦手                   | 120 | 23.3% |
| 指先の動きが苦手で絵や制作が上手くできない         | 127 | 24.6% |
| 大人に過剰に愛着を求め、注目を欲しがる           | 90  | 17.4% |
| 同年代と興味が合わず、孤立しがち              | 122 | 23.6% |
| 日本語でのやりとりが難しく、文化や習慣が異なる       | 19  | 3.7%  |
| 理由はわからないが気になる                 | 7   | 1.4%  |
| その他                           | 58  | 11.2% |

設問（2）：対象の子どもが園で生活するなかでの工夫

| 項目                             | 回答数 | 割合    |
|--------------------------------|-----|-------|
| 集中しやすいように、壁面をシンプルにしている         | 59  | 11.4% |
| 理解しやすい言葉かけをしている                | 386 | 74.8% |
| 感情が高ぶったときに、落ち着ける場所で休めるようにしている  | 274 | 53.1% |
| 絵カードや写真で活動やルールを視覚的に伝えている       | 190 | 36.8% |
| 本人が絵カードなどでコミュニケーションを取れるようにしている | 72  | 14.0% |
| 活動の部分的な参加やルールの柔軟な変更をしている       | 292 | 56.6% |
| 感覚過敏さへの配慮をしている                 | 108 | 20.9% |
| 発達段階に応じた遊びや活動を提供している           | 175 | 33.9% |
| 発達年齢に合わせたクラスで過ごせるようにしている       | 47  | 9.1%  |
| 本人の日々の流れを変えないようにしている           | 93  | 18.0% |
| 個別に保育者（加配職員など）を付けている           | 313 | 60.7% |
| 友達との関わりで保育者が仲立ちをしている           | 318 | 61.6% |
| 特別なことは行っていない                   | 3   | 0.6%  |
| その他                            | 38  | 7.4%  |

設問（3）：対象の子どもにとって他の子どもたちと共に過ごすことで、良かったと感じたこと

| 項目                                | 回答数 | 割合    |
|-----------------------------------|-----|-------|
| 友達の気持ちを理解し共感する力が育った               | 151 | 29.3% |
| 順番を待つことやルールを守ることなど、生活に必要な習慣が身に付いた | 202 | 39.1% |
| 自分の気持ちや考えを友達に伝える機会が増え、意思表現が上手くなった | 157 | 30.4% |
| 友達に褒められたり認められたりすることで、自己肯定感が高まった   | 118 | 22.9% |
| 身体を動かす機会が増え、身体を動かすことを楽しむようになった    | 156 | 30.2% |
| 共同での遊びや学びを通じて、考える力が養われた           | 86  | 16.7% |
| 自立心が育ち、自分でやってみようとすることが増えた         | 109 | 21.1% |
| 多様性がある中で生活する経験を得られた               | 224 | 43.4% |
| 特はない                              | 39  | 7.6%  |
| その他                               | 43  | 8.3%  |

設問（5）：障害のある子や特別な配慮が必要な子ども以外の子どもにとって、共に過ごすことで良かったと感じたこと（5個まで複数選択）

| 項目                              | 回答数 | 割合    |
|---------------------------------|-----|-------|
| 友達が泣いているときなどに、共感的な言葉をかける姿が増えた   | 277 | 53.7% |
| 順番やルールを守れない友達がいてもやさしく声をかける姿が増えた | 238 | 46.1% |
| 友達の話を聞く姿が増えた                    | 107 | 20.7% |
| 友達の頑張りを褒めたり、認めたりする姿が増えた         | 253 | 49.0% |
| 友達の挑戦を応援したり、手助けしたりする姿が増えた       | 298 | 57.8% |
| 友達を遊びに誘う姿が増えた                   | 97  | 18.8% |
| 共同での遊びや学びを通じて、考える力が養われている       | 127 | 24.6% |
| 多様性がある中で生活する経験を得られた             | 321 | 62.2% |
| 特はない                            | 12  | 2.3%  |
| その他                             | 23  | 4.5%  |

設問（6）：障害のある子や特別な配慮が必要な子ども以外の子どもにとって、共に過ごすことの困難さや課題と感じたこと

| 項目                                     | 回答数 | 割合    |
|--|-----|-------|
| 乱暴な行動や言葉で登園を嫌がる子が出た                    | 152 | 29.5% |
| 他の子どもが遊びに集中したいのに、邪魔されたと感じる場面が増えた       | 336 | 65.1% |
| 他の子どもが次の活動に移る前に、待たなければいけないことが増えた       | 254 | 49.2% |
| 他の子どもが個別の関わりを求めたいときに我慢することが多くなった       | 201 | 39.0% |
| 友達を馬鹿にしたり、差別したりするような行動が増えた             | 30  | 5.8%  |
| 保育者の他の子どもへの関わりが不十分になった                 | 149 | 28.9% |
| 保育者の感情的な疲弊がある（安全配慮や子どもからの乱暴な行動や言葉などから） | 172 | 33.3% |
| 特はない                                   | 64  | 12.4% |
| その他                                    | 30  | 5.8%  |

設問（7）：園や保育者にとって、子どもが共に過ごせるように保育を行うことでの困難さや課題を感じたこと

| 項目                                   | 回答数 | 割合    |
|--------------------------------------|-----|-------|
| 保育者の他の子どもへの関わりが不十分になることがある           | 272 | 52.7% |
| 障害の特性に対する知識やスキルの不足から、対応が難しいと感じることがある | 315 | 61.0% |
| クラス全体の雰囲気が落ち着かなくなることがある              | 356 | 69.0% |
| 子どもやクラスの安全確保に集中して、他の保育が不十分になることがある   | 232 | 45.0% |
| 外部機関との連携が難しく、必要な支援を十分に受けられないことがある    | 66  | 12.8% |
| 設備や教材などに限りがあり、環境を整えることが難しい           | 126 | 24.4% |
| 特はない                                 | 37  | 7.2%  |
| その他                                  | 27  | 5.2%  |

設問（8）：子どもたちが共に過ごせるように保育を行う中での工夫

| 項目                          | 回答数 | 割合    |
|-----------------------------|-----|-------|
| すべての子どもが安心して生活でき、遊びこめる環境を作る | 369 | 71.5% |
| 保育者の関わりが、他の子どもの見本となるようにする   | 220 | 42.6% |
| どの子どもにも関わりが不十分にならないようにする    | 263 | 51.0% |
| 個別に関わるための職員の配置する            | 304 | 58.9% |
| 子ども同士が互いを知る機会を設ける           | 190 | 36.8% |
| 保育者を孤立させないように、チームで保育をする     | 283 | 54.8% |
| 特はない                        | 1   | 0.2%  |
| その他                         | 15  | 2.9%  |

設問（9）：子どもたちが共に過ごせるように保育を行うことで、障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの保護者や他の保護者にとって良かったと感じたこと

| 項目   | 回答数 | 割合    |
|--|-----|-------|
| 子どもが園での生活を楽しんでいる姿を見て、保護者が安心した（不安や心配が軽減された） | 407 | 78.9% |
| 保護者の子育てへの不安が和らいだ                           | 226 | 43.8% |
| 他の保護者の障害や特別な配慮が必要な子どもの理解が深まり、保育に協力的な姿が増えた  | 139 | 26.9% |
| 他の保護者が自分の子どもの相談をすることが増えた                   | 68  | 13.2% |
| 保護者同士の関係性が深まり、支え合う姿が増えた                    | 94  | 18.2% |
| 特はない                                       | 51  | 9.9%  |
| その他  | 10  | 1.9%  |

設問（10）：子どもたちが共に過ごせるように保育を行うことで、障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの保護者や他の保護者にとって、困ったことや課題と感じたこと

| 項目                                      | 回答数 | 割合    |
|---|-----|-------|
| 保護者から支援が不十分だと指摘があるなど不満が生じることがある         | 68  | 13.2% |
| 他の子どもとの違いが目立ち、保護者が不安を感じてしまうことがある        | 227 | 44.0% |
| 保護者が他の保護者と適切な関係を築けず、結果として孤立してしまうことがある   | 76  | 14.7% |
| 他の保護者から、共に過ごすための保育方針について理解が得られないことがある   | 47  | 9.1%  |
| 他の保護者から、配慮が必要な子どもの言動に対して不満が生じことがある      | 170 | 32.9% |
| 他の保護者から、自分の子どもへの配慮や注意が不足していると不満が生じことがある | 79  | 15.3% |
| その他                                     | 21  | 4.1%  |

設問（11）：家族支援(保護者支援)を行う際の取り組みや工夫

| 項目                                    | 回答数 | 割合    |
|---------------------------------------|-----|-------|
| 日ごろから保育者から声をかけるなど、コミュニケーションをとるようにしている | 487 | 94.4% |
| 保護者の話をよく聞き、困りごとや悩みに寄り添う               | 429 | 83.1% |
| 障害や困難さではなく、子どもの育ちや得意なことを伝える           | 349 | 67.6% |
| 園での工夫や配慮していることを伝える                    | 342 | 66.3% |
| 子どもの姿を伝えるタイミングを見計らう                   | 293 | 56.8% |
| 状況に応じて個室で話を聞く                         | 373 | 72.3% |
| 園内で保護者の困りごとや悩みを共有して支援する               | 326 | 63.2% |
| 子どものことだけではなく、保護者自身の困りごとや悩みを聞くようにしている  | 298 | 57.8% |
| きょうだい児など家族全体を考えて、保護者のニーズを捉える          | 174 | 33.7% |
| 同じクラスや同じ悩みを持つ保護者同士がつながる取り組みを行う        | 56  | 10.9% |
| 要望に応じて保育参観・参加できるようにしている               | 245 | 47.5% |
| 必要に応じて地域の関係機関と連携し、必要な子育て支援を受けられるようにする | 327 | 63.4% |
| 特にない                                  | 1   | 0.2%  |
| その他                                   | 0   | 0.0%  |

設問（12）：家族支援（保護者支援）を行う際の困難さや課題

| 項目                                       | 回答数 | 割合    |
|--|-----|-------|
| 保護者と子どもの姿を共有し、共通認識を持つこと                  | 309 | 59.9% |
| 子どもの姿を共有する時間や、保護者の悩みなどを聞く時間をとること         | 187 | 36.2% |
| きょうだい児など家族全体を考えて、保護者のニーズを捉えること           | 79  | 15.3% |
| 発達が心配な子どもの保護者に子どもの様子や支援の必要性の伝え方がわからない    | 121 | 23.4% |
| 同じ悩みを持つ保護者同士のつながりをつくること                  | 131 | 25.4% |
| 家族のニーズの捉え方が保育者間で異なること                    | 91  | 17.6% |
| 園内で保護者の困りごとや悩みを共有する時間をとること               | 101 | 19.6% |
| 家族支援（保護者支援）のアプローチが保育者間で異なり、保護者が混乱することがある | 31  | 6.0%  |
| 関係機関と連携して支援すること                          | 134 | 26.0% |
| 特はない                                     | 36  | 7.0%  |
| その他                                      | 25  | 4.8%  |

設問（13）：就学の際、小学校との連携においての困難さや課題

| 項目                                   | 回答数 | 割合    |
|--------------------------------------|-----|-------|
| 情報共有が不十分で、保育園での取り組みや子どもの特性が小学校に伝わらない | 214 | 41.5% |
| 園と小学校での支援に一貫性が保たれず、子どもが混乱することがある     | 172 | 33.3% |
| 特はない                                 | 175 | 33.9% |
| その他                                  | 62  | 12.0% |

8.職員の専門性の向上・成長について

設問（1）：保育者の専門性の向上や成長のために必要と感じる取り組み

| 項目                         | 回答数 | 割合    |
|----------------------------|-----|-------|
| 園内での研修の実施                  | 393 | 76.2% |
| 園外での研修への参加                 | 391 | 75.8% |
| 園全体での保育の振り返り               | 358 | 69.4% |
| 専門職を含めた保育の振り返り             | 264 | 51.2% |
| 保育に関わる資格取得の奨励              | 73  | 14.1% |
| 他の保育施設との交流                 | 137 | 26.6% |
| 現場での実践的な指導                 | 242 | 46.9% |
| 専門機関での専門的・実践的な研修           | 231 | 44.8% |
| 巡回相談や保育所等訪問支援などの園への訪問による支援 | 328 | 63.6% |
| 外部専門家等によるケース会議やスーパービジョン    | 160 | 31.0% |
| 特はない                       | 1   | 0.2%  |
| その他                        | 13  | 2.5%  |

設問（2）：過去1年間で、園内研修で行ったものや、行う予定のもの

| 項目                             | 回答数 | 割合    |
|--------------------------------|-----|-------|
| 園の理念や方針の共有                     | 284 | 55.0% |
| 全般的な子どもの理解、見方について              | 293 | 56.8% |
| 保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領について | 131 | 25.4% |
| 不適切保育や虐待について                   | 407 | 78.9% |
| 子どもの人権について                     | 348 | 67.4% |
| 障害のある子どもの関わりについて               | 263 | 51.0% |
| インクルーシブ保育について                  | 137 | 26.6% |
| 家族支援（保護者支援）について                | 182 | 35.3% |
| その他                            | 34  | 6.6%  |

設問（3）：共に過ごすための取組を通じて、保育者が成長したと感じること

| 項目                            | 回答数 | 割合    |
|-------------------------------|-----|-------|
| 個々の子どものニーズに応じた柔軟な対応ができるようになった | 358 | 69.4% |
| 保育者同士で協力し合って保育に取り組む姿が増えた      | 409 | 79.3% |
| 保護者と協力しながら保育に取り組む姿が増えた        | 218 | 42.2% |
| 保育者が子どもから影響を受けて人間的に成長した       | 175 | 33.9% |
| 特にない                          | 13  | 2.5%  |
| その他                           | 5   | 1.0%  |

## 9. 外部機関との連携について

設問（1）：障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもが、共に過ごすために、専門機関や施設（児童発達支援（療育）など）に求める

こと

| 項目                                    | 回答数 | 割合    |
|---------------------------------------|-----|-------|
| 子どもの発達や子どもの姿を相談したい                    | 310 | 60.1% |
| 障害の特性と支援方法について相談したい                   | 358 | 69.4% |
| 子どもの困りごとに合わせた関わり方を相談したい               | 375 | 72.7% |
| 医療的ケアへの適切な関わり方を相談したい                  | 65  | 12.6% |
| 家族支援（保護者支援）について相談したい                  | 237 | 45.9% |
| 発達が心配な子どもの保護者に子どもの様子や支援の必要性の伝え方を相談したい | 280 | 54.3% |
| 具体的な保育の組み立て方（自由遊びや設定遊び）を相談したい         | 189 | 36.6% |
| 月案や週案などの保育の計画について相談したい                | 36  | 7.0%  |
| 個別の指導計画について相談したい                      | 98  | 19.0% |
| 就学について相談したい                           | 166 | 32.2% |
| 研修や実習、講義を行ってもらいたい                     | 150 | 29.1% |
| 直接子どもと関わりながら、専門的な支援をしてもらいたい           | 228 | 44.2% |
| 保育を振り返る際の話し合いのまとめ役になってもらいたい           | 60  | 11.6% |
| 保育者に対するスーパーバイズを行ってほしい                 | 122 | 23.6% |
| 特ない                                   | 5   | 1.0%  |
| その他                                   | 20  | 3.9%  |

設問（2）：障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの育ちを支えるために、園への通園と並行して児童発達支援（療育）への通所は必要だと思いますか？

| 項目    | 回答数 | 割合    |
|-------|-----|-------|
| 必要がある | 467 | 90.5% |
| 必要がない | 1   | 0.2%  |
| わからない | 27  | 5.2%  |
| その他   | 23  | 4.5%  |

設問（3）：子どもを児童発達支援（療育）につなげようとしたことがある場合の理由

| 項目                              | 回答数 | 割合    |
|---------------------------------|-----|-------|
| 子どもに障害や特性があるかをみてもらいたいため         | 176 | 34.1% |
| 子どもの障害や特性の軽減のため（リハビリなど）         | 250 | 48.4% |
| 子どもの二次的な問題への発展を防ぐため             | 170 | 32.9% |
| 園での集団生活の困りを軽減させるため              | 246 | 47.7% |
| 子どもの自信や自己肯定感を高めるため              | 264 | 51.2% |
| 日常生活に必要な動作（身の回りのこと）などの習得を促すため   | 224 | 43.4% |
| 園に対して関わり方等の助言をもらいたいため           | 153 | 29.7% |
| 園での対応には限界があるため                  | 185 | 35.9% |
| 家庭などで保護者の困りを軽減させるため             | 233 | 45.2% |
| 保護者に対して気づきを促し、関わり方等を助言してもらいたいため | 225 | 43.6% |
| つなげようとしてことはない                   | 23  | 4.5%  |
| その他                             | 18  | 3.5%  |

設問（3）：つなげられなかった又はつながらなかったことがある場合の理由

| 項目                                  | 回答数 | 割合    |
|-------------------------------------|-----|-------|
| 障害や特性なのかどうかまだわからず様子を見ているため          | 134 | 26.0% |
| 保護者との信頼関係がまだ十分でないもしくは悪化する恐れがあるため    | 148 | 28.7% |
| 保護者がまだ子どもの障害や特性に気づいていないため           | 271 | 52.5% |
| 保護者に児童発達支援（療育）を勧める理由をしっかり説明できなかっただめ | 19  | 3.7%  |
| 児童発達支援（療育）までの流れや仕組みについてわからないため      | 8   | 1.6%  |
| 地域につなげられる又は相談ができる施設や相談窓口がないため       | 3   | 0.6%  |
| 施設が通うことが難しい距離だったため                  | 22  | 4.3%  |
| 空きがなく入ることができなかっただめ                  | 69  | 13.4% |
| 保護者が相談や通所することを選択しなかったため             | 246 | 47.7% |
| つなげようとしてことはない                       | 34  | 6.6%  |
| その他                                 | 40  | 7.8%  |

設問（4）：児童発達支援（療育）を受けている子どもの有無

| 項目      | 回答数 | 割合    |
|---------|-----|-------|
| 在園している  | 481 | 93.2% |
| 在園していない | 35  | 6.8%  |

設問（4）：児童発達支援（療育）を受けている子どもの状況

| 項目                                 | 回答数 | 割合    |
|------------------------------------|-----|-------|
| 1日の途中で受けに行き、再登園する子どもがいる            | 227 | 47.2% |
| 遅刻または早退をして受けている子どもがいる              | 344 | 71.5% |
| 週に1～2日程度休んで受けている子どもがいる             | 217 | 45.1% |
| 週の大半を休んで受けている子どもがいる（週に1日程度は登園している） | 16  | 3.3%  |
| 月の大半を他施設で過ごしている子どもがいる              | 9   | 1.9%  |
| 土日や祝日に受けている子どもがいる                  | 139 | 28.9% |
| 併設・同一施設内で受けている子どもがいる               | 14  | 2.9%  |
| 訪問による支援を受けている子どもがいる                | 81  | 16.8% |
| 児童発達支援（療育）を受けている子どもはいない            | 0   | 0.0%  |
| その他                                | 20  | 4.2%  |

（5）～（9）は現在、児童発達支援（療育）を受けている子どもが在園している場合のみ回答

設問（5）：児童発達支援（療育）を受けている子どもの通所形態

| 項目                         | 回答数 | 割合    |
|----------------------------|-----|-------|
| 個別の支援を受けている子どもがいる          | 347 | 72.1% |
| 集団での支援を受けている子どもがいる         | 330 | 68.6% |
| 2施設以上の複数施設に通っている子どもがいる     | 204 | 42.4% |
| 児童発達支援（療育）が送迎してくれている子どもがいる | 234 | 48.6% |
| わからない                      | 8   | 1.7%  |
| その他                        | 5   | 1.0%  |

設問（6）：児童発達支援（療育）を受けることで、子どもの園での生活や集団参加の困難さの軽減が図られるなど、療育に対する満足度

児童発達支援（療育）など施設に並行して通っている場合

| 項目          | 回答数 | 割合    |
|-------------|-----|-------|
| とても満足       | 72  | 15.0% |
| ある程度満足      | 263 | 54.7% |
| どちらともいえない   | 0   | 0.0%  |
| 不満          | 10  | 2.1%  |
| とても不満       | 3   | 0.6%  |
| 該当する子どもはいない | 4   | 0.8%  |

園に訪問してもらい、園内で支援を受けている場合（保育所等訪問支援など）

| 項目          | 回答数 | 割合    |
|-------------|-----|-------|
| とても満足       | 61  | 20.7% |
| ある程度満足      | 136 | 46.3% |
| どちらともいえない   | 0   | 0.0%  |
| 不満          | 10  | 3.4%  |
| とても不満       | 1   | 0.3%  |
| 該当する子どもはいない | 187 | 38.9% |

設問（7）：児童発達支援（療育）を受けることで、子どもにとって良かったと思う点（5個まで複数回答可）

| 項目                                | 回答数 | 割合    |
|-----------------------------------|-----|-------|
| 子どもの実態把握、効果的な支援につながる              | 291 | 60.5% |
| 子どもの障害や特性が軽減した                    | 117 | 24.3% |
| 子どもの様子が安定し、二次的な問題への発展が防げた         | 127 | 26.4% |
| 順番を待つことやルールを守ることなど、生活に必要な習慣が身に付いた | 104 | 21.6% |
| 友達との関り方が身についた                     | 76  | 15.8% |
| 自信や自己肯定感が高まった                     | 100 | 20.8% |
| 日常生活に必要な動作（身の回りのこと）が身についた         | 125 | 26.0% |
| 児童発達支援（療育）でも様々な経験ができる             | 223 | 46.4% |
| 児童発達支援（療育）の小集団で安心して過ごせている         | 136 | 28.3% |
| 卒園後も継続した支援につながる場合がある              | 148 | 30.8% |
| 特はない                              | 22  | 4.6%  |
| その他                               | 19  | 4.0%  |

設問（8）：児童発達支援（療育）を受けることでの子どもにとっての困難さや課題

| 項目   | 回答数 | 割合    |
|--|-----|-------|
| 園を休んで児童発達支援（療育）に行くと生活リズムが乱れる                   | 68  | 14.1% |
| 登園前や登園中に児童発達支援（療育）に行くと（療育による保育の中抜け）、子どもが不安定になる | 86  | 17.9% |
| 児童発達支援（療育）に通うことが子どもの負担になっている                   | 29  | 6.0%  |
| 児童発達支援（療育）に通うことが保護者の負担になっている                   | 74  | 15.4% |
| 園で友達と共に過ごす機会が減る                                | 71  | 14.8% |
| 児童発達支援（療育）と方針が合わない                             | 21  | 4.4%  |
| 児童発達支援（療育）と子どもの姿の共通理解が難しい                      | 79  | 16.4% |
| 児童発達支援（療育）との連携にかける人員や時間が不足している                 | 54  | 11.2% |
| 特はない   | 205 | 42.6% |
| その他  | 33  | 6.9%  |

設問（9）：（8）の困難さや課題を防ぐために必要だと思う取り組み

| 項目  | 回答数 | 割合    |
|---|-----|-------|
| 地域全体で子どもの育ちを支えられるために連携を強化する                   | 82  | 29.7% |
| 児童発達支援（療育）と積極的に情報共有を行い、子どもが安心して過ごせるようにする      | 221 | 80.1% |
| 児童発達支援（療育）に通わなくても園での困りを減らす（保育者の専門性を向上、職員増員など） | 67  | 24.3% |
| 園での支援を充実させる（専門職を雇用や外部の専門職の訪問など）               | 103 | 37.3% |
| 職員数を確保するための法律や財政面でのサポート（配置基準の見直しなど）           | 142 | 51.4% |
| 児童発達支援（療育）の施設を併設する                            | 71  | 25.7% |
| 児童発達支援（療育）の利用を控えてもらう                          | 5   | 1.8%  |
| 特にない  | 28  | 10.1% |
| その他   | 20  | 7.2%  |

設問（10）：障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもの発達や保護者支援に関して、園が相談したいときに相談できる機関

| 項目                              | 回答数 | 割合    |
|---------------------------------|-----|-------|
| 他の保育所等の保育施設や幼稚園                 | 54  | 10.5% |
| 医療機関                            | 113 | 21.9% |
| 保健所                             | 45  | 8.7%  |
| 保健センター                          | 174 | 33.7% |
| 子ども家庭センター                       | 152 | 29.5% |
| 児童発達支援センターなどの児童発達支援（療育）を行っている施設 | 312 | 60.5% |
| 小学校                             | 47  | 9.1%  |
| 特別支援学校                          | 45  | 8.7%  |
| 教育委員会                           | 54  | 10.5% |
| 発達障害者支援センター                     | 55  | 10.7% |
| 市区町村内の障害担当部署                    | 97  | 18.8% |
| 市区町村内の母子保健部署                    | 84  | 16.3% |
| 児童相談所                           | 58  | 11.2% |
| 児童館などの施設                        | 2   | 0.4%  |
| 民生委員・児童委員                       | 9   | 1.7%  |
| 町内会などの地域の自治会                    | 4   | 0.8%  |
| わからない                           | 4   | 0.8%  |
| 該当するものはない                       | 11  | 2.1%  |
| その他                             | 48  | 9.3%  |

（11）～（14）は園に訪問して助言をもらうなどの巡回相談や保育所等訪問支援などを受けている場合のみ回答

設問（11）：園に訪問して助言をもらうなどの巡回相談や保育所等訪問支援などの有無と頻度

| 項目     | 回答数 | 割合    |
|--------|-----|-------|
| 受けている  | 443 | 85.9% |
| 受けていない | 73  | 14.1% |

自治体もしくは自治体と契約している機関による巡回相談「（自治体の制度による）

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 受けていない    | 80  | 18.1% |
| 年1回程度     | 81  | 18.3% |
| 年2～3回程度   | 191 | 43.1% |
| 年4～5回程度   | 47  | 10.6% |
| 年6～7回程度   | 7   | 1.6%  |
| 年8～9回程度   | 6   | 1.4%  |
| 年10～11回程度 | 15  | 3.4%  |
| 年12回程度    | 16  | 3.6%  |

医療機関による巡回相談

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 受けていない    | 417 | 94.1% |
| 年1回程度     | 9   | 2.0%  |
| 年2～3回程度   | 16  | 3.6%  |
| 年4～5回程度   | 1   | 0.2%  |
| 年6～7回程度   | 0   | 0.0%  |
| 年8～9回程度   | 0   | 0.0%  |
| 年10～11回程度 | 0   | 0.0%  |
| 年12回程度    | 0   | 0.0%  |

教育機関による巡回相談（特別支援学校や教育支援センターなど）

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 受けていない    | 304 | 68.6% |
| 年1回程度     | 71  | 16.0% |
| 年2～3回程度   | 59  | 13.3% |
| 年4～5回程度   | 4   | 0.9%  |
| 年6～7回程度   | 0   | 0.0%  |
| 年8～9回程度   | 0   | 0.0%  |
| 年10～11回程度 | 2   | 0.5%  |
| 年12回程度    | 3   | 0.7%  |

在園児が通う児童発達支援（療育）による保育所等訪問支援など

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 受けていない    | 169 | 38.1% |
| 年1回程度     | 87  | 19.6% |
| 年2～3回程度   | 93  | 21.0% |
| 年4～5回程度   | 21  | 4.7%  |
| 年6～7回程度   | 6   | 1.4%  |
| 年8～9回程度   | 8   | 1.8%  |
| 年10～11回程度 | 15  | 3.4%  |
| 年12回程度    | 44  | 9.9%  |

民間の機関による巡回相談（在園児が通う施設の訪問を除く）

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 受けていない    | 373 | 84.2% |
| 年1回程度     | 18  | 4.1%  |
| 年2～3回程度   | 25  | 5.6%  |
| 年4～5回程度   | 5   | 1.1%  |
| 年6～7回程度   | 2   | 0.5%  |
| 年8～9回程度   | 2   | 0.5%  |
| 年10～11回程度 | 3   | 0.7%  |
| 年12回程度    | 15  | 3.4%  |

設問（12）：園に訪問して助言をしてもらうなどの巡回相談の満足度

自治体もしくは自治体と契約している機関による巡回相談「（自治体の制度による）

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 受けていない    | 76  | 17.2% |
| とても満足     | 124 | 33.8% |
| ある程度満足    | 175 | 47.7% |
| どちらともえいない | 0   | 0.0%  |
| 不満        | 17  | 4.6%  |
| とても不満     | 5   | 1.4%  |

医療機関による巡回相談

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 受けていない    | 397 | 89.6% |
| とても満足     | 14  | 30.4% |
| ある程度満足    | 20  | 43.5% |
| どちらともえいない | 0   | 0.0%  |
| 不満        | 1   | 2.2%  |
| とても不満     | 0   | 0.0%  |

教育機関による巡回相談（特別支援学校や教育支援センターなど）

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 受けていない    | 299 | 67.5% |
| とても満足     | 46  | 31.9% |
| ある程度満足    | 67  | 46.5% |
| どちらともえいない | 0   | 0.0%  |
| 不満        | 2   | 1.4%  |
| とても不満     | 1   | 0.7%  |

在園児が通う児童発達支援（療育）による保育所等訪問支援など

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 受けていない    | 171 | 38.6% |
| とても満足     | 88  | 32.4% |
| ある程度満足    | 126 | 46.3% |
| どちらともえいない | 0   | 0.0%  |
| 不満        | 5   | 1.8%  |
| とても不満     | 3   | 1.1%  |

民間の機関による巡回相談（在園児が通う施設の訪問を除く）

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| 受けていない    | 354 | 79.9% |
| とても満足     | 29  | 32.6% |
| ある程度満足    | 39  | 43.8% |
| どちらともえいない | 0   | 0.0%  |
| 不満        | 2   | 2.2%  |
| とても不満     | 1   | 1.1%  |

設問（13）：巡回相談や保育所等訪問支援などの利点

| 項目                                | 回答数 | 割合    |
|-----------------------------------|-----|-------|
| 日々の保育を振り返り、子どもへの関わりを確認したり見直したりできる | 321 | 72.5% |
| 子どもの困りごとの理由が明確になり保育に活かせる          | 314 | 70.9% |
| 保護者の困りごとの支援に活かせる                  | 216 | 48.8% |
| 悩みや困りごとを相談することで職員のケアにつながる         | 289 | 65.2% |
| 保護者に子どもの姿を説明しやすくなる                | 220 | 49.7% |
| 保育者の児童発達支援（療育）についての理解が深まる         | 199 | 44.9% |
| 児童発達支援の施設と子どもの姿や支援方法の共通理解ができる     | 191 | 43.1% |
| 児童発達支援の施設と連携して子どもへの支援の質が高まる       | 163 | 36.8% |
| 特にない                              | 6   | 1.4%  |
| その他                               | 5   | 1.1%  |

設問（14）：巡回相談や保育所等訪問支援などの困難さや課題

| 項目                                    | 回答数 | 割合    |
|---------------------------------------|-----|-------|
| 訪問の日程調整が難しい                           | 148 | 33.4% |
| 1年間の訪問の回数が少ない                         | 159 | 35.9% |
| 職員が話し合いに参加すると、クラス運営に負担がかかる            | 165 | 37.2% |
| 助言が子どもの発達や障害の特性に合わなく子ども理解につながらない      | 23  | 5.2%  |
| 一方的な助言で実践が批判される                       | 15  | 3.4%  |
| 園での生活全般を見てもらえない                       | 84  | 19.0% |
| 園での関わりと児童発達支援（療育）の関わりの違いが理解されにくいことがある | 41  | 9.3%  |
| 複数の施設からの助言が一致せず混乱する                   | 10  | 2.3%  |
| 保育所等訪問支援の目的や支援計画などが共有されない             | 11  | 2.5%  |
| 保育計画や個別の指導計画などの保育内容についての助言が得られない      | 12  | 2.7%  |
| 特にない                                  | 99  | 22.3% |
| その他                                   | 20  | 4.5%  |

設問（15）：児童発達支援（療育）、巡回相談や保育所等訪問支援などで家族支援（保護者支援）が行われている場合の利点

| 項目                                       | 回答数 | 割合    |
|--|-----|-------|
| 保護者が相談できるきっかけになる                         | 270 | 52.3% |
| 保護者の継続的に相談できる場になる                        | 217 | 42.1% |
| 保護者の安心感や心の安定につながる                        | 255 | 49.4% |
| 保護者が子どもの姿を受け入れられやすくなる                    | 197 | 38.2% |
| 保護者の子育てに関する不安や悩みを軽減できる                   | 210 | 40.7% |
| 保護者と子育ての悩みを共有し、子どもとの関わりを一緒に考えることができる     | 197 | 38.2% |
| 保護者に子どもに合わせた助言があることで、保護者の子育てに関する負担が軽減される | 134 | 26.0% |
| 保護者が安定することで、子どもも安定する                     | 173 | 33.5% |
| 子どもが児童発達支援（療育）につながりやすくなる                 | 153 | 29.7% |
| 保護者が地域の支援につながりやすくなる（子育て支援など）             | 62  | 12.0% |
| 同じ悩みをもつ保護者同士のつながりができやすくなる                | 43  | 8.3%  |
| 特はない                                     | 32  | 6.2%  |
| 家族支援（保護者支援）が行われていない                      | 105 | 20.3% |
| その他                                      | 5   | 1.0%  |

設問（16）：児童発達支援（療育）、巡回相談や保育所等訪問支援などで家族支援（保護者支援）が行われている場合の困難さや課題

| 項目                                   | 回答数 | 割合    |
|--------------------------------------|-----|-------|
| 家族のニーズの捉え方が園とかみあわない                  | 61  | 11.8% |
| 保護者のニーズに合っていない助言がある                  | 48  | 9.3%  |
| 助言が保護者の負担となり、園でその後のフォローが必要となる        | 39  | 7.6%  |
| 家族支援を必要とする家庭の状況に合わせた支援ではない           | 17  | 3.3%  |
| 園で大切にしている保育と合わない支援を家族に伝える場合がある       | 28  | 5.4%  |
| 保護者への伝える内容が、園の考えと違いがあり、結果、混乱を招くことがある | 41  | 7.9%  |
| 個別での支援が多く、同じ悩みを持つ保護者同士の繋がりを作るのが難しい   | 46  | 8.9%  |
| 特はない                                 | 222 | 43.0% |
| 家族支援（保護者支援）が行われていない                  | 105 | 20.3% |
| その他                                  | 12  | 2.3%  |

10.インクルーシブ保育への具体的な取り組み

設問（1）：障害のある子どもと、ない子どもが共に過ごすことは必要だと思いますか？

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても必要     | 244 | 47.3% |
| ある程度必要    | 233 | 45.2% |
| どちらともいえない | 36  | 7.0%  |
| あまり必要ではない | 2   | 0.4%  |
| 必要ではない    | 3   | 0.6%  |

設問（2）：障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもと、ない子どもが共に過ごすことの困難さや課題を解決するのに園で必要だと感じること

保育士の確保

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 448 | 86.8% |
| ある程度重要    | 60  | 11.6% |
| あまり重要ではない | 2   | 0.4%  |
| 現在、該当しない  | 6   | 1.2%  |

保育の専門性の向上

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 414 | 80.2% |
| ある程度重要    | 95  | 18.4% |
| あまり重要ではない | 2   | 0.4%  |
| 現在、該当しない  | 5   | 1.0%  |

保育の専門性以外の専門性の向上

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 234 | 45.3% |
| ある程度重要    | 233 | 45.2% |
| あまり重要ではない | 33  | 6.4%  |
| 現在、該当しない  | 16  | 3.1%  |

施設・設備など保育環境の改善

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 228 | 44.2% |
| ある程度重要    | 233 | 45.2% |
| あまり重要ではない | 34  | 6.6%  |
| 現在、該当しない  | 21  | 4.1%  |

補助金などの財源の確保（財政的制約の解消）

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 392 | 76.0% |
| ある程度重要    | 84  | 16.3% |
| あまり重要ではない | 11  | 2.1%  |
| 現在、該当しない  | 29  | 5.6%  |

クラスの規模の見直し

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 199 | 38.6% |
| ある程度重要    | 199 | 38.6% |
| あまり重要ではない | 83  | 16.1% |
| 現在、該当しない  | 35  | 6.8%  |

園全体で子どもの育ちや個別の配慮について理解して取り組む

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 373 | 72.3% |
| ある程度重要    | 133 | 25.8% |
| あまり重要ではない | 6   | 1.2%  |
| 現在、該当しない  | 4   | 0.8%  |

園の保育・教育や子どもの育ちに関する価値観を転換する

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 192 | 37.2% |
| ある程度重要    | 243 | 47.1% |
| あまり重要ではない | 38  | 7.4%  |
| 現在、該当しない  | 43  | 8.3%  |

すべての子どもが楽しめる保育の在り方の見直し

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 279 | 54.1% |
| ある程度重要    | 194 | 37.6% |
| あまり重要ではない | 20  | 3.9%  |
| 現在、該当しない  | 23  | 4.5%  |

専門機関や児童発達支援（療育）施設との連携強化

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 295 | 57.2% |
| ある程度重要    | 198 | 38.4% |
| あまり重要ではない | 18  | 3.5%  |
| 現在、該当しない  | 5   | 1.0%  |

入園前の親子へ支援をつなげる取り組み（園庭開放や誰でも通園制度の利用など）

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 153 | 29.7% |
| ある程度重要    | 264 | 51.2% |
| あまり重要ではない | 63  | 12.2% |
| 現在、該当しない  | 36  | 7.0%  |

保育以外の子育て支援の実施（一時保育や病後児保育など）

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 110 | 21.3% |
| ある程度重要    | 260 | 50.4% |
| あまり重要ではない | 84  | 16.3% |
| 現在、該当しない  | 62  | 12.0% |

インクルーシブ保育について全保護者に説明し、理解を求める

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 176 | 34.1% |
| ある程度重要    | 261 | 50.6% |
| あまり重要ではない | 53  | 10.3% |
| 現在、該当しない  | 26  | 5.0%  |

園全体で家族支援（保護者支援）について理解して取り組む

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 235 | 45.5% |
| ある程度重要    | 253 | 49.0% |
| あまり重要ではない | 16  | 3.1%  |
| 現在、該当しない  | 12  | 2.3%  |

地域とのつながりを深める

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 163 | 31.6% |
| ある程度重要    | 270 | 52.3% |
| あまり重要ではない | 59  | 11.4% |
| 現在、該当しない  | 24  | 4.7%  |

職員同士で意見交換や相談しやすい環境づくり

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 365 | 70.7% |
| ある程度重要    | 138 | 26.7% |
| あまり重要ではない | 7   | 1.4%  |
| 現在、該当しない  | 6   | 1.2%  |

行政との連携強化

| 項目        | 回答数 | 割合    |
|-----------|-----|-------|
| とても重要     | 334 | 64.7% |
| ある程度重要    | 165 | 32.0% |
| あまり重要ではない | 8   | 1.6%  |
| 現在、該当しない  | 9   | 1.7%  |